



國際通貨基金協定



國際通貨基金協定

© 2020 International Monetary Fund

© 国際通貨基金(2020年)

Cataloging-in-Publication Data
IMF Library

Names: International Monetary Fund, publisher. | United Nations Monetary and Financial Conference (1944 : Bretton Woods, N.H.).

Title: Articles of agreement of the International Monetary Fund : adopted at the United Nations Monetary and Financial Conference, Bretton Woods, New Hampshire, July 22, 1944 ... amended effective January 26, 2016 by the modifications approved by the Board of Governors in Resolution No. 66-2, adopted December 15, 2010.

Other titles: IMF articles of agreement.

Description: Washington, DC : International Monetary Fund, 2020. | Includes index.

Identifiers:

ISBN 978-1-51353-767-2 (Japanese paper)

ISBN 978-1-51353-768-9 (Japanese PDF)

Subjects: LCSH: International Monetary Fund—Membership. | International Monetary Fund—By-laws.

Classification: LCC HG3881.5.I58 I578 2020

2020年3月に再版

国際通貨基金協定

1944年7月22日に、ニューハンプシャー州ブレトンウッズで開かれた国際連合通貨金融会議で採択された国際通貨基金協定は、1945年12月27日に発効した。

改正の発効日:

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1969年7月28日 | 総務会の決議第23-5号(1968年5月31日採択)で承認 |
| 1978年4月1日 | 総務会の決議第31-4号(1976年4月30日採択)で承認 |
| 1992年11月11日 | 総務会の決議第45-3号(1990年6月28日採択)で承認 |
| 2009年8月10日 | 総務会の決議第52-4号(1997年9月23日採択)で承認 |
| 2011年2月18日 | 総務会の決議第63-3号(2008年5月5日採択)で承認 |
| 2011年3月3日 | 総務会の決議第63-2号(2008年4月28日採択)で承認 |
| 2016年1月26日 | 総務会の決議第66-2号(2010年12月15日採択)で承認 |

国際通貨基金
ワシントンDC

This page intentionally left blank

目次

ページ

	国際通貨基金協定	1
第1条	目的	2
第2条	加盟国の地位	3
	1. 原加盟国	3
	2. その他の加盟国	3
第3条	割当額及び出資	3
	1. 割当額及び出資額の払込み	3
	2. 割当額の調整	3
	3. 割当額が変更された場合の払込み	4
	4. 証書による通貨の代用	5
第4条	為替取極に関する義務	5
	1. 加盟国の一般的義務	5
	2. 一般的為替取極	6
	3. 為替取極の監視	7
	4. 平価	7
	5. 加盟国の管轄地域内における別個の通貨	8
第5条	IMFの操作及び取引	8
	1. IMFと取引する機関	8
	2. IMFの操作及び取引に対する制限	8
	3. IMFの一般資金の利用に関する条件	9
	4. 条件の免除	11
	5. IMFの一般資金を利用する資格の喪失	11
	6. IMFによる特別引出権のその他の買入れ及び 売却	11
	7. 加盟国によるIMFの保有する本国通貨の 買戻し	12
	8. 手数料	14
	9. 報酬	15
	10. 計算	17

v

	11. 価額の維持	17
	12. その他の操作及び取引	17
第6条	資本移動	21
	1. 資本移動のためのIMFの一般資金の利用	21
	2. 資本移動に関する特別規定	21
	3. 資本移動の管理	21
第7条	補充及び不足通貨	22
	1. 通貨のIMF保有額を補充する措置	22
	2. 通貨の一般的不足	22
	3. IMF保有額の不足	22
	4. 制限の適用	23
	5. 制限に対する他の国際協定の効果	23
第8条	加盟国の一般的義務	23
	1. 序言	23
	2. 経常的支払に対する制限の回避	24
	3. 差別的通貨措置の回避	24
	4. 外国保有残高の交換可能性	24
	5. 情報の提供	25
	6. 現行の国際協定に関する加盟国間の協議	26
	7. 準備資産に関する政策についての協力義務	27
第9条	地位、免除及び特権	27
	1. この条の目的	27
	2. IMFの地位	27
	3. 訴訟手続の免除	27
	4. その他の行為の免除	28
	5. 文書に関する免除	28
	6. 資産に対する制限の免除	28
	7. 通信に関する特権	28
	8. 幹部及び職員の免除及び特権	28
	9. 課税の免除	29
	10. この条の適用	29

第10条	他の国際機関との関係	29
第11条	非加盟国との関係	30
	1. 非加盟国との関係に関する約束	30
	2. 非加盟国との取引に対する制限	30
第12条	組織及び運営	30
	1. IMFの機構	30
	2. 総務会	31
	3. 理事会	32
	4. 専務理事及び職員	33
	5. 投票	34
	6. 準備金、純収入の分配及び投資	35
	7. 報告の公表	37
	8. 加盟国に対する見解の通知	37
第13条	事務所及び寄託所	37
	1. 事務所の所在地	37
	2. 寄託所	38
	3. IMFの資産についての保証	38
第14条	過渡的取極	38
	1. IMFに対する通告	38
	2. 為替制限	38
	3. 制限に関するIMFの措置	39
第15条	特別引出権	39
	1. 特別引出権を配分する権限	39
	2. 特別引出権の評価	40
第16条	一般会計及び特別引出権会計	40
	1. 操作及び取引の分離	40
	2. 資産及び財産の分離	40
	3. 記録及び情報	40
第17条	参加国及び他の特別引出権保有者	41
	1. 参加国	41
	2. 保有者としてのIMF	41

	ページ
3. その他の保有者	41
第18条 特別引出権の配分及び消却	42
1. 配分及び消却を規制する原則及び考慮事項	42
2. 配分及び消却	42
3. 予期されなかった重大な事態の発生	44
4. 配分及び消却の決定	44
第19条 特別引出権の操作及び取引	45
1. 特別引出権の使用	45
2. 参加国間の操作及び取引	45
3. 必要性の要件	46
4. 通貨を提供する義務	46
5. 通貨を提供する参加国の指定	47
6. 復元	48
7. 交換比率	48
第20条 特別引出権会計の利子及び手数料	49
1. 利子	49
2. 手数料	49
3. 利子及び手数料の率	49
4. 賦課金	49
5. 利子、手数料及び賦課金の支払	49
第21条 一般会計及び特別引出権会計の管理	50
第22条 参加国の一般的義務	51
第23条 特別引出権の操作及び取引の停止	51
1. 緊急措置	51
2. 義務の不履行	52
第24条 参加の終了	53
1. 参加を終了する権利	53
2. 参加の終了に伴う決済	53
3. 利子及び手数料	53
4. IMFに対する債務の決済	54
5. 参加終了国に対する債務の決済	54

目次

	ページ
6. 一般資金勘定の取引	54
第25条 特別引出権会計の清算	55
第26条 脱退	56
1. 加盟国の脱退権	56
2. 強制的脱退	56
3. 脱退した加盟国との勘定の決済	56
第27条 緊急措置	57
1. 一時的停止	57
2. IMFの清算	57
第28条 改正	58
第29条 解釈	59
第30条 用語の説明	59
第31条 最終規定	61
1. 効力発生	61
2. 署名	61

付表

A. 割当額	63
B. 買戻し、増資の払込み、金及び運営事項に 関する経過規定	64
C. 平価	66
D. 評議会	68
E. 理事に関する経過規定	71
F. 指定	71
G. 復元	72
H. 参加の終了	73
I. 特別引出権会計の清算の執行	74

目次

	ページ
J. 脱退した加盟国との勘定の決済	76
K. 清算の執行	78
L. 投票権の停止	81
M. 特別引出権の1回限りの特別配分	83
索引	89

国際通貨基金協定

本協定の署名政府は、次のとおり協定する。

序

- (i) 国際通貨基金(以下「IMF」)は、当初採択され、その後、改正された本協定の規定に従って設立及び運営される。
- (ii) IMFがその操作及び取引を行えるようにするため、IMFに一般会計及び特別引出権会計を置く。IMFへの加盟は、特別引出権会計に参加する権利を伴う。
- (iii) この協定によって認められた操作及び取引は、この協定の規定に従い一般資金勘定、特別支払勘定及び投資勘定によって構成される一般会計を通じて行う。ただし、特別引出権に係る操作及び取引は、特別引出権会計を通じて行う。

第1条
目的

IMFの目的は、次のとおりである。

- (i) 国際通貨問題に関する協議及び協力のための機構となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進する。
- (ii) 国際貿易の拡大及び均衡のとれた増大を促進し、これにより経済政策の第一義的目標として全加盟国における高水準の雇用と実質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄与する。
- (iii) 為替の安定を促し、加盟国間の秩序ある為替取極を維持し、競争的為替減価を防止する。
- (iv) 加盟国間の經常取引の多国間的支払制度の確立を支援し、及び国際貿易の成長を阻害する為替制限の撤廃に貢献する。
- (v) 適当な保障の下にIMFの一般資金を一時的に加盟国が利用できるようにして、国内的又は国際的な繁栄を破壊するような措置に訴えることなしに国際収支の失調を是正する機会を提供することにより、当該加盟国に安心感を与える。
- (vi) 上記(i)から(v)までの規定に従い、加盟国の国際収支の不均衡の持続期間を短縮し、かつ、その程度を軽減する。

IMFは、そのすべての政策及び決定につき、この条に定める目的を指針としなければならない。

2. 加盟国の地位

第2条

加盟国の地位

第1項 原加盟国

IMFの原加盟国とは、連合国内閣金融会議に代表された国でその政府が1945年12月31日前に加盟国の地位を受諾するものをいう。

第2項 その他の加盟国

総務会が定める時期に総務会が定める条件に従い、その他の国もIMFに加盟できることとする。出資条件を含めたこれら条件は、既に加盟国となっている国について適用されている原則に合致する原則を基礎とする。

第3条

割当額及び出資

第1項 割当額及び出資額の払込み

各加盟国は、特別引出権で表示される出資割当額(クォータ)を割り当てられる。連合国内閣金融会議に代表された加盟国で1945年12月31日前に加盟国の地位を受諾するものの割当額は、付表Aに掲げる額とする。その他の加盟国の割当額は、総務会が定める。各加盟国の出資額は、当該加盟国の割当額と同額とし、全額を適当な寄託所においてIMFに払い込む。

第2項 割当額の調整

(a) 総務会は、5年を超えない間隔を置いて加盟国の割当額につき一般見直しを行い、適当と認めるときは、その調整を提議する。総務会は、また、その他のいかなる時にも、適当と認めるときは、加盟国の要請に基づいてその割当額の調整を考慮することができる。

(b) IMFは、いつでも、第5条第12項(f) (i) 及び(j)の規定に基づき特別支払勘定から一般資金勘定に繰り入れた額を累積額で超えない範囲内において、1975年8月31日にIMFの加盟国であった加盟国

3. 割当額及び出資

の割当額を同日における当該加盟国の割当額に比例して増加することを提議することができる。

(c) いかなる割当額の変更にも、総投票権数の85%の多数を必要とする。

(d) 加盟国の割当額は、当該加盟国が同意し、払込みを行うまで変更されない。ただし、次項(b)の規定に従って払い込んだものとみなされる場合は、この限りでない。

第3項 割当額が変更された場合の払込み

(a) 前項(a)の規定に基づく自国の割当額の増加に同意した各加盟国は、IMFが定める期間内に、増加額の25%を特別引出権でIMFに払い込む。ただし、総務会は、各加盟国がこの払込みの額の全部又は一部を、全加盟国について同一の基準により、IMFが他の加盟国の同意を得て特定する当該他加盟国の通貨又は自国通貨で払い込むことができると定めうることにする。特別引出権会計の非参加国は、増加額のうち参加国の特別引出権による払込みの割合に等しい割合に相当する額を、IMFが他加盟国の同意を得て特定する当該他加盟国の通貨で払い込む。各加盟国は、増加額のうち残額を自国通貨でIMFに払い込む。加盟国の通貨のIMF保有額は、この(a)の規定に基づく他の加盟国による払込みの結果として、第5条第8項(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならない。

(b) 前項(b)の規定に基づく自国の割当額の増加に同意した各加盟国は、当該増加額に等しい出資額をIMFに払い込んだものとみなす。

(c) 加盟国が自国の割当額の減少に同意した場合には、IMFは60日以内に減少額に等しい額をその加盟国に払い戻す。この払戻しは、その加盟国の通貨及び特別引出権又はIMFが他の加盟国の同意を得て特定する当該他の加盟国の通貨で行われ、特別引出権又は他の加盟国の通貨による払戻しの額は、当該加盟国の通貨のIMF保有額が新割当額未満に減少するのを防止するために必要な額とする。ただし、IMFは、例外的状況においては、加盟国に当該加盟国の通貨で払

4. 為替取極に関する義務

い戻すことによって当該加盟国の通貨のIMF保有額を新割当額未滿に減少させることができる。

(d) (a)の規定に基づく決定には、期間の決定及び通貨の特定の場合を除くほか、総投票権数の70%の多数を必要とする。

第4項 証書による通貨の代用

IMFは、一般資金勘定に係るいかなる加盟国の通貨でも、その一部が自己の操作及び取引に必要でないと認めるときは、その代わりに、当該加盟国又は第13条第2項の規定に基づいて当該加盟国が指定した寄託所が発行する手形その他の債務証書を当該加盟国から受領する。この手形その他の債務証書は、譲渡禁止かつ無利子のもので、指定寄託所におけるIMFの勘定に貸記することによって要求次第額面で支払われるものでなければならない。本項の規定は、加盟国が出資する通貨についてのみではなく、他の事由によりIMFに支払うべき通貨又はIMFが取得すべき通貨で一般資金勘定に繰り入れられるものについても適用する。

第4条

為替取極に関する義務

第1項 加盟国の一般的義務

各加盟国は、国際通貨制度の基本的な目的が諸国間における商品、役務及び資本の交流を促しかつ健全な経済成長を維持する枠組みを提供することであること並びにその中心的な目的が金融上及び経済上の安定のために必要な秩序ある基礎的条件を継続的に発展させることであることを認識して、秩序ある為替取極を確保し及び安定した為替相場制度を促進するため、IMF及び他の加盟国と協力することを約束する。各加盟国は、特に、次のことを行わなければならない。

- (i) 自国の置かれた状況に妥当な考慮を払った上、自国の経済上及び金融上の政策を物価の適度な安定を伴う

4. 為替取極に関する義務

秩序ある経済成長を促進する目的に向けるよう努力すること。

- (ii) 秩序ある基礎的な経済上及び金融上の条件並びに不規律な変動をもたらすこととならない通貨制度を育成することにより安定性の促進を探究すること。
- (iii) 国際収支の効果的な調整を妨げるため又は他の加盟国に対し不公正な競争上の優位を得るために為替相場又は国際通貨制度を操作することを回避すること。
- (iv) 本項に規定する約束と両立する為替政策を実施すること。

第2項 一般的為替取極

(a) 各加盟国は、前項の規定に基づく自国の義務を履行するに当たって適用する意図を有する為替取極をこの協定の第2次改正の日の後30日以内にIMFに通告し、また、自国の為替取極のいかなる変更をも速やかにIMFに通告する。

(b) 1976年1月1日に存在していたような国際通貨制度の下では、為替取極は、(i)加盟国が特別引出権若しくは当該加盟国が選択するその他の表示単位(金を除く。)で表示される自国通貨の価値を維持するもの、(ii)加盟国が1若しくは2以上の他の加盟国の通貨の価値との関連において自国通貨の価値を維持する2以上の加盟国の間の協力的取極又は(iii)加盟国が選択するその他の為替取極とすることができる。

(c) IMFは、国際通貨制度の進展に応ずるため、総投票権数の85%の多数により、加盟国がIMFの目的及び前項の規定に基づく義務に合致する為替取極であって自国が選択するものを適用する権利を制限することなく、一般的為替取極に関する規定を設けることができる。

4. 為替取極に関する義務

第3項 為替取極の監視

(a) IMFは、国際通貨制度の効果的な運営を確保するため国際通貨制度を監視し、また、第1項の規定に基づく各加盟国の義務の遵守について監督する。

(b) IMFは、(a)の規定に基づく任務を遂行するため、加盟国の為替相場政策の確実な監視を実施し、また、為替相場政策に関する全加盟国に対する指針とするための特定の原則を採択する。各加盟国は、この監視のために必要な情報をIMFに提供しなければならない。また、IMFから要請があったときは、自国の為替相場政策についてIMFと協議しなければならない。IMFが採択する原則は、加盟国が1又は2以上の他の加盟国の通貨の価値との関連において自国通貨の価値を維持する2以上の加盟国の間の協力的取極並びにIMFの目的及び第1項の規定に合致する他の為替取極であって加盟国が選択するものと矛盾するものであってはならない。この原則は、加盟国国内の社会的又は政治的政策を尊重するものでなければならない。また、IMFは、この原則を適用するに当たり、加盟国の置かれた状況に妥当な配慮を払うこととする。

第4項 平価

IMFは、総投票権数の85%の多数により、国際経済の条件が安定的なしかし調整可能な平価を基礎とした広範な為替取極の制度の導入を許容するものであることを決定することができる。IMFは、世界経済の基礎的な安定に基づいてこの決定を行うものとし、このため、加盟国の経済における物価の動向及び成長率を考慮する。この決定は、国際通貨制度の進展に照らし、特に、流動性の創出要因を考慮し、また、平価制度の効果的な運営を確保するために、国際収支が黒字である加盟国及び赤字である加盟国の双方が調整を達成する目的で迅速かつ効果的であって均衡のとれた措置をとるための取極並びに介入のため及び不均衡に対する処置をとるための取極を考慮して、行われる。IMFは、この決定を行った際に、付表Cの規定が適用される旨を加盟国に通知する。

第5項 加盟国の管轄地域内における別個の通貨

(a) 本条の規定に基づく加盟国の自国通貨に関する措置は、当該措置が本国通貨のみに関するものであること、指定する1若しくは2以上の別個の通貨のみに関するものであること又は本国通貨及び指定する1若しくは2以上の別個の通貨に関するものであることを当該加盟国が宣言しない限り、当該加盟国が第31条第2項(g)の規定に基づいて本協定を受諾した全地域の別個の通貨についても適用されるものとみなす。

(b) 本条の規定に基づくIMFの措置は、IMFが別段の宣言をしない限り、加盟国の(a)に規定するすべての通貨に関するものとみなす。

第5条

IMFの操作及び取引

第1項 IMFと取引する機関

各加盟国は、自国の大蔵省・財務省、中央銀行、安定基金その他これらに類似する財務機関を通じてのみIMFと取引するものとし、IMFは、これらの機関とのみ又はこれらの機関を通じてのみ取引するものとする。

第2項 IMFの操作及び取引に対する制限

(a) 本協定に別段の規定がないかぎり、IMFの勘定で行う取引は、加盟国の発意で、その加盟国に対して、買入れを希望する当該加盟国の通貨と引換えに一般資金勘定において保有するIMFの一般資金から特別引出権又は他の加盟国の通貨を供給することを目的とする取引に限る。

(b) IMFは、要請があった場合には、IMFの目的に合致する金融上及び技術上の役務を提供することを決定できる。これには加盟国が拠出した資金の管理を含む。この金融上の役務の提供に係る操作は、IMFの勘定内で行ってはならない。この(b)の規定に基づく役務は、加盟国に対し、当該加盟国の同意なしに、いかなる義務をも課するものであってはならない。

5. IMFの操作及び取引

第3項 IMFの一般資金の利用に関する条件

(a) IMFは、その一般資金の利用に関する政策(スタンドバイ取極又はこれに類似する取極に関する政策を含む。)を採択するものとし、また、特別な国際収支問題のための特別な政策を採択することができる。これらの政策は、加盟国がその国際収支上の問題を本協定の規定に合致する方法で解決することを援助し及びIMFの一般資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような内容のものとする。

(b) 加盟国は、次の(i)から(iv)までの条件に従い、他加盟国の通貨を等額の自国通貨と引換えにIMFから買い入れることができる。

- (i) 当該加盟国によるIMFの一般資金の利用が本協定及び本協定に基づいて採択された政策に従って行われること。
- (ii) 当該加盟国がその国際収支、対外準備ポジション又は対外準備の推移を理由として買入れを行う必要がある旨を示すこと。
- (iii) 申し込まれた買入れがリザーブ・トランシュの買入れであること又は、申し込まれた買入れにより、買入国通貨のIMF保有額が買入国の割当額の200%を超えることとならないこと。
- (iv) IMFが、買入れを希望する加盟国にIMFの一般資金を利用する資格がない旨を本条第5項、次条第1項又は第26条第2項(a)の規定に基づいて宣言していないこと。

(c) IMFは、申し込まれた買入れが本協定及び本協定に基づいて採択された政策に合致するかどうかを決定するため、買入れの要請を審査する。ただし、リザーブ・トランシュの買入れの要請については、異議を提起しない。

(d) IMFは、売却する通貨の選定に関する政策及び手続を採択する。この政策及び手続は、加盟国との協議の上、加盟国の国際収支及び対外準備ポジション並びに為替市場の動向を考慮し、また、長期的にみてIMFにおけるポジションの均衡を促進することが望ましいことを考慮したものとする。ただし、加盟国は、他の加盟国の通貨の買入れ

を、当該他の加盟国によって提供された等額の自国通貨の取得を希望していることを理由として、申し込んでいる旨を表明する場合には、IMFが当該他の加盟国の通貨のIMF保有額が不足している旨を第7条第3項の規定に基づいて通告していない限り、当該他の加盟国の通貨を買い入れることができる。

- (e) (i) 各加盟国は、IMFから買い入れられた自国通貨の残高が、自由利用可能通貨の残高であること又は、買入れの時に、自国が選定する自由利用可能通貨と第19条第7項(a)の規定を基礎とするこれらの2の通貨の間の交換比率に相当する交換比率により交換されることができ、保証しなければならない。
- (ii) 自国通貨がIMFから買い入れられた各加盟国及びIMFから買い入れられた通貨と引換えに自国通貨が取得された各加盟国は、買入れの時に当該自国通貨の残高が自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨と交換されることができるよう、IMF及び他の加盟国と協力しなければならない。
- (iii) 自由利用可能通貨以外の通貨の(i)の規定に基づく交換は、自国通貨が買い入れられた加盟国によって行われなければならない。ただし、その加盟国及び買入れを行う加盟国が相互間で別段の手續を合意する場合は、この限りでない。
- (iv) IMFから自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨を買い入れる加盟国でその通貨を買入れる時に他の自由利用可能通貨と交換することを希望するものは、当該他の加盟国の要請があった場合には、当該他の加盟国と交換を行わなければならない。この交換は、当該他の加盟国が選定する自由利用可能通貨と引換えに(i)の規定する交換比率によって行う。

(f) IMFは、その採択する政策及び手續に基づき、本項の規定に従って買入れを行う参加国に対し他の加盟国の通貨の代わりに特別引出権を提供することに同意することができる。

5. IMFの操作及び取引

第4項 条件の免除

IMFは、その裁量により、その利益を擁護するような条件で、前項(b) (iii) 及び(iv) に定めるいずれの条件をも免除することができる。特に、IMFの一般資金の巨額な又は継続的な利用を回避してきた加盟国の場合には、そうすることができる。条件の免除に当たって、IMFは、免除を要請する加盟国の周期的又は例外的需要を考慮に入れる。IMFは、また、受け入れることができる資産でIMFの利益を保護するために十分であると認める価額を有するものを加盟国が担保に提供しようとするときは、その加盟国の意向を考慮に入れるものとし、また、免除の条件としてこのような担保の提供を要求することができる。

第5項 IMFの一般資金を利用する資格の喪失

IMFは、加盟国がIMFの目的に反する方法でIMFの一般資金を利用していると認めるときは、IMFの見解を述べかつ適当な回答期限を定めた申入書を当該加盟国に提示する。この申入書を加盟国に提示した後、IMFは、当該加盟国によるIMFの一般資金の利用を制限することができる。所定の期限までに当該加盟国から申入書に対する回答が得られなかったとき又は回答が不満足であったときは、IMFは、その加盟国によるIMFの一般資金の利用を引き続き制限し、又は、その加盟国に相当の通告を与えた後、当該加盟国がIMFの一般資金を利用する資格がないことを宣言できる。

第6項 IMFによる特別引出権のその他の買入れ及び売却

(a) IMFは、参加国が提供する特別引出権を等額の他の加盟国の通貨と引換えに受け入れることができる。

(b) IMFは、参加国の要請により、その参加国に対し、特別引出権を等額の他の加盟国の通貨と引換えに提供することができる。加盟国通貨のIMF保有額は、この取引の結果として、第8項(b) (ii) の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えてはならない。

(c) IMFが本項の規定に基づいて提供し又は受け入れる通貨は、第3項(d) 又は次項(i) の原則を考慮した政策に従って選定しなければならない。IMFは、自国通貨がIMFによって提供され又は受け入れ

られる加盟国が自国通貨のこのような使用に同意した場合にのみ本項の規定に基づく取引を行うことができる。

第7項 加盟国によるIMFの保有する自国通貨の買戻し

(a) 加盟国は、IMFが保有する自国通貨のうち次項(b)の規定に基づいて手数料が課される部分をいつでも買い戻すことができる。

(b) 第3項の規定に基づいて買入れを行った加盟国は、自国の国際収支及び対外準備ポジションの改善に応じて、IMFが保有する自国通貨のうち買入れの結果生じた部分であって次項(b)の規定に基づいて手数料が課されるものを買戻すことを通常期待される。加盟国は、IMFが保有するこのような自国通貨については、IMFが、その採択する買戻しに関する政策に従いかつ当該加盟国との協議の後、当該加盟国の国際収支及び対外準備ポジションの改善を理由として、これを買戻すべきである旨を当該加盟国に申し入れた場合には、これを買戻さなければならない。

(c) 第3項の規定に基づいて買入れを行った加盟国は、IMFが保有する自国通貨のうち買入れの結果生じた部分であって次項(b)の規定に基づいて手数料が課されるものを、買入れを行った日の後5年以内に買い戻す。IMFは、加盟国による買戻しが買入れの日から3年を経過した時に始まり買入れの日から5年を経過した時に終了する期間内に賦払によって行われることを定めることができる。IMFは、総投票権数の85%の多数により、この(c)の規定に基づく買戻しの期間を変更することができるものとし、このようにして採択した期間は、すべての加盟国について適用する。

(d) IMFは、その一般資金の利用に関する特別な政策に基づいて取得した通貨の買戻しについて、総投票権数の85%の多数により、(c)の規定に従って適用する期間と異なる期間であって全加盟国について同一であるものを採択できる。

(e) 加盟国は、IMFが総投票権数の70%の多数により採択する政策に従い、IMFが保有する当該加盟国の通貨のうち買入れの結果生じた部分以外の部分であって次項(b) (ii)の規定に基づいて手数料が課されるものを買戻す。

5. IMFの操作及び取引

(f) IMFの一般資金の利用に関する政策に基づいて実施されている(c)又は(d)の買戻しの期間をその政策に基づいて短縮することを定める決定は、この決定が有効となる日の後にIMFが取得した通貨についてのみ適用する。

(g) IMFは、加盟国の要請により、買戻しの義務の履行日を延期することができる。この場合、買戻しの義務の履行の日は、(c)若しくは(d)の規定に基づく最終期限又は(e)の規定に基づいてIMFが採択した政策に基づく最終期限を越えてはならない。ただし、IMFが総投票権数の70%の多数によって、買戻しの期間の延長がIMFの一般資金の一時的な利用と矛盾せず、かつ、買戻しの期日における買戻しの義務の履行の結果当該加盟国に例外的な困難がもたらされることを理由として正当化されると決定した場合には、この限りではない。

(h) 第3項(d)の規定に基づくIMFの政策は、本協定の他の規定に基づきIMFがとることができるいかなる措置をも妨げることなく、IMFが保有する当該加盟国の通貨で本項の規定に従って買戻しが行われなかったものを第3項(b)の規定に基づいて売却することを当該加盟国との協議後に決定できることを定める政策により、補足することができる。

(i) 本項の規定に基づく加盟国によるすべての買戻しは、特別引出権又はIMFが特定する他の加盟国の通貨で行う。IMFは、加盟国が買戻しに使用する通貨に関して、第3項(d)の原則を考慮した政策及び手続を採択する。買戻しに使用される加盟国の通貨のIMF保有額は、買戻しにより、次項(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなってはならない。

(j) (i) 加盟国は、本項(i)の規定に基づきIMFによって特定される自国通貨が自由利用可能通貨でない場合には、買戻しを行う加盟国に対し、自国が選定する自由利用可能通貨と引換えに自国通貨を買戻しの時に取得することができることを保証しなければならない。この(j)(i)の規定に基づく通貨の交換は、第19条第7項(a)の規定を基礎とするこれらの2の通貨の間の交換比率に相当する交換比率によって行う。

- (ii) 自国通貨が買戻しのためにIMFによって特定された各加盟国は、買戻しを行う加盟国が当該の特定された通貨を自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨と引換えに買戻しの時に取得することができるように、IMF及び他の加盟国と協力しなければならない。
- (iii) (j) (i)の規定に基づく交換は、自国通貨が特定された加盟国によって行われなければならない。ただし、その加盟国及び買戻しを行う加盟国が相互間で別段の手續を合意する場合は、この限りでない。
- (iv) 買戻しを行う加盟国は、本項(i)の規定に基づいてIMFにより特定された自由利用可能通貨である他の加盟国の通貨を買戻しの時に取得することを希望する場合において、当該他の加盟国が要請するときは、その通貨を他の自由利用可能通貨と引換えに当該他の加盟国から(j) (i)に規定する交換比率により取得しなければならない。IMFは、引換えに提供される自由利用可能通貨に関する規則を採択することができる。

第8項 手数料

- (a) (i) IMFは、加盟国が自国通貨と引換えに行う一般資金勘定において保有される特別引出権又は他の加盟国の通貨の買入れについて事務手数料を課する。もっとも、IMFは、リザーブ・トランシュの買入れについては、その他の買入れについて課する事務手数料よりも低い事務手数料を課することができる。リザーブ・トランシュの買入れについて課する事務手数料の率は0.5%を超えてはならない。
- (ii) IMFは、スタンドバイ取極又はこれに類似する取極について手数料を課することができる。IMFは、取極について課する手数料の額を当該取極に基づく買入れについて(i)の規定に基づいて課する事務手数料の額から控除することを決定できる。

5. IMFの操作及び取引

(b) IMFは、一般資金勘定において保有する加盟国の通貨について毎日の残高の平均のうち次のものに該当する部分に手数料を課する。

- (i) 第30条(c)の規定に基づいて除外の対象となる政策に基づいて取得されたもの
- (ii) (i)に規定するものを除外した後において当該加盟国の割当額を超えるもの

手数料率は通常、残高が存在している間、間隔を置いて引き上げる。

(c) 加盟国が前項の規定に基づいて要求される買戻しを行わなかった場合、IMFはその保有する当該加盟国の通貨を減少させることについて当該加盟国と協議した後、IMFが保有する当該加盟国の通貨のうち買い戻されるべき部分につき、IMFが適当と認める手数料を課することができる。

(d) (a)から(c)までの規定に基づく手数料の率の決定には、総投票権数の70%の多数を必要とする。(a)及び(b)の規定に基づく手数料の率は、すべての加盟国について一律とする。

(e) 加盟国は、すべての手数料を特別引出権で支払う。ただし、IMFは例外的状況において、他の加盟国との協議の後に特定する当該他の加盟国の通貨又は自国通貨で支払うことを許可できる。加盟国の通貨のIMF保有額は、この(e)の規定に基づく他の加盟国による支払の結果として、(b) (ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなってはならない。

第9項 報酬

(a) IMFは、(b)又は(c)の規定に基づいて定められる割当額の百分率に相当する額が一般資金勘定において保有する加盟国通貨の毎日の残高(第30条(c)の規定に基づいて除外の対象となる政策に基づいて取得されたものを除く。)の平均を上回る場合には、その上回る額について報酬を支払う。報酬の率は、IMFが総投票権数の70%の多数により定めるものとし、すべての加盟国について同一とする。この率は、第20条第3項の規定に基づく利子の率よりも高くなってはな

らず、また、その5分の4よりも低くなくてはならない。IMFは、報酬の率を定めるに当たって、前項(b)の規定に基づく手数料の率を考慮する。

(b) (a)の規定の適用上、割当額の百分率に相当する額は、

(i) この協定の第2次改正の日前に加盟国となった各加盟国については、この協定の第2次改正の日における当該加盟国の割当額の75%に相当する額に、また、この協定の第2次改正の日以後に加盟国となった各加盟国については、当該加盟国が加盟国となった日において他の加盟国に適用されている割当額の百分率に相当する額の合計額をその日における当該他の加盟国の割当額の合計額で除して得られた割当額の百分率に相当する額に、それぞれ、

(ii) (i)にいう日以後に当該加盟国が第3条第3項(a)の規定に基づいて通貨又は特別引出権でIMFに払い込んだ額を加えて、

(iii) (i)にいう日以後に当該加盟国が第3条第3項(c)の規定に基づいて通貨又は特別引出権でIMFから受領した額を減じた額とする。

(c) IMFは、総投票権数の70%の多数により、(a)の規定の適用上各加盟国に現に適用されている割当額の百分率に相当する額を次の率に相当する額に引き上げることができる。

(i) 全加盟国についての同一の基準に基づいて加盟国ごとに決定する100%を超えない百分率

(ii) 全加盟国について100%

(d) 報酬は、特別引出権で支払う。ただし、IMF又は加盟国は、当該加盟国への支払が当該加盟国の通貨で行われることを決定することができる。

5. IMFの操作及び取引

第10項 計算

(a) 一般会計の各勘定において保有するIMFの資産の価額は、特別引出権で表示する。

(b) 前条及び付表Cの規定以外の本協定の規定の適用上、加盟国通貨に関するすべての計算は、IMFが次項の規定に従い当該加盟国通貨を計算する率によって行う。

(c) 本協定の適用上、割当額に関連して通貨の額を決定するための計算に当たっては、特別支払勘定又は投資勘定において保有する通貨の額は含めない。

第11項 価額の維持

(a) 一般資金勘定において保有される加盟国通貨の価額は、第19条第7項(a)の規定に基づく交換比率により特別引出権で表示されることによって維持されなければならない。

(b) 本項の規定に基づく加盟国の通貨のIMF保有額の調整は、IMFと他の加盟国との間の操作又は取引において当該加盟国の通貨が使用される時に及びIMFが定め又は加盟国が要求するその他の時に行う。調整に関連するIMFへの又はIMFによる支払は、調整の日の後、IMFが定める相当の期間内に、及び加盟国が要求する時に行う。

第12項 その他の操作及び取引

(a) IMFは、本項の規定に基づくそのすべての政策及び決定について、第8条第7項にいう目的及び金市場において価格を操作し又は固定的な価格を設定することを回避するという目的を指針としなければならない。

(b) (c)、(d)又は(e)の規定に基づく操作又は取引を行うことについてのIMFの決定は、総投票権数の85%の多数による。

(c) IMFは、いずれの加盟国であっても、当該加盟国との協議の後、その通貨を得るために金を売却することができる。もつとも、一般資金勘定における加盟国の通貨のIMF保有額が当該加盟国の同意なし

に、金の売却により、第8項(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならないものとし、IMFは、当該加盟国の要請により、受領する当該加盟国の通貨のうちそのような水準を超えることを回避することとなる部分を、売却の時に、他の加盟国の通貨と交換する。加盟国の通貨と他の加盟国の通貨とのこの交換は、当該他の加盟国との協議の後に行うものとし、当該他の加盟国の通貨のIMF保有額は、この交換により、第8項(b)(ii)の規定に基づいて手数料が課されることとなる水準を超えることとなつてはならない。IMFは、交換に関して、第7項(i)の規定に基づいて適用される原則を考慮した政策及び手続を採択する。この(c)の規定に基づく加盟国への金の売却は、市場における価格を基礎として各取引について合意する価格で行う。

(d) IMFは、本協定に基づきいかなる操作又は取引においても、特別引出権又は通貨の代わりに金による加盟国の支払を受け入れることができる。この(d)の規定に基づく金によるIMFへの支払は、市場における価格を基礎として各操作又は取引について合意する価格で行う。

(e) IMFは、本協定の第2次改正の日において保有する金を、1975年8月31日に加盟国であった加盟国でこの金の購入に同意するものに対し、同日におけるその加盟国の割当額に比例して売却することができる。IMFは、(f)(ii)の操作及び取引のために(c)の規定に基づいて金を売却しようとする場合には、そのような金の購入に同意する開発途上にある各加盟国に対し、(c)の規定に基づいて売却しようとする金のうち、当該売却が行われたならば(f)(iii)の規定に基づいて当該加盟国に分配されることが出来る超過額を生ずることとなる部分を売却することができる。第5項の規定に基づいてIMFの一般資金を利用する資格がない旨を宣言されている加盟国に対しこの(e)の規定に基づいて売却することとなる金は、資格の回復の時にその加盟国に売却する。ただし、この売却を資格の回復前に行うことをIMFが決定する場合は、この限りでない。この(e)の規定に基づく加盟国への金の売却は、当該加盟国の通貨と引換えに、当該売却の時に0.888671グラムの純金につき1特別引出権に相当する価格で行う。

5. IMFの操作及び取引

(f) IMFが本協定の第2次改正の日において保有する金を(c)の規定に基づいて売却する場合には、売却によって受領した額のうち、売却の時に0.888671グラムの純金につき1特別引出権に相当する部分を一般資金勘定に繰り入れ、これを超過する部分は、(g)の規定に基づいてIMFが別段の決定を行う場合を除くほか、特別支払勘定にて保有する。特別支払勘定において保有する資産は、一般会計の他の勘定において保有する資産と分離して保有しなければならず、次の場合には、いつでも利用することができる。

- (i) 本項の規定以外の本協定の規定によって認められる操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる場合。
- (ii) 本協定の他の規定によって認められる操作及び取引以外の操作及び取引であってIMFの目的に合致するものに利用する場合。IMFは、この(ii)の規定に基づき、困難な状況に置かれた開発途上にある加盟国に対し特別な条件により国際収支上の援助を行うことができるものとし、この援助を行うに当たっては、1人当たりの国民所得の水準を考慮に入れる。
- (iii) 1975年8月31日に加盟国であった開発途上にある加盟国に対し、IMFが(ii)の操作及び取引のために利用することを決定した資産のうち分配の日におけるこれらの加盟国の割当額が同日における全加盟国の割当額の合計額に対して占める割合に相当する部分を、1975年8月31日における割当額に比例して分配する場合。この場合において、第5項の規定に基づいてIMFの一般資金を利用する資格がない旨を宣言されている加盟国に対するこの(iii)の規定に基づく分配は、資格の回復の時に行う。ただし、この分配を資格の回復前に行うことをIMFが決定する場合は、この限りでない。

(i)の規定に基づいて資産を利用することについての決定は、総投票権数の70%の多数によるものとし、(ii)及び(iii)の規定に基づいて資産を利用することについての決定は、総投票権数の85%の多数によるものとする。

(g) IMFは、総投票権数の85%の多数により、本項(f)に規定する超過額の一部を第12条第6項(f)の規定に基づいて利用するために投資勘定に繰り入れることを決定することができる。

(h) IMFは、本項(f)に規定する利用が行われるまでの間、総投票権数の70%の多数によりIMFが採択する規則と細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨をIMFが決定する投資のために使用することができる。投資による収入及び(f) (ii)の規定に基づいて受領する利子は、特別支払勘定に繰り入れる。

(i) 一般資金勘定は、一般資金勘定から支払う特別支払勘定の管理のための経費につき、この経費を合理的に評価して行われる特別支払勘定からの繰入れにより随時払戻しを受ける。

(j) 特別支払勘定は、IMFが清算される場合には終了するものとし、また、IMFの清算に先立ち、総投票権数の70%の多数により、終了させることができる。IMFの清算による特別支払勘定の終了の場合には、同勘定において保有する資産は、付表Kの規定に従って分配する。IMFの清算に先立つ特別支払勘定の終了の場合には、同勘定において保有する資産は、操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる。IMFは、総投票権数の70%の多数により、特別支払勘定の管理のための規則と細則を採択する。

(k) IMFが本協定の第2次改正の日の後に取得した金を(c)の規定に基づいて売却する場合には、金の取得価格に等しい収益の額については一般資金勘定に繰り入れ、これを超過する収益の額については第12条第6項(f)の規定に基づく利用のために投資勘定に繰り入れる。IMFが本協定の第2次改正の日の後に取得した金が、2008年4月7日よりも後であってこの(k)の規定の効力が発生する日よりも前に売却された場合には、この(k)の規定が効力を生じたときに、第12条第6項(f) (ii)に規定する制限にかかわらず、IMFは、そのような売却による収益の額から(i)売却された金の取得価格及び(ii)当該取得価格を超える収益のうちこの(k)の規定の効力発生日より前に投資勘定に既に繰り入れられた額を控除した額に等しい額を一般資金勘定から投資勘定に繰り入れる。

6. 資本移動

第6条

資本移動

第1項 資本移動のためのIMFの一般資金の利用

(a) 加盟国は、次項に規定する場合を除くほか、巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるためにIMFの一般資金を利用してはならず、また、IMFは、その一般資金のこのような利用を防止するための管理を行うことを加盟国に要請することができる。いずれかの加盟国がこの要請を受けた後に適当な管理を行わなかった場合には、IMFは、当該加盟国がIMFの一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。

(b) 本項の規定は、

- (i) 輸出拡張のため又は貿易業、銀行業その他の事業の通常の経営において必要とされる相当の額の資本取引のためにIMFの一般資金を利用することを妨げるものとみなしてはならない。
- (ii) 加盟国自身の資金で行う資本移動に影響を及ぼすものとみなしてはならない。ただし、加盟国は、この資本移動をIMFの目的に従って行うことを約束する。

第2項 資本移動に関する特別規定

加盟国は、資本移動に應ずるためにリザーブ・トランシュの買入れを行うことができる。

第3項 資本移動の管理

加盟国は、国際資本移動の規制に必要な管理を実施することができる。ただし、いずれの加盟国も、次条第3項(b)及び第14条第2項に定める場合を除くほか、経常取引のための支払を制限し又は契約の決済上の資金移動を不当に遅延させるような方法で、この管理を実施してはならない。

第7条
補充及び不足通貨

第1項 通貨のIMF保有額を補充する措置

IMFは、その取引に関して必要とされるいずれかの加盟国の通貨の一般資金勘定における保有額を補充するため適当と認めるときは、次の措置の一方又は双方をとることができる。

- (i) その加盟国がIMFとの間で合意する条件でIMFに自国通貨を貸し付けること又はIMFがその加盟国の同意を得てその通貨をその加盟国の領域の内外を問わず他の源泉から借り入れることを、その加盟国に提議すること。ただし、いずれの加盟国も、IMFにこの貸付けをする義務又は自国通貨をIMFが他の源泉から借り入れることに同意する義務を負わない。
- (ii) その加盟国が参加国である場合には、その加盟国に対し、第19条第4項の規定に従うことを条件として、一般資金勘定において保有する特別引出権と引換えにその加盟国の通貨をIMFに売却することを要求すること。このような特別引出権による補充に当たっては、第19条第5項の規定に基づく指定の原則に妥当な考慮を払う。

第2項 通貨の一般的不足

IMFは、特定の通貨の一般的不足が進展していると認めるときは、そのことを加盟国に通知し、及び不足の原因を述べかつ不足の解決のための勧告を含む報告を公表することができる。自国通貨が関係する加盟国からは代表者1人が参加して、この報告の作成が行われる。

第3項 IMF保有額の不足

(a) いずれかの加盟国通貨の需要がその通貨を供給するIMFの能力を著しく脅かすことがIMFにとって明白となったときは、IMFは、前項の規定に基づいて報告を発表したかどうかを問わず、その通貨が不足していることを公式に宣言し、その後は、加盟各国の相対的必要度、

8. 加盟国の一般的義務

一般国際経済情勢その他適切な事情を十分に考慮して、この不足通貨の現在及び将来のIMFによる供給額を割り当てる。IMFは、また、その措置について報告を発表する。

(b) (a)の規定に基づく公式の宣言は、いずれの加盟国に対しても、IMFとの協議の後、一時的にこの不足通貨の為替取引の自由に制限を課する権限を与える。加盟国は、第4条及び付表Cの規定に従うことを条件として、この制限の性質を決定する完全な権限を有するが、この制限は、この不足通貨の需要を現在又は将来の当該加盟国による供給額の範囲内に制限するために必要である以上に制限的であってはならない。この制限は、事情の許す限り速やかに、緩和し及び撤廃しなければならない。

(c) (b)の規定に基づく権限は、その通貨がもはや不足していないとIMFが公式に宣言したときに終了する。

第4項 制限の適用

前項(b)の規定に基づき他の加盟国の通貨について制限を課する加盟国は、その制限の適用について当該他の加盟国から受ける申入れに対し好意的な考慮を払わなければならない。

第5項 制限に対する他の国際協定の効果

加盟国は、本協定に先立って他の加盟国と締結した約定の義務を援用して本条の規定の運用を妨げないことに同意する。

第8条

加盟国の一般的義務

第1項 序言

各加盟国は、本協定の他の条の規定に基づく義務のほか、この条に定める義務を負う。

第2項 経常的支払に対する制限の回避

(a) 前条3項(b)及び第14条第2項の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、IMFの承認なしに、経常的国際取引のための支払及び資金移動に制限を課してはならない。

(b) いずれかの加盟国の通貨に関する為替契約で、本協定の規定に合致して存続し又は設定されるその加盟国の為替管理に関する規制に違反するものは、いずれの加盟国の領域においても強制力を有しない。更に、加盟国は、相互の合意により、いずれの為替管理に関する規制を一層効果的にするための措置についても協力することができる。ただし、この措置及び規制は、本協定の規定に合致したものでなければならない。

第3項 差別的通貨措置の回避

加盟国は、本協定に基づいて権限を与えられ又はIMFの承認を得た場合を除くほか、第4条の規定に基づくマージン又は付表Cに定めるマージン若しくは同付表の規定に基づくマージンの範囲内であるかどうかを問わず、差別的通貨取極若しくは複数通貨措置を行ってはならず、また、第5条第1項に規定する自国の財務機関がこれを行うことを許してはならない。本協定が効力を生ずる日にそれらの取極又は措置が行われているときは、当該加盟国は、その漸進的撤廃についてIMFと協議しなければならない。ただし、それらの取極又は措置が第14条第2項の規定に基づいて存続し又は設定されるときは、この限りでない。この場合には、同条第3項の規定を適用する。

第4項 外国保有残高の交換可能性

(a) 各加盟国は、他の加盟国が買入れを要請するに当たって次のいずれかの事実を示すときは、当該他の加盟国が保有する当該加盟国の通貨の残高を買い入れなければならない。

- (i) 買い入れられる残高が経常取引の結果最近において取得されたこと。
- (ii) その交換が経常取引のための支払をするために必要であること。

8. 加盟国の一般的義務

買入れを行う加盟国は、特別引出権(第19条第4項の規定に従うことを条件とする。)又は要請した加盟国の通貨のいずれかで支払うかを選択する権利を有する。

- (b) (a)の義務は、次の場合には適用しない。
- (i) その残高の交換可能性が第2項又は第6条第3項の規定に合致して制限されている場合
 - (ii) 第14条第2項の規定に基づいて存続し又は設定された制限を加盟国が撤廃する前に行われた取引の結果その残高が生じている場合
 - (iii) その残高が買入れを要請された加盟国の為替に関する規制に違反して取得されたものである場合
 - (iv) 買入れを要請する加盟国の通貨が前条第3項(a)の規定に基づき不足していると宣言されている場合
 - (v) 買入れを要請された加盟国が何らかの理由により自国通貨で他の加盟国の通貨をIMFから買い入れる資格を失っている場合

第5項 情報の提供

(a) IMFは、加盟国に対し、任務の効果的な遂行のために最低限度必要な次の事項に関するその加盟国の資料を含めて、IMFの活動のために必要と認める情報の提供を要求することができる。

- (i) 国内及び国外における(1)金及び(2)外国為替の公的保有額
- (ii) 公的機関以外の銀行及び金融機関による国内及び国外における(1)金及び(2)外国為替の保有額
- (iii) 金の生産
- (iv) 相手国別の金の輸出及び輸入
- (v) 自国通貨で表示した相手国別の商品の輸出及び輸入の総額

8. 加盟国の一般的義務

- (vi) (1) 商品及び役務の貿易、(2) 金の取引、(3) 判明している資本取引並びに(4) その他の項目に係る国際収支
- (vii) 情報を提供することができる範囲内における国際投資状況、すなわち、自国の領域内における外国人所有の投資及び自国の領域内にある者が所有する在外投資
- (viii) 国民所得
- (ix) 物価指数、すなわち、卸売市場及び小売市場における商品価格の指数並びに輸出及び輸入の価格の指数
- (x) 外国通貨の売相場及び買相場
- (xi) 為替管理、すなわち、IMFに加盟する時に実施中の為替管理の包括的説明及び、その後に変化があったときは、その詳細
- (xii) 公的清算取極があるときは、商業取引及び金融取引に関する未清算額の詳細並びにこの未清算額が存続している期間の詳細

(b) IMFは、情報を要請するに当たって、要請された資料を提供する加盟国の能力に差があることを考慮する。加盟国は、個人又は団体の事情が明らかにされるほど詳細な情報を提供する義務を負わない。ただし、加盟国は、希望された情報をできる限り詳細かつ正確に提供し、また、単なる推定をできる限り避けることを約束する。

(c) IMFは、加盟国との合意により、更に他の情報を得るようにより取り決めることができる。IMFは、通貨及び金融の問題に関する情報の収集及び交換の中心となり、このようにして、IMFの目的を促進する政策の策定について加盟国を援助するような研究が行われることを助長する。

第6項 現行の国際協定に関する加盟国間の協議

加盟国が本協定に規定する特別な又は一時的な状況において為替取引に対する制限を存続させる又は設定する権限を本協定に基づいて与えられており、かつ、その制限の適用と抵触する他の約定が本

9. 地位、免除及び特権

協定に先立って加盟国間に締結されているときは、その約定の当事国は、相互に受諾することができる必要な調整をする目的で協議する。この条の規定は、前条第5項の規定の適用を妨げるものではない。

第7項 準備資産に関する政策についての協力義務

各加盟国は、準備資産に関する自国の政策が、国際流動性のより良い国際監視を促進するとの目的及び特別引出権を国際通貨制度における中心的な準備資産にするとの目的に合致することを確保するため、IMF及び他の加盟国と協力することを約束する。

第9条

地位、免除及び特権

第1項 この条の目的

IMFが与えられた任務を遂行することができるようにするため、IMFに対し、各加盟国の領域において、この条に規定する地位、免除及び特権を与える。

第2項 IMFの地位

IMFは、完全な法人格を有し、特に、次の能力を有する。

- (i) 契約をすること。
- (ii) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。
- (iii) 訴えを提起すること。

第3項 訴訟手続の免除

IMF並びに、所在地及び占有者のいかに問わず、その財産及び資産は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。ただし、IMFがいずれかの訴訟手続のため又は契約の条件によって免除を明示的に放棄するときは、この限りでない。

第4項 その他の行為の免除

IMFの財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなを問わず、行政上又は立法上の措置による搜索、徴発、没収、取用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第5項 文書に関する免除

IMFの文書は、不可侵とする。

第6項 資産に対する制限の免除

IMFのすべての財産及び資産は、本協定に規定する活動を行うために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及び一時禁止をも課されない。

第7項 通信に関する特権

加盟国は、IMFの公的通信に対し、他の加盟国の公的通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第8項 幹部及び職員の免除及び特権

IMFの総務、理事、総務代理、理事代理、委員会の委員、第12条第3項(j)の規定に基づいて任命される代表者及びこれらの者の顧問並びに幹部及び職員は、すべて、

- (i) 公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。ただし、IMFがこの免除を放棄するときは、この限りでない。
- (ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び職員に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜を与えられる。

10. 他の国際機関との関係

- (iii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び職員に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇を与えられる。

第9項 課税の免除

(a) IMF並びにその資産、財産及び収入並びに本協定によって認められるIMFの操作及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。IMFは、また、公租公課の徴収又は納付の責任を免除される。

(b) IMFがその理事、理事代理、幹部又は職員に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税をも課してはならない。

(c) IMFが発行する債務証書その他の証書(その配当又は利子を含む。)に対しては、保有者のいかなるを問わず、次のいかなる種類の課税をも行ってはならない。

- (i) 発行者のみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税
- (ii) 債務証書その他の証書の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又はIMFが維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第10項 この条の適用

各加盟国は、本条に定める原則を自国の法律において実施するため自国の領域内で必要な措置をとり、かつ、その措置の詳細をIMFに通報する。

第10条

他の国際機関との関係

IMFは、一般的国際機関及び関係分野で専門的責任を有する公的国際機関と本協定の範囲内で協力する。この協力のための取極で

本協定の規定の変更をもたらすものは、第28条の規定に基づいて本協定を改正した後に限り、締結することができる。

第11条

非加盟国との関係

第1項 非加盟国との関係に関する約束

各加盟国は、次のことを約束する。

- (i) 本協定又はIMFの目的に反する取引を非加盟国又はその領域内にある者に行わないこと及び第5条第1項に規定する自国の財務機関がこれを行うことを許さないこと。
- (ii) 本協定又はIMFの目的に反する慣行について非加盟国又はその領域内にある者と協力しないこと。
- (iii) 本協定又はIMFの目的に反する取引を非加盟国又はその領域内にある者を行うことを防止する適当な措置を自国の領域内で実施するためIMFと協力すること。

第2項 非加盟国との取引に対する制限

本協定のいかなる規定も、加盟国が非加盟国又はその領域内にある者との為替取引に制限を課する権利を害するものではない。ただし、その制限が加盟国諸国の利益を害しかつIMFの目的に反するとIMFが認定したときは、この限りでない。

第12条

組織及び運営

第1項 IMFの機構

IMFに、総務会、理事会、専務理事1人及び職員並びに、総務会が付表Dの規定が適用されることを総投票権数の85%の多数によって決定する場合には、評議会を置く。

12. 組織及び運営

第2項 総務会

(a) 本協定に基づく権限であつて、直接に総務会、理事会又は専務理事に付与されていないものは、すべて総務会に属する。総務会は、各加盟国がその決定する方法で任命する総務1人及び総務代理1人によって構成する。各総務及び各総務代理は、新たな任命が行われるまでの間在任する。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうち1人を議長に選定する。

(b) 総務会は、本協定によって直接に総務会に付与されている権限を除くほか、その権限の行使を理事会に委任することができる。

(c) 総務会は、その定めるところにより又は理事会の招集によって会合を開催する。総務会の会合は、15の加盟国又は総投票権数の4分の1以上を有する加盟国が要請したとき、招集されなければならない。

(d) 総務会のいかなる会合においても、総投票権数の3分の2以上を有する過半数の総務が出席していなければならない。

(e) 各総務は、自己を任命した加盟国に第5項の規定に基づいて割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。

(f) 総務会は、規則を設けることにより、理事会がIMFに最も有利であると認めるときに総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関する総務の表決を得ることができる手続を定めることができる。

(g) 総務会及び、権限を与えられた範囲内で、理事会は、IMFの業務上必要な又は適当な規則と細則を採択することができる。

(h) 総務及び総務代理は、その資格においては、IMFから報酬を受けない。ただし、IMFは、これらの者に対し、会合への出席に際して負担する相当の費用を支払うことができる。

(i) 総務会は、理事及び理事代理に支払う報酬並びに専務理事の給料及び勤務に関する契約の条件を定める。

(j) 総務会及び理事会は、適当と認める委員会を設置することができる。委員会の委員は、総務、理事、総務代理又は理事代理に限る必要はない。

第3項 理事会

(a) 理事会は、IMFの業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されたすべての権限を行使する。

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、理事会は、専務理事を議長とし、加盟国が選出する20人の理事によって構成する。

(c) 総務会は、理事の各定期選挙のため、総投票権数の85%の多数により、(b)に定める理事の数を増加又は減少させることができる。

(d) 理事の選挙は、総務会が採択する規則に従って、2年ごとに行う。この規則は、2以上の加盟国が同一の候補者に投ずることができる票の総数についての制限を含む。

(e) 各理事は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する1人の理事代理を任命する。ただし、総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が2人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる。この規則は、採択された場合には、理事の定期選挙との関連においてのみ修正することができるものとし、また、2人の理事代理を任命した理事が、(i) 自己が不在であり、かつ、当該2人の理事代理が出席しているときに、自己に代わって行動する1人の理事代理及び(ii) (f)の規定に基づいて自己の権限を行使する1人の理事代理を指名することを求めることとする。理事代理を任命した理事が出席しているときは、当該理事代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。

(f) 理事は、後任者が選任されるまでの間在職する。理事の職が任期の満了前90日を超える期間空席となった場合には、前任の理事を選出した加盟国は、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となっている間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、前任の理事の権限を行使する。

(g) 理事会は、IMFの主たる事務所で常にその職務を行い、IMFの業務の必要に応じて会合する。

(h) 理事会のいかなる会合においても、総投票権数の2分の1以上を有する過半数の理事が出席していなければならない。

12. 組織及び運営

- (i) (i) 各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投ずる資格を有する。
- (ii) 第5項(b)の規定が適用される場合には、その適用がない場合に理事が投ずる資格を有する票の数がこれに応じて増加又は減少される。理事が投ずる資格を有するすべての票は、一括して投じなければならない。
- (iii) 第26条第2項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれる場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票をある理事が投ずることを、その理事を選出したすべての加盟国と合意することができる。ただし、当該停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかったときは、その加盟国が当該停止の前にその選出に参加した理事又は付表L3(c)(i)の規定若しくは(f)の規定に従って選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する理事の選出に参加したものとみなす。

(j) 総務会は、加盟国が自国の行った要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者1人を送ることができるようにする規則を採択する。

第4項 専務理事及び職員

(a) 理事会は、専務理事1人を選定する。専務理事は、総務又は理事であってはならない。専務理事は、理事会の議長となるが、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票権を有しない。専務理事は、総務会の会合に参加することができるが、その会合では投票してはならない。専務理事は、理事会の決定により退任する。

(b) 専務理事は、IMFの職員の長とし、理事会の指揮の下に、IMFの通常業務を行う。専務理事は、理事会の一般的監督の下に、IMFの職員の組織及び任免の責任を負う。

(c) IMFの専務理事及び職員は、その職務の遂行に当たり、IMFに対してのみ責任を負うものとし、その他の当局に対しては責任を負わない。各加盟国は、この責任の国際的な性質を尊重し、その職務の遂行についてこれらの者に影響を与えようとするすべての企図を慎まなければならない。

(d) 職員の任命に当たっては、最高水準の能率及び技術的能力を確保することが最も重要であるが、専務理事は、職員をなるべく広い地理的基礎に基づいて採用することの重要性についても十分な考慮を払わなければならない。

第5項 投票

(a) 各加盟国の総票数は、基本票数と割当額に基づく票数との合計に等しいものとする。

- (i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の5.502%をすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。ただし、基本票数は、1未満の端数を伴ってはならない。
- (ii) 各加盟国の割当額に基づく票数は、自国の割当額の10万特別引出権相当額ごとに1票を分配して算出される票数とする。

(b) 第5条第4項又は第5項の規定の下で必要とされる投票については、各加盟国が(a)の規定に基づいて与えられる票数が次の調整を受ける。

- (i) 投票が行われる日までに行われたIMFの一般資金からの当該加盟国の通貨の売却の純額の40万特別引出権相当額ごとに1票を加える。
- (ii) 投票が行われる日までに当該加盟国が第5条第3項(b)及び(f)の規定に基づいて行った買入れの純額の40万特別引出権相当額ごとに1票を減ずる。

ただし、買入れ又は売却の純額は、いかなる時にも、当該加盟国の割当額に等しい額を超えないものとみなす。

12. 組織及び運営

(c) 明示的な別段の定めがある場合を除くほか、IMFのすべての決定は、投じられた票の過半数によって行う。

第6項 準備金、純収入の分配及び投資

(a) IMFは、毎年、その純収入のうち、一般準備金及び特別準備金への繰入額並びに、分配を行うときは、分配額を決定する。

(b) IMFは、一般準備金を利用することができるいかなる目的(分配を除く。)にも特別準備金を利用することができる。

(c) いずれかの年度の純収入につき分配を行う場合には、その分配は、すべての加盟国に対し、割当額に比例して行う。

(d) IMFは、総投票権数の70%の多数により、一般準備金の全部又は一部の分配を行うことをいつでも決定することができる。その分配は、すべての加盟国に対し、割当額に比例して行う。

(e) (c)及び(d)の規定に基づく支払は、特別引出権で行う。ただし、IMF又は各加盟国は、当該加盟国への支払が当該加盟国の通貨で行われることを決定することができる。

(f) (i) IMFは、この(f)の規定の適用上、投資勘定を設置することができる。投資勘定において保有する資産は、一般会計の他の勘定において保有する資産と分離して保有する。

(ii) IMFは、金の売却によって受領した額の一部を投資勘定に繰り入れることを第5条第12項(g)の規定に従って決定することができるものとし、また、一般資金勘定において保有する通貨を直ちに投資を行うために投資勘定に繰り入れることを、総投票権数の70%の多数により決定することができる。これらの繰入れの純累積額は、繰入れの決定の時における一般準備金及び特別準備金の合計額を超えてはならない。

(iii) IMFは、総投票権数の70%の多数によりIMFが採択する規則と細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨をIMFが決定する投資のために使用することがで

きる。この(iii)の規定に従って採択される規則と細則は、(vii)から(ix)までの規定に合致するものでなければならない。

- (iv) 投資による収入は、この(f)の規定に従って投資することができる。収入のうち投資しないものは、投資勘定において保有するものとし、また、IMFの業務を運営するための経費に充てるために使用することができる。
- (v) IMFは、IMFの業務を運営するための経費に充てるために必要な通貨の取得のため、投資勘定において保有する加盟国通貨を使用することができる。
- (vi) 投資勘定は、IMFが清算される場合に終了する。もっとも、IMFの清算に先立ち、総投票権数の70%の多数により、投資勘定を終了させ又は投資の額を削減することができる。
- (vii) IMFの清算による投資勘定の終了の場合には、同勘定において保有される資産は、付表Kの規定に従って分配する。ただし、その資産のうち、第5条第12項(g)の規定に基づいて投資勘定に繰り入れられた資産が同勘定に繰り入れられた資産の総額に対して占める割合に相当する部分は、特別支払勘定において保有される資産とみなし、付表K2(a)(ii)の規定に従って分配する。
- (viii) IMFの清算に先立つ投資勘定の終了の場合には、同勘定において保有される資産のうち、第5条第12項(g)の規定に基づいて同勘定に繰り入れられた資産が同勘定に繰り入れられた資産の総額に対して占める割合に相当する部分は、特別支払勘定が終了していないときは、特別支払勘定に繰り入れるものとし、投資勘定において保有される資産のうちの残額は、操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる。

13. 事務所及び寄託所

- (ix) IMFによる投資の額を削減する場合には、削減額のうち、第5条第12項(g)の規定に基づいて投資勘定に繰り入れられた資産が同勘定に繰り入れられた資産の総額に対して占める割合に相当する部分は、特別支払勘定が終了していないときは、特別支払勘定に繰り入れるものとし、削減額うちの残額は、操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる。

第7項 報告の公表

(a) IMFは、会計検査を了した計算書を含む年次報告を公表し、また、3か月以内の期間ごとに、IMFの操作及び取引並びに特別引出権、金及び加盟国通貨の保有額に関する概要書を発表する。

(b) IMFは、その目的を達成するために望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。

第8項 加盟国に対する見解の通知

IMFは、本協定の下で生ずる事項についてIMFの見解を加盟国に非公式に通知する権利を常に有する。IMFは、加盟国の通貨又は経済の状態及び動向で直接に加盟国間の国際収支の重大な不均衡をもたらす傾向を有するものについてその加盟国に与えた報告の公表を、総投票権数の70%の多数によって決定することができる。関係加盟国は、第3項(j)の規定に従って代表者を出す資格を有する。IMFは、加盟国の経済組織の基本的機構を変更することを内容とする報告を公表してはならない。

第13条

事務所及び寄託所

第1項 事務所の所在地

IMFの主たる事務所の所在地は、最大の割当額を有する加盟国の領域内とする。代理事務所又は支所は、その他の加盟国の領域内に置くことができる。

第2項 寄託所

(a) 各加盟国は、自国通貨のIMF保有額の全額の寄託所として中央銀行を指定し、また、中央銀行がないときは、IMFが受諾することができる他の機関を指定する。

(b) IMFは、金を含むその他の資産を、最大の割当額を有する5の加盟国が指定した寄託所及びIMFが選定するその他の指定された寄託所において保有することができる。当初は、IMF保有額の少なくとも50%はIMFの主たる事務所がある加盟国が指定した寄託所において保有し、少なくとも40%は前記の5の加盟国のうちの残余の4の加盟国が指定した寄託所において保有する。この場合において、IMFによる金のすべての移動は、輸送費及び予想されるIMFの必要に十分な考慮を払って行う。緊急のときは、理事会は、IMFの金保有額の全部又は一部を、適当に保護することができるいかなる場所にも移すことができる。

第3項 IMFの資産についての保証

各加盟国は、IMFのすべての資産につき、自国が指定した寄託所の過失又は債務不履行から損失が生じないように保証する。

第14条 過渡的取極

第1項 IMFに対する通告

各加盟国は、次項の過渡的取極の利用を意図すること又は第8条第2項から第4項までに規定する義務を受諾する用意があることをIMFに通告しなければならない。過渡的取極を利用する加盟国は、その後これらの義務を受諾する用意ができたときに直ちにIMFに通告しなければならない。

第2項 為替制限

前項の規定に従って過渡的取極の利用を意図することをIMFに通告した加盟国は、この協定の他の条の規定にかかわらず、自国が加盟

15. 特別引出権

国となった日に実施されていた経常的国際取引のための支払及び資金移動に対する制限を存続し、及びこの制限を変化する状況に適応させることができる。この場合において、加盟国は、その外国為替政策についてIMFの目的を常に尊重しなければならない、事情が許す限り速やかに、国際支払及び安定した為替相場制度の促進を容易にするような通商上及び金融上の取極を他の加盟国と締結するため、すべての可能な措置をとらなければならない。特に、加盟国は、この項の規定に基づいて存続している制限がなくてもIMFの一般資金の利用を過度に行わないような方法で支払残高を決済することができると認めるときは、その制限を直ちに撤廃しなければならない。

第3項 制限に関するIMFの措置

IMFは、前項の規定に基づいて実施されている制限について年次報告を行う。第8条第2項、第3項又は第4項の規定に合致しない制限を存続している加盟国は、毎年、その制限の将来における存続についてIMFと協議しなければならない。IMFは、例外的状況において必要と認めるときは、本協定の他の条の規定に合致しない制限の特定のものの撤廃又は全般的な廃止に好都合な状態にあることを加盟国に表明することができる。加盟国は、その表明に回答するために適当な期間を与えられる。加盟国がIMFの目的に合致しない制限の存続を固執しているとIMFが認めるときは、その加盟国は、第26条第2項(a)の規定の適用を受ける。

第15条
特別引出権

第1項 特別引出権を配分する権限

(a) IMFは、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに応ずるため、第18条の規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する権限を与えられる。

(b) 更に、IMFは、付表Mの規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する。

第2項 特別引出権の評価

IMFは、総投票権数の70%の多数により、特別引出権の評価方法を決定する。ただし、評価の原則の変更又は実施されている評価の原則の適用における基本的な変更には、総投票権数の85%の多数を必要とする。

第16条

一般会計及び特別引出権会計

第1項 操作及び取引の分離

特別引出権に係るすべての操作及び取引は、特別引出権会計を通じて行う。本協定に基づいて認められるIMFの計算で行う他のすべての操作及び取引は、一般会計を通じて行う。次条第2項の規定に基づく操作及び取引は、一般会計及び特別引出権会計の双方を通じて行う。

第2項 資産及び財産の分離

第5条第2項(b)の規定に基づいて管理される資金以外のIMFのすべての資産及び財産は、一般会計において保有する。ただし、第20条第2項、第24条及び第25条並びに付表H及び付表Iの規定に基づいて取得される資産及び財産は、特別引出権会計において保有する。一方の会計において保有するいかなる資産又は財産も、他方の会計の操作及び取引によって生じたIMFの債務の弁済に充て又はその損失を埋めるために用いてはならない。ただし、特別引出権会計の業務の運営のための経費は、IMFにより一般会計から支払われ、その経費を合理的に評価して課される第20条第4項の規定に基づく賦課金によって特別引出権で随時払い戻される。

第3項 記録及び情報

特別引出権保有額のすべての変更は、IMFが特別引出権会計に記録した時に効力を生ずる。参加国は、特別引出権の使用の根拠となった本協定の規定をIMFに通告する。IMFは、その任務の遂行のために

17. 参加国及び他の特別引出権保有者

必要と認めるその他の情報を提供することを参加国に要求することができる。

第17条

参加国及び他の特別引出権保有者

第1項 参加国

IMFの加盟国で、その国内法に従って特別引出権会計の参加国としてのすべての義務を負うこと及びこれらのすべての義務を履行するために必要なすべての措置をとったことを述べた文書をIMFに寄託した国は、その文書を寄託した日から特別引出権会計の参加国となる。ただし、いかなる加盟国も、本協定の特別引出権会計のみに関する事項を定める規定が効力を生じ、かつ、割当額の合計額の少なくとも75%を有する加盟国がこの項の規定に従って文書を寄託する前には、参加国となることはない。

第2項 保有者としてのIMF

IMFは、一般資金勘定において特別引出権を保有すること並びに一般資金勘定を通じ、本協定に従い参加国との間で又は次項の規定に基づいて定める条件に従い次項(i)の規定に基づいて定める保有者との間で行う操作及び取引において、特別引出権を受け入れ及び使用することができる。

第3項 その他の保有者

IMFは、

- (i) 非加盟国、参加国でない加盟国、中央銀行としての機能を2以上の加盟国のために営む機関及び他の公的機関を保有者として定めることができる。
- (ii) (i)の規定に基づいて定める保有者が特別引出権を保有することを認められるための条件並びに参加国及び(i)の規定に基づいて定める他の保有者との間の操作及び

取引において特別引出権を受け入れ又は使用するための条件を定めることができる。

- (iii) 一般資金勘定を通じ、参加国及びIMFが(i)の規定に基づいて定められた保有者との間で特別引出権での操作及び取引を行うための条件を定めることができる。

上記(i)の規定に基づいて保有者を定めるためには、総投票権数の85%の多数を必要とする。IMFが定める条件は、本協定の規定及び特別引出権会計の効果的な運営に合致するものでなければならない。

第18条

特別引出権の配分及び消却

第1項 配分及び消却を規制する原則及び考慮事項

(a) 特別引出権の配分又は消却に関するすべての決定を行うに当たり、IMFは、既存の準備資産を補充することについて長期的かつ世界的な必要が生じたときに、IMFの目的の達成を促進し並びに世界における経済の停滞及びデフレーション並びに過剰需要及びインフレーションを回避するような方法で、その必要に応ずるように努めなければならない。

(b) 特別引出権を配分することについての最初の決定は、特別の考慮事項として、準備資産を補充する世界的な必要があることについての共同の判断、より良い国際収支の均衡の達成及び将来における調整過程の機能の改善の可能性を考慮したものでなければならない。

第2項 配分及び消却

(a) 特別引出権を配分し又は消却することについてのIMFの決定は、5年の基本期間について行い、これらの基本期間は、連続するものとする。最初の基本期間は、特別引出権を配分することについての最初の決定の日又はその決定において定めるその後の日に始まる。配分又は消却は、1年の間隔を置いて行う。

18. 特別引出権の配分及び消却

(b) 配分の率は、配分の決定の日における割当額の百分率によって表示する。特別引出権の消却の率は、消却の決定の日における特別引出権の純累積配分額の百分率によって表示する。これらの百分率は、すべての参加国について同一とする。

(c) IMFは、(a) 及び(b)の規定にかかわらず、いずれの基本期間について決定を行うに当たっても、次のことを定めることができる。

- (i) 基本期間を5年と異なる期間のものとする。
- (ii) 1年と異なる間隔を置いて配分又は消却を行うこと。
- (iii) 配分又は消却を、その決定の日以外の日における割当額又は純累積配分額に基づいて行うこと。

(d) 基本期間の開始後に参加国となった加盟国は、その加盟国が参加国となった後に配分が行われる次の基本期間から配分を受け。ただし、その新たな参加国が参加国となった後の最初の配分から配分を受けることをIMFが決定した場合は、この限りでない。基本期間の途中で参加国となった加盟国がその基本期間の残余の期間について配分を受けることをIMFが決定し、かつ、その参加国が(b) 又は(c)の規定に基づいて定められる日に加盟国となっていなかった場合、IMFはその参加国に対して行う配分の基礎を決定する。

(e) 参加国は、配分の決定に従って行われる特別引出権の配分を受け入れなければならない。ただし、次の(i) 及び(ii)の条件の双方が満たされる場合は、この限りでない。

- (i) 当該参加国の総務がその決定に対して賛成の投票をしなかったこと。
- (ii) 当該参加国が、その決定に基づく最初の特別引出権の配分に先立ち、その決定に基づいて特別引出権が自国に配分されることを希望しない旨を書面によりIMFに通告したこと。IMFは、参加国の要請によって決定を行うことにより、その後の特別引出権の配分について前記の通告の効果を終了させることができる。

(f) 消却が効力を生ずる日において、参加国の保有している特別引出権の額が当該参加国に割り当てられた消却されるべき特別引出権の額よりも少ない場合には、当該参加国は、その総準備ポジションが許す範囲内で、できる限り速やかに不足分を除去するものとし、このため、継続してIMFと協議を行う。消却が効力を生じた日の後に当該参加国が入手した特別引出権は、不足分の除去に充てられて消却される。

第3項 予期されなかった重大な事態の発生

IMFは、予期されなかった重大な事態が生じたため望ましいと考えるときは、残余の基本期間についての配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し又は新たな基本期間を開始させることができる。

第4項 配分及び消却の決定

(a) 第2項(a)から(c)まで及び前項の規定に基づく決定は、理事会の同意を得て専務理事が行う提議に基づき、総務会が行う。

(b) 専務理事は、提議を行うに先立ち、その提議が第1項(a)の規定に合致することを確認した上で、その提議が参加国の間で広く支持されるという確信を得ることができるようにより協議を行う。専務理事は、更に、最初の配分に関する提議を行うに先立ち、第1項(b)の規定が遵守されており、かつ、配分の開始が参加国の間で広く支持されていることを確認しなければならず、また、特別引出権会計が開設された後においてこれらのことを確認した場合には、直ちに最初の配分のための提議を行わなければならない。

(c) 専務理事は、

- (i) 各基本期間の終了の6か月前までに、
- (ii) いずれかの基本期間についての配分又は消却に関しいかなる決定も行われなかった場合において、(b)の規定が遵守されたことを確認したときに、

19. 特別引出権の操作及び取引

(iii) 前項の規定に従い、配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し若しくは新たな基本期間を開始させることが望ましいと認めるときに、又は

(iv) 総務会若しくは理事会の要請があった後6か月以内に、提議を行う。

ただし、専務理事は、(i)、(iii)又は(iv)の場合において、第1項の規定に合致すると認められる提議で(b)の規定に従って参加国の間で広く支持されるものがないことを確認したときは、総務会及び理事会にその旨を報告しなければならない。

(d) 配分の率の引下げに関する前項の規定に基づく決定を除くほか、第2項(a)から(c)まで又は前項の規定に基づく決定には、総投票権数の85%の多数を必要とする。

第19条

特別引出権の操作及び取引

第1項 特別引出権の使用

特別引出権は、本協定に基づいて認められる操作及び取引に使用することができる。

第2項 参加国間の操作及び取引

(a) 参加国は、その特別引出権を使用して、第5項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を取得することができる。

(b) 参加国は、その特別引出権を使用して、他の参加国との合意により、当該他の参加国から等額の通貨を取得することができる。

(c) IMFは、総投票権数の70%の多数により、参加国が他の参加国との合意により、かつ、IMFが適当と認める条件に従って行うことができる操作について定めることができる。この条件は、特別引出権会計の効果的な運営に合致し及び本協定に従って行う特別引出権の適切な使用に合致するものでなければならない。

(d) IMFは、(b)又は(c)の規定に基づく取引又は操作であって、第5項に定める原則に従う指定の効果を害するおそれがあるとIMFが判断するものその他第22条の規定に合致しないとIMFが判断するものを行う参加国に対して抗議することができる。引き続きこのような取引又は操作を行う参加国は、第23条第2項(b)の規定の適用を受ける。

第3項 必要性の要件

(a) 前項(a)の規定に基づく取引において、参加国は、(c)の規定が適用される場合を除くほか、その特別引出権を、その国際収支、対外準備ポジション又は対外準備の推移を理由とする必要性に基づく場合に限り使用し、その対外準備の構成を変えることのみを目的としては使用しないことが期待される。

(b) 特別引出権の使用に当たっては、(a)の期待に反することを理由とする異議は、提起されない。もともと、IMFは、この期待に反した参加国に対して抗議することができる。引き続きこの期待に反している参加国は、第23条第2項(b)の規定の適用を受ける。

(c) 参加国が第5項の規定に基づいて指定された他の参加国から特別引出権を使用して等額の通貨を取得する取引であって、第6項(a)の規定に基づく当該他の参加国の復元を促進するもの、当該他の参加国の特別引出権が不足することを防ぎ若しくはその不足分を減少させるもの、又は当該他の参加国が上記(a)の期待に反したときにその効果を打ち消すものについては、IMFはこの(a)の期待の対象から除外することができる。

第4項 通貨を提供する義務

(a) 次項の規定に基づいてIMFが指定した参加国は、第2項(a)の規定に基づいて特別引出権を使用する参加国の要求があったときに自由利用可能通貨をその参加国に提供しなければならない。参加国が通貨を提供する義務は、自国の特別引出権保有額のうちその純累積配分額を超える部分とその純累積配分額の2倍に等しくなる点又はその参加国とIMFとの間で合意されるそれよりも高い限度を超えないものとする。

19. 特別引出権の操作及び取引

(b) 参加国は、(a)の義務的限度又は合意されるそれよりも高い限度を超えて通貨を提供することができる。

第5項 通貨を提供する参加国の指定

(a) IMFは、第2項(a)及び前項の規定の適用上、参加国がその特別引出権を使用することができるようにするため、特定の額の特別引出権と引換えに通貨を提供する参加国を指定する。この指定は、IMFが随時採択する他の原則によって補足される次の一般原則に従って行う。

- (i) 参加国は、その国際収支及び総準備のポジションが十分に強固である場合には、指定の対象となる。ただし、総準備ポジションが強固な参加国の国際収支が軽度の赤字を示している場合にも、その参加国が指定される可能性を排除するものではない。これらの参加国は、相互間における特別引出権保有額の均衡のとれた配分が長期的にみて促進されるような方法で指定される。
- (ii) 参加国は、次項(a)の規定に基づく復元を促進し、特別引出権保有額の不足分を減少させ又は第3項(a)の期待に反したときにその効果を打ち消すため、指定の対象となる。
- (iii) IMFは、参加国を指定するに当たり、通常、(ii)の規定に基づく指定の目的を実現するために特別引出権の取得を必要とする参加国を優先させる。

(b) IMFは、(a)(i)の規定に基づき特別引出権保有額の均衡のとれた配分を長期的にみて促進するため、付表Fに規定する指定に関する規則又は(c)の規定に基づいて採択される規則を適用する。

(c) 指定に関する規則は、いつでも検討することができるものとし、必要があるときは、新たな規則が採択される。新たな規則が採択されない限り、検討が行われた時点において効力を有する規則が引き続き適用される。

第6項 復元

(a) 特別引出権を使用する参加国は、付表Gに規定する復元に関する規則又は(b)の規定に基づいて採択される規則に従い、その特別引出権保有額を復元する。

(b) 復元に関する規則は、いつでも検討することができるものとし、必要があるときは、新たな規則が採択される。新たな規則が採択され又は復元に関する規則の廃止が決定されない限り、検討が行われた時点において効力を有する規則が引き続いて適用される。復元に関する規則を採択し、修正し又は廃止する決定には、総投票権数の70%の多数を必要とする。

第7項 交換比率

(a) (b)に規定する場合を除くほか、第2項(a)及び(b)の規定に基づく参加国間の取引のための交換比率は、特別引出権を使用する参加国が、いかなる通貨をいずれの参加国から提供される場合にも同一の価値を受け取ることとなるような比率とし、IMFは、この原則を実施するための規則を採択する。

(b) IMFは、総投票権数の85%の多数により、第2項(b)の規定に基づいて取引を行う参加国が(a)の規定に基づいて適用される交換比率と異なる交換比率を合意することを例外的状況において総投票権数の70%の多数によって認めることができるような政策を採択することができる。

(c) IMFは、参加国の通貨の交換比率を決定するための手続について当該参加国と協議する。

(d) この項の規定の適用上、参加国には参加終了過程にある国を含む。

20. 特別引出権会計の利子及び手数料

第20条

特別引出権会計の利子及び手数料

第1項 利子

IMFは、特別引出権の保有者に対し、その保有額につき、すべての保有者について同一の率の利子を支払う。IMFは、この利子の支払に充てるために十分な手数料を受け取っているかどうかを問わず、保有者に支払うべき金額を支払う。

第2項 手数料

参加国は、IMFに対し、特別引出権の純累積配分額に不足分及び未払手数料を加えた額につき、すべての参加国について同一の率の手数料を支払う。

第3項 利子及び手数料の率

IMFは、総投票権数の70%の多数により、利子の率を定める。手数料の率は、利子の率に等しいものとする。

第4項 賦課金

IMFは、第16条第2項の規定に基づく払戻しが行われることを決定したときは、このため、純累積配分額につき、すべての参加国について同一の率の賦課金を課する。

第5項 利子、手数料及び賦課金の支払

利子、手数料及び賦課金は、特別引出権で支払う。手数料又は賦課金を支払うための特別引出権を必要とする参加国は、IMFが受け入れることができる通貨と引換えに、一般資金勘定を通じて行うIMFとの取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。その参加国は、このような方法によって十分な特別引出権を取得することができない場合には、IMFが特定する参加国から、自由利用可能通貨により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。支払期日の後に参加国が入手した特別引出権は、未払手数料の支払に充てられて消却される。

第21条

一般会計及び特別引出権会計の管理

(a) 一般会計及び特別引出権会計は、次の規定に従うことを条件として、第12条の規定に従って管理する。

- (i) 特別引出権会計のみに関する事項についての総務会の会合又は決定に関し、その会合を招集するため、並びに定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行われたかどうかを決めるためには、参加国である加盟国が任命した総務の要請、出席及び投票のみを計算する。
- (ii) 特別引出権会計のみに関する事項についての理事会の決定に当たっては、少なくとも1の参加国である加盟国によって選出された理事のみが投票する資格を有する。これらの理事は、それぞれ、その理事の選出に賛成投票をした参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行われたかどうかを決めるためには、参加国である加盟国によって選出された理事の出席及び参加国である加盟国に割り当てられた票数の票のみを計算する。
- (iii) IMFの一般的管理に関する問題(第16条第2項の規定に基づく払戻しを含む。)及びある事項が両会計に関するものであるか又は特別引出権会計のみに関するものであるかという判定の問題は、一般会計のみに関する問題として決定する。特別引出権の評価方法に関する決定、一般会計の一般資金勘定における特別引出権の受入れ、保有及び使用に関する決定並びに一般会計の一般資金勘定及び特別引出権会計の双方を通じて行われる操作及び取引に関連するその他の決定を行うためには、それぞれの会計に関する事項についての決定に必要とされる多数決の要件がともに満たされなければならない。特別引出権会計に関する事項についての決定には、その旨を表示する。

22. 参加国の一般的義務

(b) 第9条の規定に基づいて与えられる特権及び免除のほか、特別引出権又は特別引出権による操作若しくは取引に対しては、いかなる種類の租税をも課してはならない。

(c) 特別引出権会計のみに関する事項についての本協定の規定の解釈について生ずる疑義は、参加国の要請がある場合にのみ、第29条(a)の規定に従って理事会に提出する。理事会が特別引出権会計のみに関する解釈上の疑義について決定を行った場合には、参加国のみがその疑義を第29条(b)の規定に基づいて総務会に付託することを要求することができる。総務会は、参加国でない加盟国が任命した総務が特別引出権会計のみに関する疑義について解釈委員会において投票する資格を有するかどうかを決定する。

(d) 専ら特別引出権会計への参加に起因する事項につき、IMFと特別引出権会計への参加を終了した参加国との間又は、特別引出権会計の清算中に、IMFと参加国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違を第29条(c)に定める手続に従って仲裁に付する。

第22条

参加国の一般的義務

参加国は、本協定の他の条の規定に基づき特別引出権に関して受諾する義務のほか、本協定の規定に従い、かつ、特別引出権を国際通貨制度における中心的な準備資産にするとの目的に従って行われる特別引出権会計の効果的な運営及び特別引出権の適切な使用を容易にするため、IMF及び他の参加国と協力することを約束する。

第23条

特別引出権の操作及び取引の停止

第1項 緊急措置

緊急の場合又は特別引出権会計に関するIMFの活動を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事会は、総投票権数の85%の多数に

より、1年以内の期間特別引出権の操作及び取引に関するいずれの規定の適用をも停止することができる。この場合においては、第27条第1項(b)から(d)までの規定を適用する。

第2項 義務の不履行

(a) いずれかの参加国が第19条第4項の規定に基づく義務を履行していないとIMFが認めたときは、IMFが別段の決定をしない限り、その参加国が特別引出権を使用する権利が停止される。

(b) IMFは、いずれかの参加国が特別引出権に関するその他の義務を履行していないと認めたときは、その参加国がその後入手する特別引出権を使用する権利を停止することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に基づきいずれかの参加国に対して措置がとられるのに先立ち、その参加国が自国に対する抗議について直ちに通知を受け、口頭及び書面の双方で自国の立場を表明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択される。参加国は、(a)の規定に関する抗議の通知を受けたときは、その抗議が処理されるまでの間、特別引出権を使用しない。

(d) (a)若しくは(b)の規定に基づく停止又は(c)の規定に基づく制限は、第19条第4項の規定に従って通貨を提供する参加国の義務に影響を及ぼすものではない。

(e) IMFは、(a)又は(b)の規定に基づく停止をいつでも解くことができる。ただし、参加国が第19条第6項(a)の規定に基づく義務を履行しなかったために(b)の規定に基づく停止を受けている場合には、その停止は、その参加国が復元に関する規則を履行することとなった最初の暦四半期が終わった後180日を経過するまで解かれない。

(f) 参加国が特別引出権を使用する権利は、当該参加国が第5条第5項、第6条第1項又は第26条第2項(a)の規定に従ってIMFの一般資金を利用する資格を失ったことを理由として停止されることはない。第26条第2項の規定は、参加国が特別引出権に関する義務を履行しなかったことを理由として適用されることはない。

24. 参加の終了

第24条

参加の終了

第1項 参加を終了する権利

(a) 参加国は、IMFに対する通告書をその主たる事務所に送付することにより、いつでも特別引出権会計への参加を終了することができる。終了は、通告が受領された日に効力を生ずる。

(b) IMFから脱退する参加国は、同時に特別引出権会計への参加を終了するものとみなされる。

第2項 参加の終了に伴う決済

(a) 参加国が特別引出権会計への参加を終了するときは、参加終了国が行う特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従って決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに次項、第5項、第6項及び付表Hの規定による場合を除くほか、すべて停止する。終了の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日の前に課されて未払となっている賦課金は、特別引出権で支払う。

(b) IMFは、参加終了国が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加終了国は、その純累積配分額に相当する額及び特別引出権会計に参加したことによって支払うこととなっているその他の額をIMFに支払う義務を有する。これらの債務は、互いに相殺されるものとし、参加終了国が保有する特別引出権のうちIMFに対する債務を消滅させるために相殺に使用された額は、消却される。

(c) (b)に規定する相殺を行った後の参加終了国又はIMFの債務に関する決済は、参加終了国とIMFとの間の取決めに より遅滞なく行う。決済に関する取決めが速やかに成立しないときは、付表Hの規定を適用する。

第3項 利子及び手数料

参加の終了の日の後は、第20条の規定に基づいて定められる期日及び率により、IMFは参加終了国が保有する特別引出権の残高につ

いて利子を支払い、参加終了国はIMFに対する債務の残高について手数料を支払う。支払は、特別引出権で行う。参加終了国は、手数料又は賦課金を支払うため、IMFが特定する参加国との取引により、又は合意に基づいて他の保有者から、自由利用可能通貨と引換えに特別引出権を取得することができるものとし、また、利子として受け取った特別引出権を、第19条第5項の規定に基づいて指定された参加国との取引又は合意による他の保有者との取引において、処分することができる。

第4項 IMFに対する債務の決済

IMFが参加終了国から受領した通貨は、参加国が保有する特別引出権を、その通貨をIMFが受領した時における各参加国の特別引出権保有額のうち純累積配分額を超える部分に比例して償還するため、IMFが使用する。このように償還された特別引出権及び参加終了国が決済に関する取決め又は付表Hの規定に基づいて支払う賦払金に充てるために本協定の規定に基づき取得してその賦払金と相殺された特別引出権は、消却される。

第5項 参加終了国に対する債務の決済

IMFが参加終了国の保有する特別引出権を償還する必要があるときは、その償還は、IMFが特定する参加国の提供する通貨で行う。この参加国は、第19条第5項に規定する原則に従って特定される。特定された各参加国は、その選択により参加終了国の通貨又は自由利用可能通貨をIMFに提供し、等額の特別引出権を受領する。もともと、参加終了国は、IMFが許可する場合には、自国通貨、自由利用可能通貨その他いかなる資産をいずれの保有者から取得するためにも、特別引出権を使用することができる。

第6項 一般資金勘定の取引

IMFは、参加終了国との決済を容易にするため、参加終了国が次のいずれかのことを行うことを決定することができる。

- (i) 第2項(b)に規定する相殺を行った後に参加終了国が保有する特別引出権を、その償還の時に、一般資金勘定を

25. 特別引出権会計の清算

通じて行われるIMFとの取引において、IMFの選択により参加終了国の通貨又は自由利用可能通貨を取得するために使用すること。

- (ii) 手数料又は取決め若しくは付表Hの規定に基づいて支払う賦払金に充てるため、一般資金勘定を通じて行われるIMFとの取引により、IMFが受け入れることができる通貨と引換えに特別引出権を取得すること。

第25条

特別引出権会計の清算

(a) 特別引出権会計は、総務会の決定による場合を除くほか、清算することができない。理事会は、緊急の場合において、特別引出権会計の清算が必要であると認定したときは、総務会の決定があるまでの間、特別引出権の配分又は消却並びに特別引出権のすべての操作及び取引を一時的に停止することができる。IMFを清算する総務会の決定は、一般会計及び特別引出権会計の双方を清算する決定とする。

(b) 総務会が特別引出権会計を清算することを決定したときは、特別引出権の配分、消却、操作及び取引並びに特別引出権会計に関するIMFの活動は、特別引出権に関する参加国及びIMFの義務の秩序ある履行に付随するものを除くほか、すべて停止され、本協定に基づくIMF及び参加国の特別引出権に関する義務は、本条、第20条、第21条(d)、前条、第29条(c)、付表H、前条の規定に基づいて成立した取決め(付表H4の規定に従うことを条件とする。)及び付表Iに定める義務を除くほか、すべて消滅する。

(c) 特別引出権会計の清算に当たり、清算の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日の前に課されて未払となっている賦課金は、特別引出権で支払う。IMFは、保有者が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加国は、特別引出権の純累積配分額に相当する額及び特別引出権会計に参加したことによって支払うこととなっているその他の額をIMFに支払う義務を有する。

- (d) 特別引出権会計の清算は、付表Iの規定に従って行う。

第26条

脱退

第1項 加盟国の脱退権

加盟国は、IMFに対する通告書を主たる事務所に送付することにより、いつでもIMFから脱退することができる。脱退は、通告が受領された日に効力を生ずる。

第2項 強制的脱退

(a) 加盟国が本協定に基づくいずれかの義務を履行しなかったときは、IMFは、その加盟国がIMFの一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。この項の規定は、第5条第5項又は第6条第1項の規定を制限するものとみなしてはならない。

(b) (a)の加盟国が(a)の規定に基づくIMFの一般資金を利用する資格の喪失の宣言から相当の期間の経過後においても本協定に基づくいずれかの義務の不履行を続けているとき、IMFは総投票権数の70%の多数により、その加盟国の投票権を停止することができる。その停止の期間中は、付表Lの規定を適用する。IMFは、総投票権数の70%の多数により、その停止をいつでも解くことができる。

(c) (b)の加盟国が(b)の規定に基づく停止の決定から相当の期間の経過後においても本協定に基づくいずれかの義務の不履行を続けているときは、総投票権数の85%を有する過半数の総務によって行われる総務会の決定により、その加盟国にIMFからの脱退を要求することができる。

(d) (a)、(b)又は(c)の規定に基づきいずれかの加盟国に対して措置がとられるのに先立ち、その加盟国が自国に対する抗議について相当の期間の前に通知を受け、口頭及び書面の双方で自国の立場を表明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択される。

第3項 脱退した加盟国との勘定の決済

加盟国がIMFから脱退したときは、その国の通貨によるIMFの通常の操作及び取引は、停止するものとし、また、その国とIMFとの間の取

27. 緊急措置

決めにより双方の間のすべての勘定の決済を遅滞なく行う。取決めが速やかに成立しないときは、その勘定の決済については、付表Jの規定を適用する。

第27条
緊急措置

第1項 一時的停止

(a) 緊急の場合又はIMFの活動を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事会は、総投票権数の85%の多数により、1年以内の期間、次のいずれの規定の適用をも停止することができる。

- (i) 第5条第2項、第3項、第7項並びに第8項(a)(i)及び(e)
- (ii) 第6条第2項
- (iii) 第11条第1項
- (iv) 付表C5

(b) (a)の規定に基づく規定の適用の停止は、1年を超える期間にわたることができない。ただし、総務会は、(a)に規定する緊急又は不測の事態が継続していると認める場合には、総投票権数の85%の多数により、更に2年以内の期間この停止を延長することができる。

(c) 理事会は、総投票権数の過半数により、(a)及び(b)の停止をいつでも解くことができる。

(d) IMFは、規定の適用が停止されている期間について、当該規定の対象となっている事項に関し、規則を採択することができる。

第2項 IMFの清算

(a) IMFは、総務会の決定による場合を除くほか、清算することができない。理事会は、緊急の場合において、IMFの清算が必要であると認定したときは、総務会の決定があるまでの間、すべての操作及び取引を一時的に停止することができる。

(b) 総務会がIMFを清算することを決定したときは、IMFは、その資産の秩序ある取立て及び清算並びにその負債の決済に付随する活動を除くほか、いかなる活動に従事することをも直ちに停止する。本協定に基づく加盟国のすべての義務は、この条、第29条(c)、付表J7及び付表Kに定める義務を除くほか、消滅する。

(c) 清算は、付表Kの規定に従って行う。

第28条

改正

(a) 本協定を変更しようとする提案は、加盟国、総務又は理事会のいずれから提議されたものであっても、総務会の議長に送付し、議長は、この提案を総務会に提出する。改正案を総務会が承認したときは、IMFは、すべての加盟国に対し、改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照会する。総投票権数の85%を有する5分の3の加盟国が改正案を受諾したときは、IMFは、すべての加盟国にあてた公式の通報によってその事実を確認する。

(b) (a)の規定にかかわらず、次のものを変更する改正の場合には、すべての加盟国の受諾を必要とする。

- (i) IMFから脱退する権利(第26条第1項)
- (ii) 加盟国の割当額の変更は当該加盟国の同意なしに行ってはならないという規定(第3条第2項(d))
- (iii) 加盟国の通貨の平価は当該加盟国の提議があったときを除くほか変更することができないという規定(付表C6)

(c) 改正は、公式の通報の日の後3か月ですべての加盟国について効力を生ずる。ただし、同文の書簡又は電報中にそれよりも短い期間を明記したときは、この限りでない。

29. 解釈

第29条

解釈

(a) この協定の解釈について加盟国とIMFとの間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する。疑義が加盟国に特に関係があるときは、その加盟国は、第12条第3項(j)の規定に従って代表者を出す資格を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行った場合には、その決定の日から3か月以内に、加盟国はその疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定を最終とする。総務会に付託された疑義は、総務会の解釈委員会によって審議される。この委員会の各委員は、それぞれ1個の投票権を有する。総務会は、この委員会の構成、手続及び多数決の要件を定める。この委員会の決定は、総務会が総投票権数の85%の多数により別段の決定をしない限り、総務会の決定とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、IMFは、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

(c) IMFと脱退した加盟国との間又は、IMFの清算中に、IMFと加盟国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、3人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の1人はIMFが任命し、他の1人は加盟国又は脱退した加盟国が任命し、審判すべき1人は、当事者が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所長又はIMFが採択した規則で定める他の当局が任命する。審判すべき人は、いかなる手続問題に関して当事者の意見が相違する場合にも、その問題を解決する完全な権限を有する。

第30条

用語の説明

この協定の解釈に当たり、IMF及び加盟国は、次に定めるところに従うものとする。

(a) 一般資金勘定においてIMFが保有する加盟国通貨には、第3条第4項の規定に基づいてIMFが受領する証書を含む。

(b) スタンドバイ取極とは、IMFの決定であって、その決定に定められた条件に従い、一定の期間内にかつ一定の額を限度として、加盟国が一般資金勘定から買入れを行うことができることを保証するものをいう。

(c) リザーブ・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行う特別引出権又は他の加盟国の通貨の買入れであって、その買入れの結果として一般資金勘定における当該加盟国の通貨のIMF保有額が当該加盟国の割当額を超えることとならないものをいう。ただし、IMFは、この定義を適用するに当たり、次の政策に基づく買入れ及び保有額を除外することができる。

- (i) 輸出変動補償融資のためのIMFの一般資金の利用に関する政策
- (ii) 一次産品の国際緩衝在庫に対する抛出のための資金調達に関連したIMFの一般資金の利用に関する政策
- (iii) IMFの一般資金の利用に関するその他の政策であって、IMFが、総投票権数の85%の多数により、当該その他の政策に関し除外を決定するもの

(d) 経常取引のための支払とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むが、これらに限定されない。

- (1) 外国貿易、役務を含むその他の経常的業務並びに通常の短期の銀行業務及び信用業務に関して行うすべての支払
- (2) 貸付けに対する利子及びその他の投資による純収入に係る支払
- (3) 貸付けの賦払償還又は直接投資の消却のための多額でない支払
- (4) 家族の生計費のための多額でない送金

31. 最終規定

IMFは、関係加盟国と協議した後、個々の取引を經常取引と認めるか資本取引と認めるかを決定することができる。

(e) 特別引出権の純累積配分額とは、参加国に配分された特別引出権の総額から、第18条第2項(a)の規定に基づいて消却された特別引出権のうち当該参加国に割り当てられた額を控除した額をいう。

(f) 自由利用可能通貨とは、加盟国通貨であつて、(i)国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、(ii)主要な為替市場において広範に取引されているとIMFが認めるものをいう。

(g) 1975年8月31日に加盟国であつた加盟国は、この日前に採択された総務会の決議に従つてこの日の後に加盟国の地位を受諾した加盟国を含むものとみなす。

(h) IMFの取引とは、IMFによる金融資産と他の金融資産との交換をいう。IMFの操作とは、IMFによる金融資産のその他の使用又は受領をいう。

(i) 特別引出権の取引とは、特別引出権と他の金融資産との交換をいう。特別引出権の操作とは、特別引出権のその他の使用をいう。

第31条

最終規定

第1項 効力発生

本協定は、割当額の合計額が付表Aに掲げる割当額の合計額の65%に達する諸政府のために署名され、かつ、次項(a)に規定する文書がこれらの政府のために寄託された時に、効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、1945年5月1日前に効力を生ずることはない。

第2項 署名

(a) 本協定の各署名政府は、その国内法に従つて本協定を受諾したこと及び本協定に基づくすべての義務を履行するために必要なすべての措置をとつたことを述べた文書をアメリカ合衆国政府に寄託する。

(b) 各国は、(a)に規定する文書を寄託した日からIMFの加盟国となる。ただし、いかなる国も、本協定が前項の規定に従って効力を生ずる前に加盟国となることはない。

(c) アメリカ合衆国政府は、付表Aに掲げるすべての国の政府及び第2条第2項の規定に従って加盟を承認されたすべての国の政府に対し、本協定へのすべての署名及び(a)に規定するすべての文書の寄託を通知する。

(d) 各政府は、本協定に署名した時に、IMFの運営費に充てるため、当該政府の総出資額の1%の100分の1を金又は合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に送付する。アメリカ合衆国政府は、この資金を特別預り金勘定として保有し、IMFの総務会に、その最初の会合が招集された時に送付する。1945年12月31日までに本協定の効力が生じなかったときは、アメリカ合衆国政府は、この資金を送付した政府にこの資金を返却する。

(e) 本協定は、1945年12月31日まで、ワシントンにおいて、付表Aに掲げる国の署名を受け付ける。

(f) 本協定は、1945年12月31日の後、第2条第2項の規定に従って加盟を承認された国の政府の署名を受け付ける。

(g) すべての政府は、本協定への署名により、その政府のためにも、また、そのすべての植民地、海外領土及びその保護、宗主権又は権威の下にあるすべての地域並びにその政府が委任統治を行うすべての地域についても、この協定を受諾する。

(h) (d)の規定は、各署名政府についてその署名の日から効力を生ずる。

[下の署名と寄託に関する項目は、当初の国際通貨基金協定における第20条の条文に従って再現している]

本書1通をワシントンで作成した。この本書は、アメリカ合衆国政府に寄託しておく。同政府は、付表Aに掲げるすべての政府及び第2条第2項の規定に従って加盟を承認されたすべての政府にその認証謄本を送付する。

A. 割当額

付表 A
割当額

(単位:100万米ドル)

オーストラリア	200	インド	400
ベルギー	225	イラン	25
ボリビア	10	イラク	8
ブラジル	150	リベリア	.5
カナダ	300	ルクセンブルク	10
チリ	50	メキシコ	90
中国	550	オランダ	275
コロンビア	50	ニュージーランド	50
コスタリカ	5	ニカラグア	2
キューバ	50	ノルウェー	50
チェコスロバキア	125	パナマ	.5
デンマーク*	*	パラグアイ	2
ドミニカ共和国	5	ペルー	25
エクアドル	5	フィリピン連邦	15
エジプト	45	ポーランド	125
エルサルバドル	2.5	南アフリカ連邦	100
エチオピア	6	ソビエト社会主義連邦 共和国	1200
フランス	450	英国	1300
ギリシャ	40	アメリカ合衆国	2750
グアテマラ	5	ウルグアイ	15
ハイチ	5	ベネズエラ	15
ホンジュラス	2.5	ユーゴスラビア	60
アイスランド	1		

*デンマークの割当額は、デンマーク政府が本協定に署名する用意があることを宣言した後、署名を行う前に、IMFが定める。

付表 B

買戻し、増資の払込み、金及び運営事項に関する経過規定

1. 本協定の第2次改正の日前に第2次改正前の第5条第7項(b)の規定に従って生じた買戻しの義務であってその日になお履行されていないものは、本協定の第2次改正前の規定に従ってその買戻しの義務を履行しなければならない日以前に履行する。

2. 加盟国は、買戻し又は出資のためにIMFに対し金により支払を行う義務であって本協定の第2次改正の日になお履行されていないものを特別引出権により履行する。ただし、IMFは、その支払の全部又は一部がIMFの特定する他の加盟国の通貨で行われることができることを定めることができる。特別引出権会計の非参加国は、この2の規定に従って特別引出権により履行しなければならない義務を、IMFが特定する他の加盟国の通貨により履行する。

3. 2の規定の適用上、0.888671グラムの純金が1特別引出権に等しいものとする。2の規定に基づいて支払う通貨の額は、この比率を基礎として及び履行の日における特別引出権で表示される当該通貨の価額を基礎として決定する。

4. 本協定の第2次改正の日においてIMFが保有する加盟国の通貨のうち当該加盟国の割当額の75%を超える部分であって1の規定に基づく買戻しの対象とならないものは、次の規則に従って買い戻す。

- (i) 買入れの結果としてIMFが保有する通貨は、IMFの一般資金の利用に関する政策であって当該政策に従いその買入れが行われたものに従って買い戻す。
- (ii) その他の保有通貨は、本協定の第2次改正の日の後4年以内に買い戻す。

5. 1の規定に基づく買戻しであって2の規定の適用を受けないもの、4の規定に基づく買戻し及び2の規定に基づいて行う通貨の特定については、第5条第7項(i)に規定するところに従う。

B. 買戻し、増資の払込み、金及び運営事項に関する経過規定

6. 本協定の第2次改正の日に効力を有しているすべての規則及び細則、率、手続並びに決定は、本協定の規定に従って変更されるまで効力を有する。

7. 本協定の第2次改正の前日に(a)及び(b)に規定する措置と同等の効果を有する措置が完了していない範囲内において、IMFは、

(a) 1975年8月31日においてIMFが保有していた金であって純金で2,500万オンスに達するまでのものを、その日に加盟国であった加盟国でこの金の購入に同意するものに対し、その日における当該加盟国の割当額に比例して売却する。この(a)の規定に基づく加盟国への売却は、当該加盟国の通貨と引換えに、当該売却の時において0.888671グラムの純金につき1特別引出権に相当する価格で行う。

(b) 1975年8月31日においてIMFが保有していた金であって純金で2,500万オンスに達するまでのものを、その日に加盟国であった開発途上にある加盟国のために売却する。ただし、この金に係る利益金又は剰余価値のうち、当該加盟国の1975年8月31日におけるそれぞれの割当額がその日における全加盟国の割当額の合計額に対して占める割合に相当する部分は、当該加盟国にそれぞれ直接に移転する。IMFが、加盟国と協議し、加盟国の同意を得又は、特定の場合には、加盟国の通貨を他の加盟国の通貨と交換するという第5条第12項(c)に規定する要件は、この(b)の規定に基づく金の売却(自国通貨と引換えに行う加盟国への売却を除く。)の結果としてIMFが受領し、一般資金勘定に繰り入れる通貨についても適用する。

この7の規定に基づいて金を売却したときは、売却によって受領した額のうち、売却の時において0.888671グラムの純金につき1特別引出権に相当する部分は一般資金勘定に繰り入れ、(b)の規定に基

C. 平価

づく措置に伴いIMFが保有するその他の資産はIMFの一般資金と分離して保有する。(b)の規定に基づく措置が終了する際になおIMFの処分の対象となっている資産は、特別支払勘定に繰り入れる。

付表 C

平価

1. IMFは、加盟国に対し、本協定の適用上、第4条第1項、第3項から第5項まで及びこの付表の規定に従い、特別引出権又はIMFが定めるその他の共通表示単位により、加盟国が平価を設定することができる旨を通知する。共通表示単位は、金又は通貨であってはならない。

2. 自国通貨の平価を設定する意図を有する加盟国は、1の規定に従って通知が行われた後相当の期間内に、平価をIMFに提議しなければならない。

3. 1の規定に基づいて自国通貨の平価を設定する意図を有しない加盟国は、IMFと協議し、また、自国の為替取極がIMFの目的に合致しておりかつ第4条第1項の規定に基づく義務を履行するために十分であることを保証しなければならない。

4. IMFは、提議された平価に対し、その提議を受領した後相当の期間内に、同意し又は異議を唱えなければならない。提議された平価は、IMFが異議を唱えた場合に本協定の適用上効力を有しないものとし、加盟国は3の規定の適用を受ける。IMFは、平価を提議した加盟国の国内の社会的又は政治的政策を理由として異議を唱えてはならない。

5. 自国通貨の平価を有する各加盟国は、自国の領域内で行われる自国通貨と平価を維持している他の加盟国の通貨との間の直物為替取引の最高及び最低の相場が、平価による相場との間に、4.5%を超える差又はIMFが総投票権数の85%の多数によって採択することができるその他の1又は2以上のマージンを超える差がないようにするため、本協定の規定に合致する適切な措置をとることを約束する。

C. 平価

6. 加盟国は、基礎的不均衡を是正し又はその発生を防止する場合を除くほか、自国通貨の平価の変更を提議してはならない。変更は、加盟国の提議があったときに限り、かつ、IMFと協議した後に限り行うことができる。

7. 変更が提議された場合には、IMFは、その提議を受領した後相当の期間内に、提議された平価に同意し又は異議を唱えなければならない。IMFは、変更が基礎的不均衡を是正し又はその発生を防止するために必要であると認めるときは、同意しなければならない。IMFは、変更を提議した加盟国の国内の社会的又は政治的政策を理由として異議を唱えてはならない。提議された平価の変更は、IMFが異議を唱えた場合に本協定の適用上効力を有しない。IMFが異議を唱えたにもかかわらず加盟国が自国通貨の平価を変更したときは、その加盟国は、第26条第2項の規定の適用を受ける。IMFは、加盟国が非現実的な平価を維持しないよう勧奨する。

8. 加盟国が平価を廃止する意図を有する旨をIMFに通知した場合には、本協定に基づいて設定されたその加盟国の通貨の平価は、本協定の適用上存在しないこととなる。IMFは、総投票権数の85%の多数によって行う決定により、平価の廃止に異議を唱えることができる。IMFが異議を唱えたにもかかわらず加盟国が自国通貨の平価を廃止したときは、その加盟国は第26条第2項の規定の適用を受ける。IMFが異議を唱えたにもかかわらず加盟国が当該平価を廃止したとき又は加盟国が相当量の為替取引の相場を5の規定に従って維持していないとIMFが認定したときは、本協定に基づいて設定された当該平価は、本協定の適用上存在しないこととなる。ただし、IMFは、その加盟国と協議し、かつ、そのような認定につき検討するとの意図を60日前にその加盟国に通告している場合を除くほか、そのような認定をすることができない。

9. 加盟国の通貨の平価が8の規定に従って存在しないこととなった場合には、その加盟国は、IMFと協議し、また、自国の為替取極がIMFの目的に合致しておりかつ第4条第1項の規定に基づく義務を履行するために十分であることを保証しなければならない。

D. 評議会

10. 自国通貨の平価が8の規定に従って存在しないこととなった加盟国は、自国通貨の新たな平価をいつでも提議することができる。

11. 6の規定にかかわらず、IMFは、総投票権数の70%の多数により、特別引出権が共通表示単位であり、かつ、その変更が特別引出権の価額に影響を及ぼさない場合に、すべての平価の変更を一律に比例して行うことができる。ただし、IMFの措置がとられた日から7日以内に加盟国がこの措置によって自国通貨の平価が変更されることを希望しない旨をIMFに通知したときは、その加盟国の通貨の平価は、この11の規定に基づいて変更されることはない。

付表 D

評議会

1. (a) 割り当てられた票数の合計の票が理事1人によって投じられる各加盟国又は加盟国の集団は、それぞれ、評議会に評議員1人（評議員は、総務若しくは加盟国政府の大臣又はこれらの者と同等の地位を有する者とする。）を任命するものとし、また、7人以内の準評議員を任命することができる。総務会は、総投票権数の85%の多数により、任命されることができる準評議員の数を変更することができる。評議員又は準評議員は、新たな任命が行われる時又は次の理事の定期選挙が行われる時のいずれか早い時までの間在任する。
- (b) 理事（理事が不在である場合にあっては、理事代理）及び準評議員は、評議会が限定的な会合の開催を決定しない限り、評議会の会合に出席する資格を有する。評議員1人を任命する加盟国又は加盟国の集団は、評議員代理1人を任命する。評議員代理は、評議員が出席しないときは、評議会の会合に出席する資格を有するものとし、評議員に代わって行動する完全な権限を有する。

D. 評議会

-
2. (a) 評議会は、国際通貨制度の管理及び適応を調整過程の継続的機能及び国際流動性の動向を含めて監督し、これに関連して、開発途上にある国への実物資源の移転の動向を検討する。
 - (b) 評議会は、この協定の改正のための第28条(a)の規定に基づく提案を検討する。
 3. (a) 総務会は、この協定によって直接に総務会に付与されている権限を除くほか、その権限の行使を評議会に委任することができる。
 - (b) 各評議員は、自己を任命した加盟国又は加盟国の集団に第12条第5項の規定に従って割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。加盟国の集団によって任命された評議員は、その加盟国の集団に属する各加盟国に割り当てられた票数の票を個別に投ずることができる。加盟国は、自国に割り当てられた票数の票がいずれの理事によっても投じられない場合には、評議員1人と自国に割り当てられた票数の票を投ずるための取決めを行うことができる。
 - (c) 評議会は、総務会によって委任された権限に基づき、総務会がとった措置と矛盾するいかなる措置をもとってはならない。理事会は、総務会によって委任された権限に基づき、総務会又は評議会がとった措置と矛盾するいかなる措置をもとってはならない。
4. 評議会は、1人の評議員を議長に選定する。評議会は、その任務の遂行上必要な又は適当な規則を採択し、及び評議会の諸般の手続を定める。評議会は、その定めるところにより又は理事会の招集によって会合を開催する。
5. (a) 評議会は、第12条第2項(c)、(f)、(g)及び(j)、第18条第4項(a)及び(c)(iv)、第23条第1項並びに第27条第

D. 評議会

1項(a)の規定に基づく理事会の権限に相当する権限を有する。

- (b) 特別引出権会計のみに関する事項についての評議会の決定に当たっては、参加国である加盟国により又は少なくとも1の参加国である加盟国を含む加盟国の集団によって任命された評議員のみが投票する資格を有する。これらの評議員は、それぞれ、その評議員を任命した参加国である加盟国又はその評議員を任命した加盟国の集団に属する参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有し、また、3(b)の末文の規定に基づいて取決めを行った参加国に割り当てられた票数の票を投ずることができる。
- (c) 評議会は、規則を設けることにより、評議会による措置が必要であり、かつ、評議会の次の会合までこの措置を延期すべきではないが特別会合を招集する必要はないと理事会が判断するときに、評議会の会合を招集することなしに理事会が特定の問題に関する評議員の表決を得ることができる手続を、定めることができる。
- (d) 第9条第8項の規定は、評議員、評議員代理、準評議員及び評議会の会合に出席する資格を有するその他の者についても適用する。
- (e) 第12条第3項(i)の(iii)の規定に従い理事が投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する場合には、その理事を選出した加盟国の集団によって任命された評議員は、投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する評議員の任命に参加したものとみなす。

6. 第12条第2項(a)の第一文の規定は、評議会をも列挙しているものとみなす。

E. 理事に関する経過規定

付表 E
理事に関する経過規定

1. この付表が効力を生ずる場合には、
 - (a) 改正前の本協定の第12条第3項(b)(i)又は(c)の規定に基づいて任命され、かつ、この付表が効力を生ずる直前に在職していた各理事は、当該理事を任命した加盟国によって選出されたものとみなす。
 - (b) この付表が効力を生ずる直前に改正前の本協定の第12条第3項(i)の(ii)の規定に基づいて加盟国の票を投じていた各理事は、当該加盟国によって選出されたものとみなす。

付表 F
指定

最初の基本期間において、指定に関する規則は、次のとおりとする。

- (a) 第19条第5項(a)(i)の規定に基づいて指定の対象となる参加国は、特別引出権保有額のうち純累積配分額を超える部分の金及び外国為替の公的保有額に対する比率がこれらの参加国の間で長期的にみて等しくなることを促進するような額について、指定を受ける。
- (b) (a)の規定を実施するための方法は、次のとおりとする。
 - (i) 指定の対象となる参加国の間で(a)に規定する比率が等しいときは、それぞれの金及び外国為替の公的保有額に比例して指定する。
 - (ii) (a)に規定する比率が低い参加国と高い参加国との間では、その差を漸次減少させるように指定する。

付表 G
復元

1. 最初の基本期間においては、復元に関する規則は、次のとおりとする。
 - (a) (i) 参加国は、最初の配分の後5年を経過した時及びその後の各四半期末において、直前の5年間における毎日の特別引出権保有額の平均がその期間における毎日の特別引出権の純累積配分額の平均の30%を下回らないように、その特別引出権保有額を使用し及び復元する。
 - (ii) IMFは、最初の配分の後2年を経過した時及びその後の毎月末に、各参加国について計算を行い、それぞれの参加国が(i)に規定する要件を満たすために当該計算の日からいずれかの5年の期間の満了の日までの間に特別引出権を入手する必要があるかどうか及びどの程度まで入手する必要があるかを確かめる。IMFは、このような計算の基礎に関する規則及び参加国が(i)に規定する要件を満たすのを援助するために第19条第5項(a)(ii)の規定に基づいて行われる参加国の指定の時期に関する規則を採択する。
 - (iii) IMFは、(ii)の規定に基づく計算の結果、参加国がその計算の対象となった期間が満了するまでの間特別引出権の使用をやめない限り(i)に規定する要件を満たす可能性が乏しいことが示された場合には、その参加国に対し特別の通告を行う。
 - (iv) 復元の義務を履行するために特別引出権を入手する必要がある参加国は、IMFが受け入れることができる通貨と引換えに、一般資金勘定を通じて行うIMFとの取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。このような方法によってはこの義務を履行するために十分な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、IMFが特定する参加国から、自由利用可能通貨により、必要とする特別

H. 参加の終了

引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。

- (b) 参加国は、また、その特別引出権保有額と他の対外準備との間に均衡のとれた関係が長期的にみて実現されるようにすることが望ましいことについて、妥当な考慮を払う。

2. 参加国が復元に関する規則に従わなかった場合には、IMFは、その事情が第23条第2項(b)の規定に基づく停止を正当とするかどうかを決定する。

付表 H
参加の終了

1. 第24条第2項(b)の規定に基づく相殺を行った後に参加終了国に対する債務が残り、かつ、参加の終了の日から6か月以内にIMFと参加終了国との間の決済に関する取決めが成立しなかったときは、IMFは、この特別引出権の残高を参加の終了の日から最大限5年以内に均等の半年賦によって償還する。IMFは、その決定するところに従い、(a)第24条第5項の規定に従って他の参加国からIMFに提供された金額を参加終了国に支払うことにより又は(b)参加終了国がIMFによって特定される参加国、一般資金勘定若しくは他の保有者から自国通貨若しくは自由利用可能通貨を取得するためにその特別引出権を使用することを許可することにより、この残高を償還する。

2. 第24条第2項(b)の規定に基づく相殺を行った後にIMFに対する債務が残り、かつ、参加の終了の日から6か月以内に決済に関する取決めが成立しなかったときは、参加終了国は、参加の終了の日から3年以内又はIMFが定めるそれよりも長い期間内に、均等の半年賦によりその債務を支払う。参加終了国は、IMFの決定するところに従い、(a)自由利用可能通貨をIMFに支払うことにより又は(b)第24条6項の規定に従って一般資金勘定から若しくはIMFによって特定される参加国との合意により若しくは他の保有者から特別引出権を取得して、この特別引出権と支払うべき賦払金とを相殺することにより、その債務を支払う。

I. 特別引出権会計の清算の執行

3. 1又は2の規定に基づく賦払金は、参加の終了の日の後6か月を経過した時に及びその後6か月の間隔を置いて支払の義務が生ずる。

4. 参加国がその参加を終了した日から6か月以内に第25条の規定に基づいて特別引出権会計の清算が開始される場合には、IMFとその国の政府との間の決済は、第25条及び付表Iの規定に従って行う。

付表 I

特別引出権会計の清算の執行

1. 特別引出権会計の清算を行う場合には、参加国は、IMFに対する債務を、10回の半年賦により又はそれよりも長い期間が必要であるとIMFが決定したときはその期間内に、IMFの決定するところに従い、自由利用可能通貨及びいずれかの賦払によって償還される特別引出権を保有している参加国の通貨(当該償還の範囲内に限る。)で支払う。最初の半年賦の支払は、特別引出権会計の清算の決定の6か月後に行う。

2. 特別引出権会計の清算が決定された日から6か月以内にIMFの清算が決定されたときは、特別引出権会計の清算手続は、一般資金勘定において保有される特別引出権が次に定めるところにより分配されるまで停止する。

IMFは、付表K2(a)及び(b)の規定に従って分配を行った後、同付表2(b)の規定に基づく分配の後に参加国に支払うべき額に比例して、一般資金勘定において保有する特別引出権をすべての参加国である加盟国の間に分配する。IMFは、付表K2(d)の規定に従って各通貨の保有額の残高を割り当てる場合において、各加盟国に支払うべき額を決定するに当たっては、このようにして分配された特別引出権を控除する。

3. IMFは、1の規定に基づいて受領する金額をもって、保有者が保有する特別引出権を次の方法及び順序により償還する。

I. 特別引出権会計の清算の執行

- (a) 総務会が特別引出権会計の清算を決定する日の少なくとも6か月前に参加を終了した国の政府が保有する特別引出権は、第24条の規定に基づく取決め又は付表Hに定める条件に従って償還する。
- (b) 参加国以外の保有者が保有する特別引出権は、参加国が保有する特別引出権に優先して、各保有者の保有額に比例して償還する。
- (c) IMFは、各参加国について、純累積配分額に対する特別引出権保有額の比率を確定する。IMFは、まず、比率が最も高い参加国の保有する特別引出権を、比率が2番目に高い参加国の比率に等しくなるまで償還する。次に、IMFは、これらの参加国の保有する特別引出権を、それぞれの純累積配分額に比例して、比率が3番目に高い参加国の比率と等しくなるまで償還する。このような手続は、償還に充てることができる金額がなくなるまで順次行う。

4. 参加国が3の規定に基づく償還によって受領することができる金額は、1の規定に基づいて支払われる金額と相殺する。

5. 清算期間中、IMFは、保有者の特別引出権保有額について利子を支払い、各参加国は、その特別引出権の純累積配分額から1の規定に従って支払った額を控除した額について手数料を支払う。利子及び手数料の率並びにこれらの支払の時期は、IMFが決定する。利子及び手数料の支払は、できる限り特別引出権で行う。手数料の支払のために十分な特別引出権を保有していない参加国は、IMFが特定する通貨で支払を行う。手数料として受け取る特別引出権のうち清算の執行の経費のために必要な額は、利子の支払に用いてはならず、IMFに移転してIMFが経費の支払に用いる通貨で優先的に償還する。

6. 参加国が1又は5の規定に基づく支払の義務を履行していない間は、3又は5の規定に基づく支払は、その参加国に対して行わない。

J. 脱退した加盟国との勘定の決済

7. 参加国に対する最終の支払が行われた後において、支払の義務を履行した参加国の間で純累積配分額に対する特別引出権保有額の比率が等しくなっていないときは、比率の低い参加国は、IMFが作成する取極に従い、比率の高い参加国から、特別引出権の保有比率が等しくなるまで特別引出権を買い入れる。支払の義務を履行しなかった参加国は、その不履行分に等しい額を自国通貨でIMFに支払う。IMFは、この通貨及び残余の請求権を各参加国が保有する特別引出権の額に比例して参加国の間に割り当て、これらの特別引出権を消却する。IMFは、その後特別引出権会計の帳簿を閉鎖し、特別引出権の配分及び特別引出権会計の管理から生じたIMFのすべての債務は、消滅する。

8. この付表の規定に基づいて自国通貨が他の参加国に分配された参加国は、その通貨を商品の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができることを保証する。この義務を負う参加国は、IMFがこの付表の規定に基づいて分配を行った時の自国通貨の価値とその処分に当たって当該他の参加国が得た価値との差から生ずる損失を当該他の参加国に補償することに同意する。

付表 J

脱退した加盟国との勘定の決済

1. 一般資金勘定に関する勘定の決済は、この付表の1から6までの規定に従って行う。IMFは、脱退した加盟国に対し、その割当額に等しい額にIMFが支払うべき他の額を加えた額から、脱退の日の後に生じた手数料を含めてIMFに支払われるべき額を減じたものを支払う義務を有する。ただし、脱退の日の6か月後までは支払を行わない。支払は、脱退した加盟国の通貨で行うものとし、このため、IMFは、特別支払勘定又は投資勘定において保有するその加盟国の通貨を、一般資金勘定において保有する他の加盟国の通貨であって当該他の加盟国の同意を得てIMFが選定する等額のものと同引換えに、一般資金勘定に繰り入れることができる。

J. 脱退した加盟国との勘定の決済

2. 脱退した加盟国の通貨のIMF保有額がIMFの支払うべき純額に足りないときは、残額は、自由利用可能通貨で、又は合意による他の方法で支払う。IMF及び脱退した加盟国が脱退の日から6か月以内に合意に達しなかったときは、IMFが保有する脱退した加盟国の通貨は、その国に直ちに支払う。支払うべき残額は、その後の5年間に十回の半年賦により支払う。この各賦払は、IMFの選択により、脱退後に取得したその国の通貨又は自由利用可能通貨で行う。

3. IMFが2の規定に従って支払うべき賦払を行わなかったときは、脱退した加盟国は、第7条第3項の規定に基づいて不足している旨を宣言された通貨を除くほか、IMFが保有するいずれかの通貨で賦払を行うことをIMFに要求することができる。

4. 脱退した加盟国の通貨のIMF保有額がその国に支払うべき額を超過している場合において、脱退の日から6か月以内に勘定の決済の方法に関する合意が成立しなかったときは、その国は、その超過している通貨を自由利用可能通貨と引換えに回収する義務を有する。回収は、脱退の時においてIMFが行う当該自由利用可能通貨の売却に係る交換比率で行う。脱退した加盟国は、脱退の日から5年以内又は、IMFがそれよりも長い期間を定めたときは、その期間内に回収を完了する。ただし、いずれの半年の期間内にも、脱退の日におけるその通貨のIMFの超過保有額の10分の1にその半年の期間内におけるその通貨の新規取得額を加えた額を超える額の回収を要求されることはない。脱退した加盟国が前記の義務を履行しなかったときは、IMFは、回収されるべき額の通貨をいずれの市場においても秩序ある方法で清算することができる。

5. 脱退した加盟国の通貨を取得することを希望する加盟国は、その加盟国がIMFの一般資金を利用することができる限度及び脱退した加盟国の通貨が4の規定に基づいて使用可能である限度まで、IMFからの買入れによってその通貨を取得する。

6. 脱退した加盟国は、4及び5の規定に基づいて処分された通貨を商品の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができることを保証する。その国は、脱退の日における特別引出権で表示されるその通

K. 清算の執行

貨の価額と4及び5の規定に基づく処分にあたってIMFが得たその通貨の価額であって特別引出権で表示されるものとの差から生ずる損失をIMFに補償する。

7. 脱退した加盟国が第5条第12項(f) (ii)の規定に基づいて特別支払勘定を通じて行った取引の結果IMFに支払うべき債務を負っている場合には、その債務は、その債務の条件に従って履行する。

8. IMFは、特別支払勘定又は投資勘定において脱退した加盟国の通貨を保有している場合には、1の規定に基づいて使用した後のそれぞれの勘定におけるその国の通貨の残高を秩序ある方法で加盟国の通貨といずれの市場においても交換することができる。それぞれの勘定における残高を交換することによって受領した通貨は、それぞれの勘定において保有する。5及び6の第一文の規定は、脱退した加盟国の通貨についても適用する。

9. IMFは、脱退した加盟国の債務証書を投資勘定において又は第5条第12項(h)の規定に基づき特別支払勘定において保有している場合には、その債務証書を満期の日まで保有し、又はその日前に処分することができる。8の規定は、その結果得られた投資回収金についても適用する。

10. 加盟国が脱退した日から6か月以内にIMFが第27条第2項の規定に基づいて清算を開始する場合には、IMFとその国の政府との間の勘定は、同項及び付表Kの規定に従って決済する。

付表 K
清算の執行

1. 清算の場合には、出資額の返還以外のIMFの負債は、IMFの資産の分配において優先する。この負債を弁済するにあたっては、IMFは、その資産を次の順序で使用する。

- (a) その負債の支払に充てることができる通貨
- (b) 金

K. 清算の執行

(c) その他すべての通貨。ただし、できる限り加盟国の割当額に比例して使用することを要する。

2. 1の規定に従ってIMFの負債を弁済した後は、IMFの資産の残額は、次のとおり分配し及び割り当てる。

- (a) (i) IMFは、1975年8月31日において保有していた金であって清算の決定の日になお保有し続けているものの価額を計算する。この計算は、清算の日において、9の規定に従って行い及び0.888671グラムの純金につき1特別引出権であることを基礎として行う。前者の計算による価額のうち後者の計算による価額を超える部分の額に相当する金は、1975年8月31日に加盟国であった加盟国に対し、同日における当該加盟国の割当額に比例して分配する。
- (ii) IMFは、清算の決定の日に特別支払勘定において保有する資産を、1975年8月31日に加盟国であった加盟国に対し、同日における当該加盟国の割当額に比例して分配する。それぞれの種類の資産は、加盟国に比例的に分配する。
- (b) IMFは、その保有する残余の金を、自国通貨のIMF保有額が割当額未満である加盟国の間に、割当額のうち当該加盟国の通貨のIMF保有額を超える部分の額に比例して、かつ、この額を超えない範囲内で分配する。
- (c) IMFは、各加盟国に対し当該加盟国の通貨のIMF保有額の2分の1を分配する。ただし、その分配額は、当該加盟国の割当額の50%を超えてはならない。
- (d) IMFは、
- (i) その保有する残余の金及び各通貨を、(b)及び(c)の規定に基づく分配の後に各加盟国に支払うべき額に比例して、かつ、この額を超えない範囲内で、すべ

K. 清算の執行

での加盟国の間に割り当てる。この場合において、支払うべき額の決定に当たっては、(a)の規定に基づく分配は、考慮しない。

- (ii) その保有する残余の金及び各通貨のうち(i)に規定する各加盟国に支払うべき額を超える部分は、割当額に比例してすべての加盟国の間に割り当てる。

3. 各加盟国は、2(d)の規定に従って他の加盟国に割り当てられた本国通貨の保有額を回収し、また、清算の決定の後3か月以内に、この回収のための秩序ある手続についてIMFと合意する。

4. 加盟国が3に定める3か月の期間内にIMFと合意しなかったときは、IMFは、2(d)の規定に従ってその加盟国に割り当てられた他の加盟国の通貨を、他の加盟国に割り当てられたその加盟国の通貨を回収するために使用する。IMFと合意しなかった加盟国に割り当てられた各通貨は、できる限り、その加盟国の通貨であって3の規定に従ってIMFと合意した加盟国に割り当てられたものを回収するために使用する。

5. 加盟国が3の規定に従ってIMFと合意したときは、IMFは、2(d)の規定に従ってその加盟国に割り当てられた他の加盟国の通貨を、その加盟国の通貨であって3の規定に従ってIMFと合意した他の加盟国に割り当てられたものを回収するために使用する。このようにして回収される額は、割当てを受けた加盟国の通貨で回収する。

6. 1から5までの手続を実施した後は、IMFは、各加盟国に対し、当該加盟国の勘定において保有する残余の通貨を支払う。

7. 本国通貨が6の規定に従って他の加盟国に分配された各加盟国は、その通貨を、回収を要請する加盟国の通貨で、又は両国間で合意する他の方法で回収する。関係加盟国が別段の合意をしない限り、回収する義務を負う加盟国は、分配の日から5年以内に回収を完了する。ただし、いずれの半年の期間内にも、他の加盟国に分配された額の10分の1を超える額の回収を要求されることはない。加盟国が前記

L. 投票権の停止

の義務を履行しなかったときは、回収されるべき額の通貨は、いずれの市場においても秩序ある方法で清算することができる。

8. 自国通貨が6の規定に従って他の加盟国に分配された各加盟国は、自国通貨を商品の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができることを保証する。この義務を負う各加盟国は、IMFの清算の決定の日における特別引出権で表示される自国通貨の価額と自国通貨の処分に当たって当該他の加盟国が得た自国通貨の価額であって特別引出権で表示されるものとの差から生ずる損失を当該他の加盟国に補償することに同意する。

9. IMFは、市場における金の価格を基礎として、この付表に規定する金の価額を決定する。

10. この付表の適用上、割当額は、第3条第2項(b)の規定に従って増加することができた最高限度額まで増加したものとみなす。

付表 L
投票権の停止

第26条第2項(b)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止した場合には、次の規定を適用する。

1. 当該加盟国は、
 - (a) 第28条(b)の規定に基づくすべての加盟国の受諾を必要とする改正及び特別引出権会計のみに関する改正の場合を除くほか、本協定の改正案の採択に参加してはならず、また、このために加盟国の総数に加えられることはない。
 - (b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し、又はその任命に参加してはならず、並びに理事を選出し、又はその選出に参加してはならない。

L. 投票権の停止

2. 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、IMFのいかなる組織においても投じてはならない。その票数は、(a)特別引出権会計のみに関する改正案の受諾を目的とする場合及び(b)第12条第5項(a)(i)の規定に基づく基本票数の計算を目的とする場合を除くほか、総投票権数に算入してはならない。

3. (a) 当該加盟国が任命した総務及び総務代理は、退任する。

(b) 当該加盟国が任命し又はその任命に参加した評議員及び評議員代理は、退任する。ただし、当該評議員が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する場合には、当該他の加盟国は、付表Dの規定に基づき新たな評議員及び評議員代理を任命するものとし、その任命までの間、当該退任すべき評議員及び評議員代理は、投票権の停止の日から最大限30日間在職する。

(c) 当該加盟国が選出し、又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合において、

(i) 次の理事の定期選挙前90日を超える期間が残っているときは、当該他の加盟国は、投じられた票の過半数により、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙までの間、当該退任すべき理事は、投票権の停止の日から最大限30日間在職する。

(ii) 次の理事の定期選挙前90日を超えない期間が残っているときは、当該退任すべき理事は、その残任期間在職する。

4. 当該加盟国は、自国の行った要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間、総務会、評議会又は理事会の会

M. 特別引出権の1回限りの特別配分

合に出席する代表者1人を送る資格を有する。ただし、これらの組織の委員会の会合を除く。

付表 M

特別引出権の1回限りの特別配分

1. 4の規定が適用される場合を除くほか、1997年9月19日において特別引出権会計の参加国である各加盟国は、本協定の第4次改正が効力を生じた日の後30日目の日に、その特別引出権の純累積配分額が1997年9月19日における当該加盟国の割当額の29.315788813%に等しくなるような額の特別引出権の配分を受け入れなければならない。総務会決議第45-2号において提議された割当額の調整が実現していない参加国についても、当該決議において提議された割当額に基づいて計算を行う。

2. (a) 4の規定が適用される場合を除くほか、1997年9月19日後に特別引出権会計の参加国となり、かつ、その参加の日がIMFへの加盟の日から3か月以内である加盟国は、
(i) 当該加盟国が特別引出権会計に参加した日又は
(ii) 本協定の第4次改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後30日目の日に、(b)及び(c)の規定に従って計算された額の特別引出権の配分を受ける。

(b) (a)の規定の適用上、各参加国は、その特別引出権の純累積配分額が特別引出権会計に参加した日における当該参加国の割当額の29.315788813%(ただし、次のとおり調整する。)に等しくなるような額の特別引出権を受領する。

(i) 第一に、29.315788813%に、(c)に定める参加国の割当額((a)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)の総計に対する当該参加国の1に規定する割当額の総計の割合を乗ずる。

M. 特別引出権の1回限りの特別配分

- (ii) 第二に、(i)の積に、(c)に定める参加国が第18条の規定に従って受領した特別引出権の純累積配分額(1997年9月19日におけるものとする。)及び1の規定に従って受領した配分額の和の総計に対する(c)に定める参加国が第18条の規定に従って受領した特別引出権の純累積配分額((a)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)及び1の規定に従って受領した配分額の和の総計の割合を乗ずる。
- (c) (b)の規定に従って行われる調整に当たっては、特別引出権会計の参加国とは、1997年9月19日において参加国である加盟国であって、(i) (a)の加盟国が特別引出権会計に参加した日において引き続き特別引出権会計の参加国であり、かつ、(ii) 1997年9月19日後にIMFが行ったすべての配分を受けているものをいう。
3. (a) 4の規定が適用される場合を除くほか、ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は、1992年12月14日に採択された理事会決定第10237号(1992年第150号)の条件に従い旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国のIMFの加盟国及び特別引出権会計の参加国としての地位を承継するときは、(i) ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)が当該理事会決定の条件に従い旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国のIMFの加盟国及び特別引出権会計の参加国としての地位を承継した日又は(ii) この協定の第4次改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後30日目の日に、(b)の規定に従って計算された額の特別引出権の配分を受ける。
- (b) (a)の規定の適用上、ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は、その特別引出権の純累積配分額が理事会決定第10237号(1992年第150号)3(c)において提議された割当額の29.315788813%(ただし、同国が(a)の規定により配分を受ける資格を有した日を

M. 特別引出権の1回限りの特別配分

特別引出権会計に参加した日とみなした上で、2(b) (ii) 及び(c)の規定に従って調整する。)に等しくなるような額の特別引出権を受領する。

4. IMFは、この付表に基づく特別引出権の配分を受けることを希望しない旨を配分の日より前に書面によりIMFに通告した参加国に対しては、当該配分を行わない。

5. (a) 1、2又は3の規定に従って参加国に対して配分が行われる時において、当該参加国がIMFに対する履行遅滞の債務を負っている場合には、当該参加国に配分される特別引出権は、特別引出権会計内の条件付勘定において保管し、及びすべての当該債務が履行された時に当該参加国に対して引き渡す。

(b) 条件付勘定に保管されている特別引出権は、使用することができず、また、本協定の適用上、この付表の規定に基づく計算を除くほか、特別引出権の配分又は保有についてのいずれの計算にも含まれない。参加国が特別引出権会計への参加を終了し又は特別引出権会計の清算が決定された場合において、当該参加国に配分された特別引出権が条件付勘定に保管されているときは、その特別引出権は、消却される。

(c) この5の規定の適用上、IMFに対する履行遅滞の債務は、一般資金勘定における買戻し及び手数料の支払が遅滞しているもの、特別支払勘定における貸付けの元本及び利子の返済が遅滞しているもの、特別引出権会計における手数料及び賦課金の支払が遅滞しているもの並びに受託者としてのIMFに対する債務の履行が遅滞しているものから成る。

(d) この5の規定を除くほか、一般会計と特別引出権会計との分離の原則及び準備資産としての特別引出権の無条件な性質は、影響を受けないものとする。

This page intentionally left blank

索引

This page intentionally left blank

索引

IMFが保有する通貨の買戻し：

- IMFの一般資金の利用に関する特別な政策、異なる期間の採択、第5条第7項(d)及び(f)
- 一時的停止、第27条第1項(a)(i)
- 延期、第5条第7項(g)
- 買入れの結果生じた部分以外で手数料が課される通貨、第5条第7項(e)
- 買入れを行ってから5年以内、第5条第7項(c)
- 買戻しが行われなかった通貨の売却、第5条第7項(h)
- 期間の変更、第5条第7項(c)、(d)及び(f)
- 経過規定、付表B1-6
- 条件、第5条第7項(b)-(j)、第27条第1項(a)(i)、付表B
- 特別引出権又はIMFが指定した通貨による、第5条第7項(i)
- 必要な買戻しを行わない、IMFの保有額への手数料、第5条第8項(c)
- 賦払、決定、3年から5年の期間、第5条第7項(c)
- 保有する通貨で手数料が課される部分の買戻しの権利、第5条第7項(a)、第27条第1項(a)(i)

IMFの一般資金の利用(「操作及び取引」も参照)：

- 一時的停止、第27条第1項
- 買入れの要請、審査、第5条第3項(c)
- 買戻しに使う通貨、政策及び手続、第5条第7項(i)
- 金の売却の収益、第5条第12項(f)
- 国際緩衝在庫に対する抛出のための資金調達、第30条(c)(ii)
- 資本移動、第6条第1項及び第2項、第26条第2項(a)、第27条第1項(a)(ii)
- 十分な保護措置の下での一時的利用、第1条(v)、第5条第3項(a)
- 条件の放棄、第5条第4項
- スタンバイ又はこれに類した取極、第5条第3項(a)、第8項(a)(ii)、第30条(b)
- 制限、IMFの目的に反する方法でのIMF資金の利用が理由、第5条第5項政策、第5条第3項(a)(c)及び(d)

索引

- 脱退した加盟国の通貨の買入れ、付表J5
手数料、第5条第8項、第27条第1項(a)(i)
特別な国際収支問題のための特別な政策、第5条第3項(a)、第7項(d)
及び(f)
売却する通貨の選定、第5条第3項(d)
必要性の要件、第5条第3項(b)(ii)
不適格、IMFが宣言していない、第5条第3項(b)(iv)
不適格、IMFの異議にかかわらず平価の終了、付表C8
不適格、IMFの異議にもかかわらず平価を変更、付表C7
不適格、外国保有残高の買入れの義務の例外、第8条第4項(b)(v)
不適格、義務の不履行、第5条第5項、第6条第1項(a)、第23条第2項(f)、
第26条第2項(a)
不適格、金の売却の収益の途上国への分配、資格の回復、第5条第12項
(e)及び(f)(iii)
不適格、制限の存続を固執している加盟国、第14条第3項
輸出変動補償融資、第30条(c)(i)
リザーブ・トランシュの買入れ、第5条第3項(b)(iii)及び(c)、第30条(c)
利用の条件、第5条第3項、第27条第1項(a)(i)
IMFの資産(「IMFの資産の投資」「IMFの準備金」も参照):
IMFの清算に伴う分配、付表K
一般会計及び特別引出権会計において保有する資産の分離、第16条第2
項、付表M5(d)
価額の維持、第5条第11項
価額の特別引出権での表示、第5条第10項
各加盟国による保証、第13条第3項
寄託所における保有、第13条第2項
金の売却益のうちIMFの一般資金と別途保有する途上国支援のための部
分、付表B7
制限の免除、第9条第6項
投資勘定及び一般会計の他の勘定において保有する資産の分離、第12
条第6項(f)(i)
特別支払勘定及び一般会計の他の勘定において保有する資産の分離、
第5条第12項(f)
免除、第9条第3項、第4項、第6項及び第9項(a)
IMFの資産の投資:
額の削減、第12条第6項(f)(ix)
収入、第12条第6項(f)(iv)
第2次改正以降に取得した金の売却による収益、第5条第12項(k)
投資勘定で保有する加盟国の通貨、第12条第6項(f)(iii)
特別支払勘定で保有する加盟国の通貨、第5条第12項(h)

索引

IMFの準備金:

- 一般準備金、分配、第12条第6項(d)
- 純収入の一般準備金又は特別準備金への繰入れ、第12条第6項(a)
- 特別準備金、利用、第12条第6項(b)

IMFの清算:

- 執行、付表I2、付表K
- 清算の間の意見の相違、第29条(c)
- 総務会の決定、第25条(a)、第27条第2項
- 脱退から6か月以内の勘定の決済、第27条第2項、付表J10、付表K
- 投資勘定の清算、第12条第6項(f) (vi) – (viii)
- 特別支払勘定の清算、第5条第12項(j)
- 特別引出権会計の清算に関する決定から6か月以内の決定、付表I2

IMFの設立、序(i)

IMFの文書、免除、第9条第5項

IMFの保有額を補完するためのIMFによる通貨の借入、第7条第1項

IMFの目的:

- 加盟国、外国為替政策においてこれを常に尊重、第14条第2項
- これと整合的な為替取極、第4条第2項(c)、付表C3及び9
- これと整合的な資本移動、第6条第1項(b) (ii)
- これに合致するIMFの金融上・技術上の役務、加盟国が抛出した資金の管理も含む、第5条第2項(b)
- これを指針とした政策及び決定、第1条
- 声明、第1条
- 目的達成の促進、特別引出権の配分及び消却、第18条第1項(a)
- 目的に反した方法でのIMFの一般資金の利用、第5条第5項

アメリカ合衆国政府:

- 協定への署名及び受諾文書の寄託を全加盟国に通知する義務、第31条第2項(c)
- 受諾文書の寄託、第31条第2項(a)
- 総出資額の一部のアメリカ合衆国政府への送付、運営費に充てるため、第31条第2項(d)及び(h)

安定:「為替の安定」を参照

安定化基金、IMFとの取引機関、第5条第1項

委員会:

- 加盟国の免除、第9条第8項
- 総務会、評議会及び理事会による設置、第12条第2項(j)、付表D5(a)
- 一次産品の国際緩衝在庫に対する抛出のための資金調達、第30条(c) (ii)
- 一般会計(「一般資金勘定」「投資勘定」「特別支払勘定」も参照のこと):

- IMFの資産及び財産の保有、第16条第2項
 一般資金勘定、特別支払勘定、及び投資勘定から構成、序 (iii)
 管理、第12条第6項、第21条
 参加国による特別引出権の買入れ及び売却、第5条第6項 (a) 及び (b)
 清算、第27条第2項、付表K
 設置及び運営、序 (ii) 及び (iii)
 操作及び取引、第16条第1項、第17条第2項
 特別引出権会計からの分離、序 (ii) 及び (iii)、第16条第1項及び第2項
 特別引出権会計の業務のための経費の特別引出権での払い戻し、第16
 条第2項、第21条 (a) (iii)
 特別引出権で表示される資産の価額、第5条第10項 (a)
 一般資金勘定：
 1975年8月31日時点で加盟国だった国の割当額の増額、特別支払勘定
 から繰り入れた額を超えない、第3条第2項 (b)
 IMFの一般資金の保有、第5条第2項 (a)
 IMFの通貨保有額の補充、第7項第1項
 加盟国の通貨の保有、金の売却、第5条第12項 (c)
 金売却益の取り扱い、第5条第12項 (f) 及び (k)、付表B7
 定められた所有者との特別引出権の操作及び取引、第17条第2項及び第
 3項 (iii)
 参加終了国との決済の促進ための取引、第24条第6項
 参加終了国による自国通貨もしくは自由利用可能通貨の取得、付表H1
 参加終了国による特別引出権の取得、付表H2
 操作及び取引の実施、序 (iii)
 手数料又は賦課金の支払いのための参加国による特別引出権の取得、第
 20条第5項
 投資の終了又は削減に伴う投資勘定の一部移転、第12条第6項 (f) (viii)
 及び (ix)
 特別支払勘定の終了の際の資産の移転、第5条第12項 (j)
 特別支払勘定又は投資勘定で保有する脱退した加盟国の通貨の移転、
 付表J
 特別引出権の受け入れと保有、第21条 (a) (iii)
 特別引出権の配分、特別引出権会計の清算の決定から6か月以内にIMF
 の清算が決定、付表I2
 特別引出権の保有、第17条第2項
 復元の義務を遂行するための特別引出権の取得、付表G1 (a) (iv)
 保有する通貨の残高に課す手数料、第5条第8項 (b)
 一般資金の利用に関する条件の免除、第5条第4項
 一般準備金：「IMFの準備金」を参照

索引

運営:「組織及び運営」を参照

大蔵省・財務省、IMFとの取引機関、第5条第1項

外貨準備:

構成の変化のみを目的としない特別引出権取引、第19条第3項(a)
準備資産に関する政策での加盟国の協力の義務、第8条第7項
特別引出権保有額と他の外貨準備との間の均衡ある関係、付表G1(b)
特別引出権を主要な準備資産にするという目的、第8条第7項
ポジション、通貨提供に指定される参加国との関係、第19条第5項(a)(i)
ポジション、売却する通貨の選定で考慮、第5条第3項(d)
ポジションの改善に応じて期待される買戻し、第5条第7項(b)
補充の国際的必要性、特別引出権の配分又は消却に関する決定、考慮事項、第18条第1項

会計及び勘定、序

会計監査:「勘定」を参照

会合:

総務会、規定、第12条第2項(c)、第21条(a)(i)
総務会、専務理事の参加、第12条第4項(a)
総務会、定足数、第12条第2項(d)、第21条(a)(i)
評議会、付表D4及び5(a)
理事会、自国の行った要請又は特に自国に関係のある事項について審議が行われている場合の当該加盟国の出席、第12条第3項(j)
理事会、定足数、第12条第3項(h)、第21条(a)(ii)
理事会、理事代理の参加、第12条第3項(e)

外国為替、加盟国が提供を求められうる情報、第8条第5項(a)(i)及び(ii)

外国保有残高の交換可能性、第8条第4項(「自由利用可能通貨」も参照)

解釈委員会:「総務会」を参照

改正:

改正案の採択への参加停止、付表L1(a)
効力を生ずる、第28条(c)
受諾に必要な議決権の割合、第28条(a)及び(b)
すべての加盟国の受諾を必要とする場合、第28条(b)
他の国際機関との取極で本協定の改正が必要となる事例、第10条
提案、第28条(a)
評議会による提案の検討、付表D2(b)
本協定の第2次改正の日に効力を有している規則及び細則、率、手続並びに決定は、変更されるまで効力を有する、付表B6

索引

- 介入のための取極、第4条第4項
買戻し、増資の払込み、金及び運営事項に関する経過規定、付表B
課税、免除、第9条第9項、第21条(b)
過渡的取極：
IMFの目的と相反する制限に関するIMFの表明、第14条第3項
IMFへの通告、第14条第1項
為替制限に関する年次報告、第14条第3項
為替制限の撤廃、第14条第2項及び第3項
協議、年次、実施されている制限、第14条第3項
支払い及び移動への制限の存続及び適応、第14条第2項
加盟国(「保有」「加盟国の義務」「領域」も参照)：
1975年8月31日、金の売却の収益の一部移転、付表B7(b)
1975年8月31日、定義、第30条(g)
1975年8月31日、途上国加盟国、割当額に比例した金の分配、第5条第12項(f)(iii)
1975年8月31日、割当額に比例した金の売却、第5条第12項(e)、付表B7(a)
IMF一般資金を利用する必要性の提示、第5条第3項(b)(ii)
IMFが要請する情報、第8条第5項
IMFと取引する機関、第5条第1項
IMFの見解の加盟国への通達、第12条第8項
加盟の受諾、発効日、第31条第2項(b)
既存の国際協定に関する加盟国間の協議、第8条第6項
基本期間開始後に参加する加盟国への特別引出権の配分、第18条第2項(d)
協定受諾の文書、寄託、第31条第1項、第2項(a)－(c)
協定の改正、受諾、第28条(a)及び(b)
協定への署名、第31条
拠出された資金、IMFの管理、第5条第2項(b)
原加盟国、第2条第1項、第31条第2項(e)、付表A
国内法に従った加盟の受諾、第31条第2項(a)
本国通貨の投資に関する加盟国の同意、第5条第12項(h)、第12条第6項(f)(iii)
本国通貨の利用への加盟国の同意、第3条第3項(a)及び(c)、第5条第6項(c)及び第12項(c)、第7条第1項(i)、付表B7(b)、付表J1
本国の行った要請又は特に本国に関係のある事項について審議が行われている場合の当該加盟国の理事会への出席、第9条第8項、第12条第3項(j)及び第8項、第29条(a)
新規、参加のための条件、第2条第2項、第31条第2項(f)
脱退、IMFへの債務、付表J7－10

索引

- 脱退、勘定の決済、第26条第3項、付表J
 脱退、強制的、第14条第3項、第26条第2項、付表C7及び8
 脱退、権利、第26条第1項、第28条(b) (i)
 脱退、処分された通貨の無制限の利用の保証、付表J6
 脱退、特別引出権会計への参加の同時終了、第24条第1項(b)
 地位、免許及び特権を自国の法律において適用するための加盟国による措置、第9条第10項
 適用される為替取極、及びその変更のIMFへの通達、第4条第2項(a)
 特別引出権会計への参加の権利、序(ii)、第17条第1項
 途上国、金の売却の収益、第5条第12項(f) (ii)及び(iii)、付表B7(b)
 評議員、評議員代理、準評議員の任命、付表D1(a)及び(b)
 割当額の変更に必要な同意及び支払い、第3条第2項(d)
 加盟国のIMFとの取引機関、第5条第1項
 加盟国の義務：
 IMFの資産、損失に係る保証の義務、第13条第3項
 外国保有残高の交換可能性、第8条第4項
 買戻し、第5条第7項
 過渡的取極又は第8条第2項から第4項の受諾に関するIMFへの通告、第14条第1項
 為替取極、第4条、付表C9
 為替取極の遵守、IMFによる監視、第4条第3項
 既存の国際協定に関する加盟国間の協議、第8条第6項
 経常的支払に対する制限の回避、第8条第2項
 経常的取引の支払い及び移動に対する制限、IMFの承認が必要、第8条第2項(a)
 差別的通貨措置の回避、第8条第3項
 差別的通貨取極、IMFの承認が必要、第8条第3項
 準備資産、政策に関する協力、第8条第7項
 準備資産に関する政策での協力、第8条第7項
 情報の提供、第8条第5項
 秩序ある為替取極の確保及び安定した為替相場制度の促進のための協力、第4条第1項
 非加盟国との関係、第11条
 複数通貨措置、IMFの承認が必要、第8条第3項
 不履行、第5条第5項、第6条第1項(a)、第14条第3項、第26条第2項、付表M5
 加盟国の強制的脱退、第26条第2項(c)、付表C7及び8
 加盟国の通貨の価額の維持：
 一般資金勘定で保有する通貨、第5条第11項
 脱退した加盟国の通貨、付表J6

索引

- 特別引出権会計の清算の際の分配された参加国の通貨、付表I8
加盟国の領域内の別個の通貨、第4条第5項
加盟の終了:「加盟国」を参照
為替管理(「為替制限」も参照):
規制の効果向上のための加盟国間の協力、第8条第2項(b)
資本移動、第4条第1項(a)及び第3項
情報の提供、第8条第5項(a)(xi)
為替契約、強制力を有しない、第8条第2項(b)
為替減価、競争的、回避、第1条(iii)
為替制限:
IMFによる承認、第8条第2項(a)
IMFの目的と非整合的な制限を存続している加盟国、第14条第3項、第26条第2項
過渡的取極、第14条
為替管理規制の効果向上に関する加盟国間の協力、第8条第2項(b)
環境の変化への適応、第14条第2項
許可された制限の適用の調整に関する加盟国間の協議、第8条第6項
経常的支払い、回避、第8条第2項
継続、第14条第1項
国際貿易の成長を妨げる外国為替制限の除去、第1条(iv)
今後の存続に関するIMFとの協議、第14条第3項
存続、第14条第3項
他の国際協定の効果、第7条第5項
撤廃に関する表明、第14条第3項
撤廃の義務、第14条第2項
年次報告、第14条第3項
非加盟国との取引、第11条第2項
不足通貨、為替制限を一時的に課する公式な宣言、第7条第3項(b)
不足通貨に関する適用、第7条第4項
為替相場(「為替取極」「平価」も参照):
安定した制度の促進、第4条第1項、第14条第2項
一般資金勘定で保有する通貨の価額、第5条第11項(a)
外国通貨の売相場及び買相場、情報の提供、第8条第5項(a)(x)
協定適用上の計算、第5条第10項
政策、加盟国との協議、第4条第3項(b)
政策、指針の原則、第4条第3項(b)
操作の回避、第4条第1項(iii)
特別引出権の取引、第19条第7項
平価の廃止、付表C8

索引

為替取極:

- 1976年1月1日の時点で存在していたような取極、第4条第2項(b)
- IMFの目的との整合性、付表C3
- 一般的、IMFは規定を設けることができる、第4条第2項(c)
- 加盟国の義務、第4条、付表C3及び9
- 加盟国の領域内における別個の通貨、第4条第5項
- 監視(サーベイランス)、第4条第3項
- 秩序ある、加盟国間の維持、第1条(iii)
- 適用する取極又は取極の変更の加盟国による通知、第4条第2項(a)
- 平価の設定を意図しない又は平価が存在しない加盟国によるIMFとの協議、付表C3及び9
- 変更、加盟国によるIMFへの通知、第4条第2項(a)

為替取引:「操作及び取引」を参照

為替の安定:

- 安定した為替相場制度の促進、第4条第1項、第14条第2項
- 促進というIMFの目的、第1条(iii)

為替マージン、平価を維持している加盟国との直物為替取引、第27条第1項
(a) (iv)、付表C5

監視(サーベイランス):「為替取極」「国際流動性の国際的監視」を参照

勘定(「一般資金勘定」「投資勘定」「特別支払勘定」も参照):

- 会計検査を了した計算書、年次、第12条第7項(a)
- 脱退する加盟国との勘定の決済、第26条第3項、付表J
- 名称、序

関税義務、IMFの免除、第9条第9項(a)

技術面の役務:「金融面及び技術面の役務」を参照

規則及び細則、総務会、評議会、及び理事会による採択、第12条第2項(g)、
付表D5(a)

基礎的不均衡:「不均衡」を参照

既存の準備資産を補完する国際的必要性:「外貨準備」を参照

寄託所:

- 過失又は債務不履行からの損失に対するIMF資産の保証、第13条第3項
- 金、指定された寄託所での保有、第13条第2項(b)
- 通貨、加盟国による指定、第13条第2項(a)
- 適切な寄託所への出資割当額の払込、第3条第1項

協議:

- 買戻しが行われなかった通貨の売却、第5条第7項(h)
- 買戻しが行われなかった場合の手数料、第5条第8項(c)
- 買戻しの義務、第5条第7項(b)
- 加盟国の為替相場政策、第4条第3項(b)

- 加盟国の通貨と引換えに行うIMFの金の売却、第5条第12項(c)、付表B7(b)
- 経常取引又は資本取引に関する決定、第30条(d)
- 現行の国際協定に関する加盟国間の協議、第8条第6項
- 参加国の通貨の為替相場、第19条第7項(c)
- 特別引出権の配分又は消却に関する提議が広く支持されていることを確認するための専務理事による協議、第18条第4項(b)
- 年次、特定の為替制限を継続している加盟国、第14条第3項
- 売却する通貨の選定、第5条第3項(c)
- 平価の終了、付表C8
- 平価を設定していない加盟国、付表C3及び9
- 共通表示単位、特別引出権もしくは金・通貨以外、付表C1
- 協定受諾に関する文書の寄託、第31条第2項
- 協定の解釈:
- IMF及び加盟国、又は加盟国間で生ずる疑義、理事会へ提出、第29条(a)
- IMFの清算の際のIMFと脱退した加盟国又は加盟国との間の意見の相違の仲裁、第29条(c)
- 決定、最終、総務会、第29条(b)
- 総務会の解釈委員会、第21条(c)、第29条(b)
- 特別引出権会計のみに関する事項、第21条(c)
- 用語の説明、第30条
- 協定の発効、第31条第1項
- 金:
- 1975年8月31日に所有していた金、その日に加盟国であった加盟国に割当額に比例して売却、最大2,500万オンス、付表B7(a)
- 1975年8月31日に所有していた金、途上国加盟国のための2,500万オンスまでの売却、付表B7(b)
- IMF清算の際の価額、付表K9
- IMFによる支払いの受け入れ、第5条第12項(d)
- IMFによる売却、第5条第12項(c)、付表B7
- IMFの清算の際の分配、付表K1及び2
- IMFの清算の際の保有する金の分配、付表K2
- 移動、IMFの経費及び必要性に十分な考慮を払う、第13条第2項(b)
- 買戻し又は出資のために支払いを行う義務、特別引出権、付表B2
- 加盟国が提供を求められうる情報、第8条第5項(a)(i) - (iv)及び(vi)
- 寄託所、第13条第2項(b)
- 協定第2次改正の日における加盟国への売却価格、第5条第12項(e)
- 緊急の際の移動、第13条第2項(b)

索引

経過規定、付表B

市場価格を基礎に合意する売却価格、第5条第12項(c)

市場における価格、操作の回避、第5条第12項(a)

市場の価格の設定、回避、第5条第12項(a)

第2次改正の日にIMFが保有していた金のIMFによる売却、第5条第12項(e)及び(f)

第2次改正の日より後に取得した金のIMFによる売却、第5条第12項(k)

売却益の一部の投資勘定への繰り入れ、第12条第6項(f)(ii)

緊急措置:

IMFの清算、第27条第2項

協定の一部規定の適用の一時的停止、第27条第1項、付表D5(a)

特別引出権に関する規定の一時的停止、第23条第1項、第25条(a)、付表5(a)

金融面及び技術面の役務、IMF、第5条第2項(b)

グローバル流動性:「流動性(国際)」を参照

経常取引:

支払い及び取引の制限、第4条第3項、第7条第3項(b)及び(c)、第8条第2項、第14条第2項

支払いの結果である、又は支払いのために必要であることによる外国保有残高の交換の可能性、第8条第4項

支払いの定義、第30条(d)

多国間的支払制度、第1条(iv)

取引が経常取引か資本取引かに関するIMFによる決定、第30条(d)

経常取引の多国間的支払制度、構築を支援、IMFの目的、第1条(iv)

公的な通信、特権、第9条第7項

国際機関、関係、第10条

国際協定:

為替管理での協力に関する相互合意、第8条第2項(b)

国際協定に関する加盟国間の協議、第8条第6項

制限への影響、第7条第5項

他の国際機関との協力、第10条

国際司法裁判所、仲裁の審判の任命、第29条(c)

国際収支:

改善と買戻しの義務、第5条第7項(b)

加盟国の通貨の買入れを行う必要性の要件、第5条第3項(b)(ii)

- 国際収支が良好と判断される場合の加盟国による為替制限の撤廃、第14条第2項
- 国際収支の失調を是正し不均衡を軽減するというIMFの目的、第1条(v)及び(vi)
- 国際収支の重大な不均衡をもたらす傾向にある状態に関する加盟国への報告、第12条第8項
- 情報の提供、第8条第5項(a)(vi)
- 調整のための加盟国による措置、第4条第4項
- 特別な国際収支問題のための特別な政策、第5条第3項(a)
- 特別引出権取得と引換えに通貨を提供する参加国の指定基準、第19条第5項(a)(i)
- 特別引出権の配分に関する最初の決定での考慮事項、第18条第1項(b)
- 特別引出権を利用する必要性の要件、第19条第3項3(a)
- 売却する通貨の選定での考慮事項、第5条第3項(d)
- 評議会による調整の監督、付表D2(a)
- 国際通貨基金協定(「改正」「協定の解釈」も参照のこと):
- アメリカ合衆国政府による、すべての加盟への本協定への署名及び文書の寄託の通知、第31条第2項(c)
- アメリカ合衆国政府への受諾文書の寄託、第31条第1項及び第2項(a)効力を生ずる、第31条第1項
- 受諾、第4条第5項(a)、第31条第2項
- 署名、第31条第2項
- 国際通貨制度、目的、加盟国の一般的義務、第4条第1項
- 国際流動性:「流動性(国際)」を参照
- 国際流動性の国際的監視、第8条第7項
- 国民所得、情報の提供、第8条第5項(a)(viii)
- 雇用、高水準の促進及び維持、第1条(ii)
- 債権ポジションの報酬:
- IMFが保有する通貨の補充:「通貨の不足」を参照
- 特別引出権又は加盟国自身の通貨での支払い、第5条第9項(d)
- 報酬、定められる割当額の百分率に相当する額がIMFが保有する加盟国通貨の毎日の残高の平均を上回る場合、第5条第9項
- 率、決定及び利子と手数料率との関係、第5条第9項(a)
- 割当額、率、第5条第9項
- 財務機関:
- IMFとの取引、第5条第1項
- 差別的通貨措置又は複数通貨措置を行わない、第8条第3項
- 非加盟国との取引に関する約束、第11条第1項(i)、第27条第1項(a)(iii)

索引

差別的通貨措置、回避、第8条第3項

資格の喪失:「IMFの一般資金の利用」を参照

直物為替取引、第27条第1項(a)(iv)、付表C5

直物為替取引のマージン、第27条第1項(a)(iv)、付表C5

支払い:「国際収支」「経常取引」を参照

支払い及び移動に対する制限:「為替制限」を参照

資本移動:

IMFの一般資金の利用、第6条第1項及び第2項、第26項第2項(a)

IMFの目的に従って行う加盟国の資金の利用、第6条第1項(b)(ii)

管理、第6条第1項及び第3項

リザーブ・トランシュの買入れ、第6条第2項、第27条第1項(a)(ii)

資本取引:

IMFの一般資金の利用、第6条第1項(b)(i)

支払いの定義、第30条(d)

情報の提供、第8条第5項(a)(vi)

取引が経常取引か資本取引かに関するIMFによる決定、第30条(d)

事務所、所在地、第13条第1項

収入、純、配分、第12条第6項

自由利用可能通貨:

IMFから自国通貨が買入れられた加盟国による交換、第5条第3項(e)

買戻しのために指定された通貨の交換、第5条第7項(i)及び(j)

参加終了国との決済、第24条第5項及び第6項、付表H

脱退した加盟国との決済、付表J2及び4

定義、第30条(f)

手数料及び賦課金の支払いのために特別引出権を得るために利用、第20条第5項、第24条第3項

特別引出権会計の清算に伴う参加国によるIMFに対する債務支払いのための利用、付表I

復元の義務を遂行するための特別引出権を得るための利用、付表G1(a)(iv)

要請により特別引出権を使う参加国に提供する義務、第19条第4項

出資:

加盟国の割当額と等しい、第3条第1項

協定に署名した際にアメリカ合衆国政府に送付する額、第31条第2項(d)及び(h)

金により支払う義務、特別引出権により履行、付表B2及び3

新規加盟国、すでに加盟国となっている国に適用される条件に合致、第2条第2項

- 清算の際の返還、付表K1
全額を適当な寄託所において払い込む、第3条第1項
特別引出権、IMFが指定する他の加盟国の通貨、又は自身の通貨での支払い、第3条第3項(a)
割当額が変更、支払い、第3条第2項(d)及び第3項
出資割当額(クォータ、割当額):
1975年8月31日に加盟していた加盟国の割当額を増額する提議、第3条第2項(b)
5年を超えない期間での一般見直し、第3条第2項(a)
IMFの加盟国への支払いの減額、第3条第3項(c)
IMFの清算、増加することができた最高限度まで増加、付表K10
加盟国の割当額に関する規定の変更に係る改正、第28条(b)(ii)
原加盟国、第3項第1項、付表A
これに応じた一般準備金の一部の分配、第12条第6項(d)
これに応じた加盟国への金の売却、第5条第12項(e)、付表B7(a)
これに応じた金の売却の収益の一部の途上国加盟国への分配、第5条第12項(f)(iii)、付表B7(b)
これに応じた純収入の分配、第12条第6項(c)
増額、支払い、第3条第3項(a)、(b)及び(d)
その他の加盟国、第3条第1項
調整、第3条第2項
特別引出権の配分及び消却の基礎、第18条第2項(c)(iii)
変更に必要な加盟国の合意及び支払い、第3条第2項(d)
率、報酬、第5条第9項
純収入、分配、第12条第6項
準評議員、付表D1(a)、(b)及び5(d)
証券:
IMFの保有する通貨に含める、第30条(a)
通貨の代用、第3条第4項
情報:
IMF、通貨及び金融の問題に関する情報の収集及び交換の中心、第8条第5項(c)
加盟国が提供を求められうる、第8条第5項
加盟国の為替相場政策の監視に必要、IMFへの提供、第4条第3項(b)
個人又は団体の事情は提供しない、第8条第5項(b)
職員:
IMFへの責任、第12条第4項(c)
規定、第12条第1項
専務理事、職員の長、第12条第4項(b)

索引

任免及び組織、第12条第4項(b)及び(d)
 免除及び特権、第9条第8項及び第9項(b)
 植民地:「領域」を参照

スタンドバイ取極:

政策、採択、第5条第3項(a)
 定義、第30条(b)
 手数料、第5条第8項(a)(ii)

清算取極、情報の提供、第8条第5項(a)(xii)

選挙:「理事」を参照

専務理事:

IMFへの責任、第12条第4項(c)
 規定、第12条第1項
 給料及び勤務に関する契約の条件の総務会による決定、第12条
 第2項(i)
 職員の長、第12条第4項(b)
 総務会の会合への参加、第12条第4項(a)
 特別引出権の配分及び消却の提議、第18条第4項
 免除及び特権、第9条第8項及び第9項(b)
 理事会議長、第12条第4項(a)
 理事会での投票、第12条第4項(a)
 理事会による選定、第12条第4項(a)
 理事会の一般的監督の下、第12条第4項(b)

相違:

IMFの清算時にIMFと脱退した加盟国又はいかなる加盟国との間で発
 生、第27条第2項(b)、第29条(c)
 特別引出権会計の清算時にIMFと脱退した参加国又はいかなる参加国と
 の間で発生、第21条(d)

操作及び取引:

IMFの清算が決まるまでの操作及び取引の一時的停止、第27条
 第2項(a)
 IMFの取引及び操作の定義、第30条(h)
 一時的停止、特別引出権、第23条、付表D5(a)
 一般会計及び特別引出権会計を通じて実施、序(ii)及び(iii)、第21条
 一般会計と特別引出権会計の分離、序(ii)及び(iii)、第16条第1項、付表
 M5(d)
 概要書の発表、第12条第7項(a)

索引

- 課税の免除、第9条第9項、第21条(b)
協定の特定の規定の一時的停止、第23条第1項、第27条第1項、付表D5(a)
經常取引、第30条(d)
資本取引、第6条第1項(b)、第30条(d)
制限、第5条第2項、第27条第1項
操作及び取引に影響する決定、過半数が必要、第21条(a)(iii)
特別引出権、第17条第2項及び第3項、第19条、第30条(i)
特別引出権の他の保有者、第17条第2項及び第3項
特別引出権の取引及び操作の定義、第30条(i)
総務(「総務会」も参照):
代理、任命及び権限、第12条第2項(a)
投票権停止後の総務任命権の停止、付表L1(b)
投票権の停止後の退任、付表L3(a)
任命、第12条第2項(a)
票、数、各総務、第12条第2項(e)
費用、第12条第2項(h)
免除及び特権、第9条第8項
総務会(「総務」も参照):
IMFの構造に関する規定、第12条第1項
IMFの清算に関する決定、第25条(a)、第27条第2項(a)及び(b)
新たな任命が行われるまでの間の業務、第12条第2項(a)
委員会、第12条第2項(j)
会議、第12条第2項(c)、第21条(a)(i)
会議出席にかかる費用、第12条第2項(h)
会議に係る定足数、第12条第2項(d)、第21条(a)(i)
会合なしの投票、第12条第2項(f)、付表D5(a)
解釈に関する委員会、第21条(c)、第24条(b)
各総務に割り当てられた票数、第12条第2項(e)
加盟国が総務を任命する権利の停止、付表L1(b)
加盟国による任命、第12条第2項2(a)
加盟国の強制的脱退に関する決定、第26条第2項(c)
加盟国の割当額の決定、第3条第1項
加盟と出資の時期と条件の決定、第2条第2項
規則及び細則の採択、第12条第2項(g)
議長の選定、第12条第2項(a)
協定改正の承認、第28条(a)及び(b)
権限、第12条第2項(a)及び(b)、付表D6
国際通貨基金協定の解釈、第29条(b)
出資額の最初の払込の送付、第31条第2項(d)

索引

- 選出される理事の数の増減を行う権限、第12条第3項(c)
 専務理事の給与及び勤務に関する契約の決定、第12条第2項(i)
 総務代理の加盟国による任命、第12条第2項2(a)
 投票権が停止された加盟国の代表、付表L4
 投票権停止に伴う退任、付表L3(a)
 特定の規定の適用の一時的停止の延長、第27条第1項(b)
 特別引出権会計の清算に関する決定、第25条(a)及び(b)
 特別引出権会計のみに関する事項についての決定、第21条(a)(i)
 特別引出権会計のみに関する事項の解釈、第21条(c)
 特別引出権の配分及び消却に関する決定、第18条第4項(a)、(c)及び(d)
 評議会設置に関する決定、第12条第1項
 評議会への権限行使の委任、付表D3(a)
 評議会もしくは理事会の措置と総務会の措置の一貫性、付表D3(d)
 報酬が支払われない業務、第12条第2項2(h)
 免除、第9条第8項
 理事及び理事代理に支払う報酬に関する決定、第12条第2項(i)
 理事会会議へ加盟国が代表を送るための規則の採択、第12条第3項(j)
 理事会選挙に係る規則の採択、第12条第3項(d)
 理事会への権限行使の委任、第12条第2項(b)
 理事の選挙、第12条第3項(b)、(c)及び(d)、付表E
 割当額増額分の25%の特別引出権以外での通貨での払込みに関する決定、第3条第3項(a)
 割当額の一般的見直し及び調整、第3条第2項(a)
- 組織及び運営:
- IMFの機構、第12条第1項
 加盟国の投票、第12条第5項
 見解の加盟国への通知、第12条第8項
 事務所所在地、第13条第1項
 専務理事及び職員、第12条第4項
 総務会、第12条第2項
 地位、免除及び特権、第9条、第21条(b)
 報告書の発表、第12条第7項
 理事会、第12条第3項
- 代理:「総務会」「評議会」「理事会」を参照
- 担保、提供、第5条第4項
- 地位、免除及び特権:
- IMFの地位、第9条第2項

- IMFの法人格、第9条第2項
- 課税の免除、第9条第9項、第21条(b)
- 加盟国の領域内における措置、第9条第10項
- 加盟国の領域においてIMFに付与、第9条第1項
- 幹部及び職員の免除及び特権、第9条第8項及び第9項、付表D5(d)
- 裁判権免除、第9条第3項
- 資産、制限からの免除、第9条第6項
- その他の措置の免除、第9条第4項
- 通信に関する特権、第9条第7項
- 文書に関する免除、第9条第5項
- 秩序ある経済成長、加盟国が促進する義務、第4条第1項
- 中央銀行：
 - 1か国以上の加盟国のためにそうした機能を営む機関、特別引出権の保有者の資格、第17条第3項(i)
 - IMF通貨保有額の寄託所の指定、第13条第2項
 - IMFと取引する機関、第5条第1項
- 仲裁：
 - IMFの清算もしくは加盟国の脱退に伴い生じる意見の相違、第29条(c)
 - 特別引出権会計への参加終了もしくは同会計の清算に伴い生じる意見の相違、第21条(d)
- 調整過程、第4条第4項、第18条第1項(b)、付表D2(a)
- 通貨(「自由利用可能通貨」「保有」「加盟国の通貨の価額の維持」「通貨の不足」も参照)：
 - IMFが受け入れられる通貨、特別引出権を得るために利用、第20条第5項、付表G(a)(iv)
 - IMFからの特別引出権の買入れ、第5条第6項
 - IMF清算の際の他加盟国に割り当てられた通貨の回収、付表K3-8
 - IMFによる価額の維持、第5条第11項
 - IMFによる借入、第7条第1項(i)
 - IMFによる特定、買戻しでの利用、第5条第7項(i)及び(j)
 - IMFの保有額、第3条第3項、第5条第6項(b)、第7項(i)及び第8項(e)、第13条第2項(a)、第30条(a)及び(c)、付表B4
 - IMFの保有額の調整、第11項(b)
 - IMFの保有額の補充、第7条第1項
 - 買戻しのための特定、第5条第7項(i)
 - 加盟国によるIMFが保有する通貨の買戻し、第5条第7項、付表B1-5
 - 加盟国による価額の維持、加盟国による協調的取極、第4条第3項(b)
 - 加盟国の通貨による純収入の分配又は一般準備金の一部支払い、第12条第6項(e)

索引

加盟国の通貨による報酬の支払い、第5条第9項(d)
加盟国の領域内の別個の通貨、第4条第5項
計算、第5条第10項
交換率、特別引出権での取引、第5条第10項(b)、第11項(a)、第19
条第7項
参加国の提供の義務、第9条第4項
自由利用可能通貨との交換、第5条第3項(e)及び第7項(j)
証書の代用、第3条第4項、第30条(a)
脱退した加盟国との決済、第24条第4項－第6項
脱退した加盟国による特別引出権との引換えによる自国通貨の取得、
付表H1
脱退した加盟国の通貨の取得、付表J5
脱退した加盟国への支払い、付表J
他の加盟国が保有する通貨の買入れ、第8条第4項
手数料の支払い、第5条第8項(e)
投資勘定での保有、IMFの業務運営の経費への充当、第12条第6項(f)
(iv)及び(v)
投資勘定で保有する通貨の投資、第12条第6項(f)(iii)
特別引出権会計の清算の際の参加国によるIMFへの債務の支払い、
付表I1
特別引出権の特定額を提供する参加国の指定、第19条第5項、付表F
特別引出権の取引のため提供し受け入れる通貨のIMFによる選定、第5条
第6項(c)
特別引出権又は金以外の表示単位による自国通貨の価額の維持、第4条
第2項(b)
売却のための特定、政策及び手法、第5条第3項(d)
非参加国による金による買戻し又は払込み、付表B
非参加者による特別引出権による義務の履行、IMFによる特定、付表B2
不足、第7条第2項及び第3項
割当額の減少に合意した加盟国へのIMFによる払い戻し、第3条
第3項(c)
割当額の増額分の支払い、第3条第3項(a)
通貨の買入れ：「IMFの一般資金の利用」を参照
通貨の価値を維持するための協調的取極、第4条第2項(b)及び第3項(b)
通貨の不足：
IMFの公式な宣言、第7条第3項(a)及び(b)
IMFの脱退した加盟国への賦払の例外、付表J3
IMFの保有額補充の措置、第7条第1項
加盟国の他の加盟国が保有する通貨の残高の買入れの義務の例外、第8
条第4項(b)(iv)

経常的国際取引への制限を課さないという加盟国の義務の例外、第7条第3項(b)、第8条第2項(a)

制限の適用、第7条第4項

他の加盟国の通貨の買入れ資格の例外、第5条第3項(d)

他の国際協定の制限への影響、第7条第5項

特定の通貨の一般的不足の加盟国への通告及び報告、第7条第2項

定足数:「会合」を参照

データ:「情報」を参照

手数料:

IMFによる徴収、第5条第8項(a)及び(b)、第27条第1項(a)(i)

IMFの一般資金勘定の毎日の保有残高の平均のうち手数料が課されるものの、第5条第8項(b)

加盟国が必要な買戻しを行わなかった場合、第5条第8項(c)

加盟国の脱退後に生じた手数料、付表J1

間隔を置いての引き上げ、残高が存在している間、第5条第8項(b)

サービス料、特別引出権及び他の加盟国の通貨の買入れにサービス料を課す、第5条第8項(a)(i)

サービス料、リザーブ・トランシュの買入れ、第5条第8項(a)(i)

参加終了国の債務の残高、第24条第2項(a)及び第3項

スタンドバイもしくはこれに類する取極、第5条第8項(a)(ii)

特別引出権会計の利子の率と等しい率、第20条第3項

特別引出権での支払い、及び例外的状況における指定された加盟国の通貨あるいは当該加盟国の通貨での支払い、第5条第8項(e)、第20条第5項、第27条第1項(a)

特別引出権の純累積配分額、第20条第2項、第3項及び第5項、付表I5

特別引出権の清算時の支払い、第25条(c)、付表I5

率、過半数による決定、第5条第8項(d)

率、報酬の率との関連性、第5条第9項(a)

投資、加盟国による国際投資状況に関する情報の提供、第8条第5項(a)(vii)

投資勘定:

一般会計を通じて行う操作及び取引、序(iii)

金の売却で得た額の超過分の一部の繰入れ、第5条第22項(g)、第12条第6項(f)(ii)及び(ix)

清算、第12条第6項(f)(vi)－(viii)

清算又は減額の際の資産の分配、第12条第6項(f)(vii)－(ix)

設置及び手順、第12条第6項(f)

索引

- 脱退した加盟国の通貨の一般資金勘定への繰入れ、付表J1
 脱退した加盟国の通貨又は証券の保有、付表J8及び9
 割当額に関する計算に含まれない保有通貨、第5条第10項(c)
 投資による収入、第5条第12項(h)、第12条第6項(f) (iv)
 投票：
- 70%の多数の合意が必要：
- 一般資金からの分配、第12条第6項(d)
 - 一般資金勘定の通貨の投資勘定への移転、第12条第6項(f) (ii)
 - 買入れの結果以外で生じたIMFの保有額の買戻し、政策の採択、第5条第7項(e)
 - 買戻しの延期、第5条第7項(g)
 - 買戻しの不履行、手数料、第5条第8項(c)及び(d)
 - 加盟国の通貨の状況及び動向に関する報告書の公表、第12条第8項
 - 参加国間の操作の規定、第19条第2項(c)
 - 増資をどの通貨で払い込むかの規定、第3条第3項(a)及び(d)
 - 手数料、率の決定、第5条第8項(a) (b)及び(d)
 - 投資勘定、額の削減又は終了、第12条第6項(f) (vi)
 - 投資勘定、管理の規則及び細則の採択、第12条第6項(f) (vi)
 - 投資勘定、通貨の投資に関する規則及び細則の採択、第12条第6項(f) (iii)
- 投票権の停止、第26条第2項(b)
 投票権の停止の解除、第26条第2項(b)
 特定の取引について交換比率で合意する権限、第19条第7項(b)
 特別支払勘定、管理及びIMFの清算に先立つ終了に関する規則及び細則の採択、第5条第12項(j)
 特別支払勘定、通貨の投資に関する規則及び細則の採択、第5条第12項(h)
 特別支払勘定から一般資金勘定への資産の移転、即時の利用、第5条第12項(f) (i)
 特別引出権の評価、手法の決定、第15条第2項
 特別引出権の利子率及び手数料率、第20条第3項
 復元に関する規則、採択、修正又は廃止、第19条第6項(b)
 平価の一律の比例的変更、付表C11
 報酬、割当額の百分率に相当する額、引き上げ、第5条第9項(c)
 報酬率、決定、第5条第9項(a)
- 85%の多数の合意が必要：
- IMF協定の解釈、解釈に関する委員会の決定の却下、第29条(b)
 - IMFの一般資金の利用についての政策、加盟国のリザーブ・トランシュの計算で除外する買入れ及び保有額、第30条(c) (iii)

索引

- 一般的為替取極の規定、第4条第2項(c)
 買戻し、一般資金の利用に関する特別な政策に従った期間の変更又は他の期間の採択、第5条第7項(c)及び(d)
 加盟国の強制的脱退、第26条第2項(c)
 金の売却益の余剰分の一部の投資勘定への繰入れ、第5条第12項(g)
 直物為替取引のマージン、採択、第27条第1項(a)(iv)、付表C5
 特定の規定の一時的停止、第27条第1項(a)及び(b)
 特定の金の操作及び取引を行う決定、第5条第12項(b)－(e)
 特定の取引の交換比率、第19条第7項(b)
 特別支払勘定の資産の他の規定で認められていない操作及び取引への利用、途上国への分配、第5条第12項(f)(ii)及び(iii)
 特別引出権の操作及び取引の一時的停止、第23条第1項
 特別引出権の他の保有者の規定、第17条第3項(i)
 特別引出権の配分及び消却、決定、第18条第2項(a)－(c)、第4項(a)及び(d)
 特別引出権の評価、原則又は実施中の原則の適用の変更、第15条第2項
 配分又は消却の率もしくは間隔、基本期間の変更又は新たな基本期間、第18条第3項、第4項(a)及び(d)
 評議会、準評議員の人数の変更、付表D1(a)
 評議会、設置、第12条第1項
 平価の導入、第4条第4項
 平価の廃止への異議、付表C8
 理事の数の増加又は減少、第12条第3項(c)
 割当額の調整、第3条第2項(c)
 IMFの決定、過半数、規定で別段定められていない場合、第12条第5項(c)
 会合を開かない、総務、第12条第2項(f)、付表D5(a)
 会合を開かない、評議会、付表D5(c)
 加重投票、第12条第2項(e)、第3項(i)、第5項
 基礎票、第12条第5項(a)(i)、付表L2
 協定の改正、第28条(a)
 空席、理事会選挙、第12条第3項(f)
 決定、一般会計、特別引出権会計、第21条(a)(iii)
 総務会、特別引出権会計のみに関連した事項、第21条(a)(i)
 総務会、理事会の要請による会合、第12条第2項(c)
 総務代理、第12条第2項(a)
 定足数、総務会会合、第12条第2項(d)
 定足数、理事会会合、第12条第3項(h)

索引

- 投票権の停止、第12条第3項(i)(iii)、第26条第2項(b)、付表D5(e)、付表L
- 特別な過半数: 上記の「70%の多数の合意が必要」「85%の多数の合意が必要」「総議決権の過半数…」を参照
- 評議会、特別引出権会計のみに関する事項、付表D5(b)
- 票数、加盟国、第12条第5項
- 票数、総務、第12条第2項(e)
- 票数、評議員、付表D3(b)及び5(b)
- 票数、理事会、第12条第3項(i)
- 票数の調整、IMFの一般資金の利用に関する条件及び不適格性の免除、第5条第4項及び第5項、第12条第5項(b)
- 理事会、特別引出権会計のみに関する事項、第21条(a)(ii)
- 理事会選挙の手順、第12条第3項(d)、(f)及び(i)、付表E
- 理事会の総議決権の過半数、特定の規定の適用の停止の解除、第27条第1項(c)
- 理事が投票することができない票を有する加盟国のための評議員による投票、付表D3(b)及び5(b)
- 割当額を基礎とした票数、第12条第5項(a)(ii)
- 特別支払勘定:
- 1975年8月31日に加盟していた加盟国の割当額の増額、特別支払勘定から一般資金勘定に繰入れた額を超えない範囲、第3条第2項(b)
- IMFの清算の際の資産の分配、付表K2(a)(ii)
- 一般会計に設置、序(iii)、第5条第12項(f)
- 終了、第5条第12項(j)
- 脱退した加盟国の債務の履行、第27条第2項(b)、付表J7及び10
- 脱退した加盟国の通貨の一般資金勘定への繰入れ、付表J1
- 脱退した加盟国の通貨又は債務の保有、付表J8及び9
- 投資勘定からの資産の繰入れ、投資額の削減、第12条第6項(f)(ix)
- 投資勘定終了に伴う資産の繰入れ、IMFの清算前、第12条第6項(f)(viii)
- 特別支払勘定の通貨の投資、規則及び細則の採択、第5条第12項(h)
- 途上国加盟国のための金の売却の後の処分の対象となっている資産の繰入れ、付表B7
- 費用、払い戻し、第5条第12項(i)
- 割当額に関する計算に含まれない保有通貨、第5条第10項(c)
- 特別準備金: 「IMFの準備金」を参照
- 特別引出権(「手数料」「特別引出権の利子」「特別引出権会計」も参照):
- 1回限りの特別引出権の特別配分、第15条第1項、付表M
- IMFによる買入れ及び売却、第5条第6項
- IMFの資産、特別引出権で表示、第5条第10項及び第11項

索引

一般資金勘定での受入れ及び保有、第21条(a)(iii)
一般資金勘定で保有する特別引出権と引換えに自国通貨をIMFに売却する加盟国の義務、第7条第1項(ii)
外国保有残高の買入れの支払い、第8条第4項(a)
買戻しのために利用、第5条第7項(i)
買戻し又は出資のためにIMFに対し金により支払いを行う義務、特別引出権で履行、付表B2及び3
課税の免除、第21条(b)
加盟国による自国通貨の特別引出権で表示した価値、第4条第2項(b)
金で表示した価値、第5条第12項(e)及び(f)、付表B3及び7、付表K2(a)(i)
参加国間の取引での利用、第19条第2項
参加国間の取引の交換比率、第19条第7項
参加終了国が保有、IMFによる償還、第24条第2項(b)、付表H1
参加終了国による債務支払いのための取得、付表H2
参加終了国による自国通貨又は自由利用可能通貨の取得のための利用、付表H1
指定の過程を害するおそれのある操作又は取引、第19条第2項(d)
主要準備資産、第8条第7項、第22条
純収入又は一般準備金の一部の分配のための支払い、第12条第6項(c)－(e)
純累積配分額、第18条第2項(c)(iii)、第19条第4項(a)、第20条第2項及び第4項、第25条(c)、付表F(a)、付表G1(a)(i)、付表I5及び7、付表M2(b)及び3(b)
純累積配分額、定義、第30条(e)
操作、定義、第30条(i)
操作及び取引、並びにIMFの保有額に関する概要書、第12条第7項(a)
操作及び取引での利用、第17条第2項、第19条第1項
その他の保有者、第17条第2項及び第3項
他の外貨準備との間の均衡ある関係、付表G1(b)
他の加盟国の通貨の代わりに買入れを行う参加国への提供、第5条第3項(f)
通貨保有額の補充のための利用、第7条第1項(ii)
適切な利用、参加国の義務、第22条
特別引出権会計の清算時のIMFによる償還、付表I1、3及び4
取引、定義、第30条(i)
配分及び消却、第18条、付表D5(a)、付表M
配分及び消却、並びに操作及び取引の一時的停止、第25条(a)
配分及び消却に関する原則及び考慮事項、第18条第1項

索引

- 配分及び消却の基本期間、指定及び復元、第18条第2項、第3項及び第4項、付表F及びG
- 配分及び消却の率、第18条第2項(b)、第3項、第4項(c) (iii) 及び(d)
- 配分の権限、第15条第1項
- 配分の最初の決定、第18条第1項(b)、第2項(a) 及び第4項(b)
- 配分を受け取らない、不参加の終了(再度参加)、第18条第2項(e) (ii)
- 配分を受け取らない(不参加)、第18条第2項(e)、付表M4
- 必要性の要件、第19条第3項(a)
- 評価方法、第15条第2項、第21条(a) (iii)
- 復元の要件を遂行するための取得、付表G1 (a) (iv)
- 不足、第18条第2項(f)、第19条第3項(c) 及び第5項(a) (ii)、第20条第2項
- 報酬の支払いのための利用、第5条第9項(d)
- 保有額の復元、第19条第6項、付表G
- 保有額の変更の記録、第16条第3項
- 保有者としてのIMF、第17条第2項
- リザーブ・トランシュの買入れ、第30条(c)
- 利子、手数料、及び賦課金の支払いのための利用、第5条第8項(e)、第20条第5項、第24条第2項(a) 及び第3項
- 利子及び手数料、特別引出権会計の清算の間、付表I5
- 割当額の減少に合意した加盟国へのIMFによる払い戻し、第3条第3項(c)
- 割当額の増額の25%を払い込むために利用、第3条第3項(a)
- 特別引出権会計(「特別引出権会計の参加国の義務」「特別引出権会計の参加国」も参照):
- 一般会計との分離、序(ii) 及び(iii)、第16条第1項及び第2項
- 管理、第16条、第21条、付表M5 (d)
- 緊急時又は不測の事態による操作の一時停止、第23条第1項
- 効力を生ずる、第17条第1項
- これに関する決定、第21条(a) (iii)
- 参加国の一般的義務、第22条
- 参加する権利、序(ii)、第17条第1項
- 参加の終了、第24条、付表H、付表M5 (b)
- 事業の経費、一般会計の払い戻し、第16条第2項、第20条第4項及び第5項
- 清算、第25条、付表I、付表M5 (b)
- 設置及び運営、序(ii) 及び(iii)
- 操作及び取引、序(ii) 及び(iii)、第16条第1項、第17条第2項
- 評議会の決定、付表D5 (b)
- 利子及び手数料、第20条、第24条第3項

- 割当額が変更になった際の非参加国の支払い、第3条第3項(a)
特別引出権会計の業務運営にかかる費用の評価：
IMFの手数料、第20条第4項
特別引出権会計への参加の終了に伴う決済、第24条第2項
特別引出権での支払い、第16条第2項
特別引出権会計の参加国(「特別引出権会計の参加国の義務」「特別引出権会計」も参照)：
IMFに提供される情報、第16条第3項
基本期間開始後に参加する加盟国への配分、第18条第2項(d)
交換比率を決定する手続に関するIMFとの協議、第19条第7項(c)
参加国間での操作及び取引、第19条第2項
参加終了国の債務の決済、通貨提供、IMFによる指定、第24条第5項
参加の終了、第24条、付表H
指定、特別引出権による通貨の補充にあたり妥当な配慮、第7条第1項(ii)
指定された保有者との操作及び取引、第17条第3項(iii)
指定に関する規則、見直し、第19条第5項(c)
誓約書の寄託、第17条第1項
通貨提供の義務の不履行、第23条第2項(a)及び(c)－(e)
定義、第17条第1項
特別引出権会計の清算、分配された通貨の無制限の利用の保証、付表I8
特別引出権と引換えに通貨を提供する義務、第7条第1項(ii)、第19条第4項、第23条第2項(d)
特別引出権と引換えに通貨を提供する参加国を指定、第19条第4項(a)及び第5項、付表F
特別引出権の配分及び消却が参加国の間で広く支持されるという確信、第18条第4項(b)
特別引出権の配分を受けない、第18条第2項(e)、付表M4
必要性の要件、第19条第3項
必要性の要件を満たすという期待に反した場合、第19条第3項(b)、(c)及び第5項(a)(ii)
賦課金並びに利子及び手数料の支払い、第20条第4項及び第5項
復元の義務、第19条第6項、付表G
復元のための特別引出権の入手に係る指定及びその時期、付表G1(a)(ii)
特別引出権会計の参加国の義務：
一般的義務、第22条
義務の不履行、第23条第2項、付表M5
参加の終了、決済、第24条第4項及び第5項、付表H
特別引出権会計の清算、付表I1、5、7、及び8

索引

- 特別引出権の配分の受け入れ、第18条第2項(e)
 特別引出権を使う参加国への自由利用可能通貨の提供、IMFの指定、第19条第4項(a)
 必要性の要件、第19条第3項(a)
 保有額の復元、第19条第6項(a)、付表G
 利子、手数料及び賦課金の支払い、第20条第5項
 特別引出権会計の参加の終了、第24条、付表H
 特別引出権会計の清算：
 IMFの清算の決定の6か月以内の決定、付表I2
 緊急時の配分又は消却並びに操作及び取引の一時的停止、第25条(a)
 参加終了国との決済、付表H4
 執行、付表I
 支払いの義務を履行しなかった参加国が支払った通貨の分配、付表I7及び8
 清算時の利子の支払い、付表I5
 総務会の決定、第25条(a)
 所有者の特別引出権のIMFによる償還、第25条(c)、付表I3及び7
 特別引出権会計の非参加国：
 特別引出権での義務の履行、IMFが指定する他の加盟国の通貨で履行、付表B2
 特別引出権の他の所有者の指定、第17条第3項(i)
 割当額の増額分の一部、特別引出権での支払い、他の加盟国の通貨による支払い、第3条第3項(a)
 特別引出権の純累積配分額：「特別引出権」を参照
 特別引出権の配分及び消却のための基本期間：「特別引出権」を参照
 特別引出権の不足：「特別引出権」を参照
 特別引出権の保有額の復元：
 規則、見直し、第19条第6項(b)
 規則に従わなかった場合、付表G2
 義務履行のため一般資金勘定から特別引出権を取得、付表G1(a)(iv)
 最初の基本期間の間の規則、付表G1
 参加国、復元の促進、指定の対象、第19条第3項(c)及び第5項(a)(ii)、付表G1(a)(ii)
 参加国の義務、第19条第6項、付表G1(a)(i)及び(iv)
 特別引出権の利子：
 参加終了国が保有する残高、第24条第3項
 生じた、特別引出権会計の清算の際の支払い、第25条(c)
 生じた、特別引出権会計への参加終了に伴い決済、第24条第2項(a)
 特別引出権会計の清算の間のIMFによる支払い、付表I5及び6
 特別引出権による支払い、第20条第5項

索引

- 保有者への支払い、第20条第1項
- 率、決定、第20条第3項
- 率、報酬率との関係、第5条第9項(a)
- 途上国加盟国：
 - 実物資産の移転、評議会による動向の検討、付表D2(a)
 - 特別支払勘定で保有する金の売却による資産の一部の配分、第5条第12項(f)(iii)、付表B7(b)
 - 特別支払勘定で保有する資産による特別な条件での国際収支上の支援、第5条第12項(f)(ii)
- 特権：「地位、免除及び特権」を参照
- 取引：「操作及び取引」を参照
- 取引の停止：
 - IMFの清算の決定までの期間、緊急の場合、第27条第2項(a)
 - 緊急又は不測の事態、第23条第1項、第27条第1項
 - 特別引出権、第23条
 - 特別引出権に関する義務を遂行しなかった参加国、第23条第2項
 - 復元の規則違反をした参加国、付表G2
- 年次報告：「報告」を参照
- 非加盟国：
 - 特別引出権の他の保有者の指定、第17条第3項(i)
 - 取引の制限、第11条第2項
 - 非加盟国との関係に係る約束、第11条第1項、第27条第1項(a)(iii)
- 必要性の要件：
 - IMFの一般資金からの通貨の買入れ、第5条第3項(b)(ii)
 - 特別引出権の使用、第19条第3項(a)
- 評議員：
 - 代理、付表D1(b)
 - 投票、付表D3(b)、5(b)及び(e)
 - 投票権停止後の退任、付表L3(b)
 - 任命及び任命に参加する加盟国の権利の停止、付表L(1)b
 - 評議員の任命及び評議会への出席、付表D1(a)及び(b)
 - 免除及び特権、付表D5(d)
- 評議会：
 - IMFの業務に関する規則及び細則を採択する権限、第12条第2項(g)、付表D5(a)
 - 委員会設置の権限、第12条第2項(j)、付表D5(a)
 - 会合、付表D4

索引

- 会合を招集することなしに総務の評決を得る権限、第12条第2項(f)、付表D5(a)
 規則の採択と手続の決定、付表D4
 議長の選定、付表D4
 協定の規定の一時的停止、第27条第1項(a)、付表D5(a)
 権限、第12条第2項(a)、(c)、(f)、(g)及び(j)、第18条第4項(a)及び(c)
 (iv)、第23条第1項、第27条第1項(a)、付表D5(a)及び6
 構成、付表D1(a)
 専務理事による特別引出権の配分又は消却に関する提議の要請、第18条
 第4項(c)(iv)、付表D5(a)
 専務理事の特別引出権の配分及び消却に関する提議への同意、第18条
 第4項(a)、付表D5(a)
 総務会の会合を招集する権限、第12条第2項(c)、付表D5(a)
 総務会の決定による設置、第12条第1項、付表D
 総務会の措置との一貫性、付表D3(c)
 投票権が停止された加盟国の代表、付表L4
 特別引出権会計に関連する事項に係る決定、付表D5(b)
 特別引出権の操作及び取引に関する規定の一時的停止、第23条第1項、
 付表D5(a)
 免除及び特権、付表D5(d)
- 不均衡(「国際収支」も参照):
 加盟国の国際収支上の不均衡の程度を軽減するというIMFの目的、
 第1条(vi)
 基礎的、是正又は回避のための平価の変更、付表C6及び7
 国際収支に深刻な不均衡をもたらす傾向にある状況に関する加盟国への
 報告書の公表、第12条第8項
 複数通貨措置、加盟国の回避の義務、第8条第3項
 不測の事態、第23条第1項、第27条第1項(a)、付表D5(a)
 不測の事態、特別引出権の配分及び消却の率又は期間の変更、第18条第3
 項、第4項(a)及び(d)
 物価指数、情報の提供、第8条第5項(a)(ix)
 物価の安定に向けて政策を注力する参加国の義務、第4条第1項(i)
 物価の動向、平価設定を決定する際に考慮、第4条第4項
- 平価(「為替取極」「為替相場」も参照):
 IMFの同意、付表C4
 安定的だが調整可能な平価を基盤とした一般的な為替取極制度の導入、
 第4条第4項
 一律の比例的変更、付表C11

義務の不履行、付表C7及び8
 直物為替取引、マージン、第27条第1項(a)(iv)、付表C5
 設定の権限、第4条第4項、付表C1
 廃止、付表C8
 非現実的、維持しないよう勧奨、付表C7
 平価が存続しないこととなった加盟国による新たな提議、付表C10
 変更、第28条(b)(iii)、付表C6及び7

貿易、国際、拡大及び均衡ある成長の促進、第1条(ii)

報告:

会計検査を了した計算書、第12条第7項(a)
 加盟国への公表、加盟国の通貨又は経済の状態で国際収支に深刻な不
 均衡をもたらす傾向にあるもの、第12条第8項
 為替制限、年次、第14条第3項
 操作及び取引並びに特別引出権、金及び加盟国通貨の保有額に関する
 概要書、第12条第7項(a)
 特定通貨の一般的不足、第7条第2項
 年次報告、第12条第7項(a)
 望ましいと認めるその他の報告、第12条第7項(b)

保有(「IMFの資産」も参照):

IMFが受け入れる証書を含む、第30条(a)
 IMFが保有する加盟国通貨の価額、維持、第5条第11項
 IMFの清算の際の配分、付表K
 一般資金勘定で保有される特別引出権、第17条第2項
 買戻し、付表B4
 買戻しが行われなかった加盟国通貨のIMFによる売却、第5条第7項(h)
 概要書の発表、第12条第7項(a)
 加盟国の通貨、IMF保有額、手数料の対象になる水準を超えることはな
 い、第3条第3項(a)、第5条第6項(b)、第7項(i)、第8項(e)及び第
 12項(c)
 加盟国の通貨、計算の率、第5条第10項(b)
 加盟国通貨のIMFの保有、第3条第3項(a)及び(c)、第5条第7項、第8項
 (b)、第9項、及び第11項、第13条第2項(a)、第30条(a)及び(c)
 加盟国通貨のIMF保有額の調整、第5条第11項(b)
 加盟国通貨の不足、第7条第3項
 参加国の特別引出権及び他の外貨準備の間の均衡のとれた関係、付表
 G1(b)
 参加国の特別引出権の均衡ある配分、第19条第5項(b)
 特別引出権の保有額の変更の記録、第16条第3項

索引

免除:「地位、免除及び特権」を参照

輸出変動補償融資、第30条(c)(i)

用語の説明、第30条(「用語の定義」も参照)

用語の定義:

1975年8月31日時点での加盟国、第30条(g)

IMFの運営、第30条(h)

IMFの取引、第30条(h)

経常取引のための支払い、第30条(d)

自由利用可能通貨、第30条(f)

スタンバイ取極、第30条(b)

特別引出権の純累積配分額、第30条(e)

特別引出権の操作、第30条(i)

特別引出権の取引、第30条(i)

リザーブ・トランシュの買入れ、第30条(c)

リザーブ・トランシュの買入れ:

IMFの一般資金の利用に関する条件、第5条第3項(b)(iii)

異議の提議はしない、第5条第3項(c)

サービス料、第5条第8項(a)(i)

資本移動に対応するための利用、第6条第2項、第27条第1項(a)(ii)

定義、第30条(c)

理事:

給与に対する租税からの免除、第9条第9項(b)

経過規定、付表E

顧問、免除及び特権、第9条第8項

選挙、第12条第3項(c)及び(d)、付表E

選出、付表E1(a)

選出された理事の空席、第12条第3項(f)

選出される人数の増減、第12条第3項(c)

選出又は選挙に参加する加盟国の権利の停止、付表L1(b)

代理、2人目の代理の任命、第12条第3項(e)

代理、空席の際の前理事の権限の行使、第12条第3項(f)

代理、総務会による報酬の決定、第12条第2項(i)

代理、任命及び権限、第12条第3項(e)

代理、評議会の会合に出席する権利、付表D1(b)

代理、免除及び特権、第9条第8項及び第9項(b)

投票、各理事の票数、第12条第3項(i)及び第5項

投票権の停止後の退任、付表L3(c)

- 人数、第12条第3項(b)及び(c)
- 評議会への出席、付表D1(b)
- 報酬、総務会による決定、第12条第2項(i)
- 免除及び特権、第9条第8項
- 理事会：
 - IMFの業務を行う責任、第12条第3項(a)
 - 委員会、第12条第2項(j)、第9条第8項
 - 会合、第12条第3項(g)
 - 会合の定足数、第12条第3項(h)、第21条(a)(ii)
 - 規則及び細則の採択、第12条第2項(g)
 - 規定、第12条第1項
 - 協定の解釈、決定、第21条(c)、第29条(a)
 - 協定の特定の規定の一時的停止、第27条第1項(a)(c)
 - 緊急時の操作及び取引の一時的停止、第27条第2項(a)
 - 恒久的な機能、第12条第3項(g)
 - 自国の行った要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている場合の会合への代表者の参加、第12条第3項(j)
 - 専務理事、議長、第12条第4項(a)
 - 専務理事、選出、第12条第4項(a)
 - 総務会による権限の委任、第12条第2項(b)及び第3項(a)
 - 総務会の会合を招集する権限、第12条第2項(c)
 - 総務会又は評議会の措置と相反する措置をとらない、付表D3(c)
 - 投票権が停止されている加盟国の代表者、付表L4
 - 特別引出権会計のみに係る事項に関する決定、第21条(a)(ii)
 - 特別引出権の操作及び取引の一時的停止、第23条第1項、第25条(a)
 - 特別引出権の配分及び消却に関する提議の合意、第18条第4項(a)及び(d)
 - 特別引出権の配分又は消却の一時的停止、第25条(a)
 - 特別引出権の配分又は消却の要請、第18条第4項(c)(iv)
 - 評議会、権限に相当する権限、付表D5(a)
 - 評議会を招集する権限、付表D4
 - 報酬、総務会による決定、第12条第2項(i)
- 理事に関する過渡的取極、付表E
- 流動性(国際)：
 - 加盟国の協力、第8条第7項
 - 監視、付表D2(a)
 - 国際的監視、第8条第7項

索引

領域:

IMFの免除、第9条第10項
 強制力を有しない、為替契約、第8条第2項(b)
 協定の受諾、第31条第2項(g)
 非加盟国との取引、第11条第1項及び第2項、第27条第1項(a)(iii)
 平価を設定している加盟国の領域内の直物為替取引のマージン、第27条
 第1項(a)(iv)、付表C5

例外的状況:

IMFが指定する他の加盟国の通貨又は加盟国自身の通貨による手数料
 の支払い、第5条第8項(e)、第27条第1項(a)(i)
 制限の撤廃に関する加盟国へのIMFの表明、第14条第3項
 取引について異なる交換比率で合意する参加国の権限、第19条第7
 項(b)
 割当額の減少、支払い、第3条第3項(c)

国際通貨基金出版サービスで印刷版を配布しています。
P.O. Box 92780, Washington, DC 20090, U.S.A.
電話: (202) 623-7430 FAX: (202) 623-7201
Eメール: publications@imf.org
ホームページ: www.imfbookstore.org



出版物

ARTICLES OF AGREEMENT
(JAPANESE)

ISBN-13: 978-1-51353-767-2



9 781513 537672